名古屋港管理組合公報

令和5年3月31日

(金曜日)

第83号

条
〇名占屋港官埋組台議会の保有する個人情報の保護に関する条例 ························· 1
○名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例 1 ○個人情報の保護に関する法律施行条例 10 ○給与条例の一部を改正する条例 12
○給与条例の一部を改正する条例12
○職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
○名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
規則
○名古屋港管理組合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 36 ○管理者が保有する個人情報の保護に関する規則 40 ○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 70 ○名古屋港管理組合事務部局組織規則等の一部を改正する規則 70
○管理者が保有する個人情報の保護に関する規則
○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
○名古屋港管理組合事務部局組織規則等の一部を改正する規則
○令和 3 年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領 72 ○令和 3 年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領 73 ○令和 5 年度名古屋港管理組合予算の要領 74 ○令和 4 年度名古屋港管理組合補正予算の要領 82
○令和3年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領
○令和 5 年度名古屋港管理組合予算の要領 ····································
○令和 4 年度名古屋港管理組合補正予算の要領 ····································
○個人情報の保護に関する法律施行条例第4条第2項に規定する写しの作成に要する費用の額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○個人情報の保護に関する法律施行条例第5条第1項に規定する口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報 85
○平成18年名士長港管理組合生子第37号の廃止 86
○平成18年名古屋港管理組合告示第21号の一部改正 86 ○利用料金の額の承認 87 ○港湾施設の変更 94
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○州川村立の領の承応 ************************************
○港湾施設の使用再開 ····································
○港湾施設の廃止
○名古屋港管理組合行政文書管理規程の一部改正 98 ○課の組織の分掌事務規程等の一部を改正する規程 98
議会事項
○名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の制定 ····································
○名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第31条に規定する写しの作成に要する費用の額 136
監査委員事項
○名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程の全部改正
人工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工

令和五年三月三十一日名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例を公布する。

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合条例第一号

名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例

目次

 \bigcirc

第一章 総則 (第一条—第三条)

第二章 個人情報等の取扱い (第四条—第十八条)

第三章 個人情報ファイル (第十九条)

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示 (第二十条—第三十二条)

第二節 訂正 (第三十三条—第三十九条)

第三節 利用停止 (第四十条—第四十五条)

第四節 審查請求 (第四十六条—第四十八条)

第五章 雑則 (第四十九条—第五十四条)

第六章 罰則 (第五十五条—第五十九条)

温宝

第一章 総則

(田約)

- (定義) 正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。 定かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。 を定め、議会の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにすることにより、議会の適第一条 この条例は、名古屋港管理組合議会(以下「議会」という。)における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項
- いう。第二条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものを
 - ことができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合するをいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。)で作られる記録一当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁
 - 二 個人識別符号が含まれるもの
- の議長(以下「議長」という。)が定めるものをいう。
 2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議会
 - 当該特定の個人を識別することができるもの一、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、
 - ることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されドその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカー
- 議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。た事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして3.この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被っ
- 限る。項える行政文書をいう。第二十一条第一項第二号及び第四十九条第二項において同じ。)に記録されているものに項に規定する行政文書をいう。第二十一条第一項第二号及び第四十九条第二項において同じ。)に記録されているものという。ただし、行政文書(名古屋港管理組合情報公開条例(平成十二年名古屋港管理組合条例第七号)第二条第二という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているようの条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第三章まで及び第六章において「職員」
- ら この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - **構成したもの** 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に
 - 人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの」 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個
- この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- ろ。の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいて この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他
 - することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元
 - を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。 二、第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号
- することができないようにしたものをいう。定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特
 - することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを合む。)。一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元
 - を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号
- 情報のいずれにも該当しないものをいう。 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工
- 成二十五年法律第二十七号)第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。
 」 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平
- 1 この条例において「保有特定個人情報」とは、特定個人情報であって、保有個人情報に該当するものをいう。
- という。) 別表第一に掲げる法人をいう。 独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。第二章及び第四十九条第一項において「法」以 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する
- する地方独立行政法人をいう。
 じ この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定

(議会の責務)

第三条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第二章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

- な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。 第四条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令又は条例の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要
- 報を保有してはならない。 る 議会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情
- 行ってはならない。 3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて

(利用目的の明示)

- る場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。第五条 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げ
 - 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - とき。とき。一利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある
 - 業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。三 利用目的を本人に明示することにより、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事
 - 四取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

- (適正な取得) 第六条 議長は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。
- 第七条 議長は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

ない。 第八条 議長は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければなら

(安全管理措置)

- 置を講じなければならない。 第九条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措
- 行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。2 前項の規定は、議会から個人情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を

(従事者の義務)

みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。の条及び第五十五条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容を及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下こくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保第十条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第二項の委託を受けた業務に従事している者若し

(漏えい等の通知)

- 該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものが生じたときは、本人に対し、議長が定めるところにより、当第十一条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利
 - → 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
 - 二 当該保有個人情報に第二十二条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

- らない。 第十二条 議長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはな
- ない。 又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りで因人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、2 前項の規定にかかわらず、議長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有
 - → 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - あって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 一議会が法令又は条例の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合で
 - とについて相当の理由があるとき。 又は条例の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用するこ定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令三、管理者、監査委員、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第二条第八項に規
 - き。者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があると四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する法令又は他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 議会の内部における利用を議会の事務局の特定の課文は職員に限るものとする。4、議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための
- の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。5 保有特定個人情報に関しては、第二項第二号から第四号までの規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定

無一頃	外の目的法令に基づく場合を除き、利用目的以	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
無川風	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第 二風跳 中	供するとき本人の同意があるとき、又は本人に提	同意を得ることが困難であるときる場合であって、本人の同意があり、又は本人の人の生命、身体又は財産の保護のために必要があ

(口頭による保有個人情報の閲覧の求め)

- めがあった場合においては、当該保有個人情報を閲覧させることができる。れがあると認められるものを除く。)のうち議長があらかじめ定めた保有個人情報について本人から口頭により閲覧の求第十三条 議長は、保有個人情報(本人に閲覧させることによって、当該本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそ
- ることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。3 前項の規定による閲覧の求めをする者は、議長が定めるところにより、当該閲覧の求めに係る保有個人情報の本人であ
- (保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)3 前二項の規定は、当該保有個人情報について第二十条第一項の規定はよる開示の請求をすることを妨げるものではない。
- 必要な措置を講ずることを求めるものとする。利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その第十四条 議長は、利用目的のために又は第十二条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する

(外国にある第三者への提供の制限)

- らかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。に保有個人情報を提供する場合には、法令又は条例に基づく場合及び第十二条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あ定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。) に利用目的以外の目的のためいて「相当措置」という。) を継続的に講ずるために必要なものとして法第七十一条第一項の個人情報保護委員会規則で節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第三項におら、以下この条において同じ。) にある第三者(法第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて法第四章第二で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として議長が定めるものを除第十五条 議長は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。)(個人の権利利益を保護する上
- 報を当該本人に提供しなければならない。 ける個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情2 議長は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、その定めるところにより、あらかじめ、当該外国にお
- 応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。ところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めにのために提供した場合には、法令又は条例に基づく場合及び第十二条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、その定める3 議長は、保有個人情報を外国にある第三者(第一項に規定する体制を整備している者に限る。)に利用目的以外の目的

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理が想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、第十六条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得すること

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

- において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。第十七条 議長は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第五十一条
- 定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第四十一条第一項の規3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人
- ない。
 ろ。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならよ。。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいに規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくる信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項4 議長は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者によ
- 業務を行う場合について準用する。5 前各項の規定は、議会から仮名加工情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を合む。)を受けた者が受託した

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

た個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第四十三第十八条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられ

2。 条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならな

- 理のために必要な措置を講じなければならない。3 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管
- 業務を行う場合について準用する。
 3 前二項の規定は、議会から匿名加工情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を合む。)を受けた者が受託した

第三章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- らない。の他議長が定める事項を記載した帳簿(第三項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければな第十九条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項そ
 - 一 個人情報ファイルの名称
 - 三個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - 三、個人情報ファイルの利用目的
 - される個人の範囲(同項第二号において「記録範囲」という。) 月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第一号へにおいて同じ。)として個人情報ファイルに記録四 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年
 - 五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この項及び次項において「記録情報」という。)の収集方法
 - 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - 七 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - 八 次条第一頃、第三十三条第一頃又は第四十条第一頃の規定による請求を受理する組織の名称及び所任地
 - 九 第三十三条第一項ただし書又は第四十条第一項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - 一 次に掲げる個人情報ファイル
 - の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。) 人事、議員報酬、給与、報酬又は福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員イ 議会の議員若しくは議員であった者又は職員苦しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその
 - ロ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ハ 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - ルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事頃のみを記録するもの二、資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイ
 - 専ら当該学術研究の目的のために利用するもの本 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を
 - へ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
 - ト イからへまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
 - ルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイ
 - 三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくはイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性3 第一項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファ

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一篇 開示

(開示請求権)

- 請求することができる。 第二十条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を
- ができる。は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第五十条において「開示請求」という。)をすることは、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第五十条において「開示請求」という。)をすることえ 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)

(開示請求の手続)

- なければならない。 第二十一条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「開示請求書」という。)を議長に提出してし
 - 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - りる事頃
 日、請示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足
- を提示し、又は提出しなければならない。と(前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であるこ
- 補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。いう。) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下この草において「開示請求者」と

(保有個人情報の開示義務)

- を開示しなければならない。 条までにおいて「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報第二十二条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(次条から第二十五
 - ある情報次号及び第三号、次条第二項並びに第二十九条第一項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれが、「開示請求者(第二十条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。
 - 者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 若しくは個人識別符れる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合二、開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であって、当該情報に合ま
 - **イ 法令若しくは条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報**
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - 等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分をいう。である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員、地方政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方ハ、当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行
 - だし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。た三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」
 - イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものたし,人の生命。像周 生得又に財函る伊護するため.開示することか必要であると認められる情報な際マ
 - であると認められるもの開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的日 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として
 - ぼすおそれがあるものに損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当四 議会、管理者、監査委員、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における
 - な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものる情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正五 議会、管理者、監査委員、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関す
 - の交渉上不利益を被るおそれ イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関と
 - ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - 又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれへ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ
 - 又は当事者としての地位を不当に害するおそれこ、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益
 - ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - 正当な利益を害するおそれト 地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の

(部分開示)

- を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。第二十三条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分
- 定を適用する。されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規できることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することがら、開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)

(战量均期示)

(保有個人情報の存否に関する情報)

- るため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。第二十四条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護す
- (開示請求に対する措置)することなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。第二十五条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示
- ない。ただし、第五条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければなら第二十六条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対
- 請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示

書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

- 該期間に算入しない。 なければならない。ただし、第二十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当第二十七条 前条各項の決定(以下この章において「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から十五日以内にし
- 由を書面により通知しなければならない。内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滯なく、延長後の期間及び延長の理り 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以

(開示決定等の期限の特例)

- 者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。では相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報についいて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい文障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議第二十八条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から四十五日以内にその全てにつ
 - 一 この項の規定を適用する旨及びその理由
 - 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
- の解散その他の事由により議長及び副議長がともに欠けている期間は、算入しない。2 前条(第一項ただし書を除く。)及び前項の規定による開示決定等をなすべき期間については、議員の任期満了、議会

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- きる。 ろにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることがでるにまり、当該情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるとこ人及び開示請求者以外の者(以下この条、第四十七条第二項第三号及び第四十八条において「第三者」という。)に関す第二十九条 開示請求に係る保有個人情報に名古屋港管理組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法
- 者の所在が判明しない場合は、この限りでない。内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十六条第一項の決定(以下この章及び第五十九条において「開示
 - 二十二条第二号ロ又は第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。一、第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第
 - 三 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第二十四条の規定により期示しようとするとき。
- 知しなければならない。 対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通二週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第四十七条において「反表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも3 議長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を

(開示の実施)

- を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲第三十条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、
- の方法その他の議長が定める事項を申し出なければならない。 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施
- し、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。3 前項の規定による申出は、第二十六条第一項の規定による通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただ

(開示請求に係る写しの作成等に要する費用の負担)

交付及び送付に準ずるものとして議長が定めるものに要する費用を負担しなければならない。しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録について同項本文に規定する方法により開示を受ける者にあっては写しの第三十一条 前条第一項の規定に基づき、文書又は図画について写しの交付の方法により開示を受ける者にあっては当該写

(法令又は他の条例による開示の実施との調整)

- ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内第一項ただし書において同じ。)の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第三十条第一項本文に第二十二条 議長は、法令又は他の条例(名古屋港管理組合情報公開条例を除く。次項、次条第一項ただし書及び第四十条
- 前項の規定を適用する。3 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第三十条第一項本文の閲覧とみなして、3
- 3 第一項の規定は、保有特定個人情報については、適用しないものとする。

第二節 訂正

(訂正請求権)

合む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令又は他の条事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を第三十三条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第四十条第一項において同じ。)の内容が

図の関定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- | 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- 二 開示決定に係る保有個人情報であって、前条第一項の法令又は他の条例の規定により開示を受けたもの
- することができる。
 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第五十条において「訂正請求」という。)を
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

- なければならない。 第三十四条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「訂正請求書」という。)を議長に提出してし
 - | 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - 訂正請求に係る保有固人情報の謂示を受けた日その他当該保有固人情報を特定するに足りる事項
 - 三 訂正請求の趣旨及び理由
- を提示し、又は提出しなければならない。と(前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であるこ
- いう。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」と

(保有個人情報の訂正義務)

有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。第三十五条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保

(訂正請求に対する措置)

- 書面により通知しなければならない。 第三十六条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を
- より通知しなければならない。3 譲長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求に好る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面に

(訂正決定等の期限)

- 該期間に算入しない。 なければならない。ただし、第三十四条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当第三十七条 前条各項の決定(以下この章において「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から三十日以内にし
- 由を書面により通知しなければならない。内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理り 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以

(訂正決定等の期限の特例)

- を書面により通知しなければならない。 定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項第三十八条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決
 - 一 この項の規定を適用する旨及びその理由
 - 二 訂正決定等をする期限
- の解散その他の事由により議長及び副議長がともに欠けている期間は、算入しない。2 前条(第一項ただし書を除く。)及び前項の規定による訂正決定等をなすべき期間については、議員の任期満了、議会

(保有個人情報の提供先への通知)

るときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。第三十九条 議長は、第三十六条第一項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認め

第三節 利用停止

(利用停止請求権)

- 定められているときは、この限りでない。消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続がところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、第四十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定める
 - 有個人情報の利用の停止又は消去に違反して取得されたものであるとき、又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき、当該保工 第四条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六条の規定に違反して取り扱われているとき、第七条の規定
 - 上 第十二条第一項及び第二項又は第十五条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停
- 別するための番号の利用等に関する法律第十九条」とする。き」と、同項第二号中「第十二条第一項及び第二項又は第十五条第一項」とあるのは「行政手続における特定の個人を識で作成された特定個人情報ファイル(同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されていると等に関する法律第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十九条の規定に違反しに係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用して利用されているとき」とあるのは「第十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項の規定に違反と保有特定個人情報に関する前項の規定の適用については、同項第一号中「又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反
- いう。) をすることができる。 3 代理人は、本人に代わって第一項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第五十条において「利用停止請求」と

- (利用停止請求の手続)4 利用停止請求の手続)保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。
- 出してしなければならない。 第四十一条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「利用停止請求書」という。)を議長に提
 - 一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - 二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - 三、利用停止請求の趣旨及び理由
- こと)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。であること(前条第三項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人である2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人
- 止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停

(保有個人情報の利用停止義務)

- (利用停止請求に対する措置)性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。ならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければ**第四十二条**議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における
- し、その旨を書面により通知しなければならない。 第四十三条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対
- の旨を書面により通知しなければならない。 3 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、そ

(利用停止決定等の期限)

- 正に要した日数は、当該期間に算入しない。 日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補**第四十四条** 前条各項の決定(次条から第四十七条までにおいて「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった
- の理由を書面により通知しなければならない。 内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以

(利用停止決定等の期限の特例)

- に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次**第四十五条** 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利
 - 一 この項の規定を適用する旨及びその理由
 - 二 利用停止決定等をする期限
- 議会の解散その他の事由により議長及び副議長がともに欠けている期間は、算入しない。3 前条(第一項ただし書を除く。)及び前項の規定による利用停止決定等をなすべき期間については、議員の任期満了、

第四節 審查請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

- (審査請求があったときの諮問)審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項本文の規定は、適用しない。第四十六条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る
- という。) に諮問しなければならない。(令和五年名古屋港管理組合後外第二号)第七条第一項に規定する名古屋港管理組合個人情報保護審議会(以下「審議会」で審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、個人情報の保護に関する法律施行条例第四十七条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為につい
 - 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - 人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。) 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審查請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個
 - 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
 - 四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前頃の規定により諮問をした場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - て同じ。) 一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第二号におい
 - 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - である場合を除く。)三・当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

- 第四十八条 第二十九条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
 - 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - 示している場合に限る。) 請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表二 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査

第五章 雑訓

(適用除外等)

- 情報に相当する保有個人情報については、適用しない。 第四十九条 前章の規定は、法令の規定により法第五章第四節の規定が適用されない法第六十条第一項に規定する保有個人
- ついては、議会に保有されていないものとみなす。ためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第四節を除く。)の規定の適用にものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にある2 保有個人情報(名古屋港管理組合情報公開条例第七条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されている

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

状等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請**第五十条** 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

に努めなければならない。 第五十一条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理

(審議会への諮問)

めるときは、審議会に諮問することができる。 第五十二条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認

(施行の状況の公表)

- (委任) 第五十三条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
- 第五十四条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第六章 罰則

- 役又は百万円以下の罰金に処する。号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第五項第一しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働第五十五条 職員若しくは職員であった者、第九条第二項若しくは第十七条第五項の委託を受けた業務に従事している者若
- で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第五十六条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的
- 文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。第五十七条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された
- **第五十八条** 前三条の規定は、名古屋港管理組合の管轄する区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。
- る。第五十九条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処す

密 副

(搖行期日)

1 この条例は、今和五年四月一日から施行する。

(名古屋港管理組合情報公開条例の一部改正)

- 2 名古屋港管理組合情報公開条例の一部を次のように改正する。
 - る。 第十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(開示決定等の期限の特例)」を付し、同条の次に次の一条を加え
 - 期間は、算入しない。 なすべき期間については、議員の任期満了、議会の解散その他の事由により議会の議長及び副議長がともに欠けている第十三条の二 実施機関が議会の場合における第十二条(第一項ただし書を除く。)及び前条の規定による開示決定等を

屋港管理組合条例第一号)を除く。以下同じ。)」を加える。第十八条第一号中「の条例」の下に「(名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和五年名古

個人情報の保護に関する法律施行条例を公布する。

令柜压车三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合条例第二号

個人情報の保護に関する法律施行条例

(國加)

び運営等について必要な事項を定めるものとする。法第八十二条各項の決定の期限、口頭による保有個人情報の閲覧の求め、名古屋港管理組合個人情報保護審議会の組織及第一条、この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)の規定に基づき、

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - | 実施機関 管理者及び監査委員をいう。
 - 二 保有個人情報 法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。

(開示決定等の期限)

法第八十四条中「六十日」とあるのは「四十五日」とする。第三条 実施機関がする法第八十二条各項の決定については、法第八十三条第一項中「三十日」とあるのは「十五日」と、

(開示請求に係る手数料の額及び写しの作成等に要する費用の負担)

- 第四条 法第八十九条第二項の条例で定める額は、零円とする。
- ばならない。付に準ずるものとして実施機関の規則(実施機関の規程を含む。以下同じ。)で定めるものに要する費用を負担しなけれ付に準ずるものとして実施機関の規則(実施機関の規程を含む。以下同じ。)で定めるものに要する費用を負担しなけれない方式で作られる記録をいう。)について同項本文に規定する方法により開示を受ける者にあっては写識することができしの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ、法第八十七条第一項の規定に基づき、文書又は図画について写しの交付の方法により開示を受ける者にあっては当該写

(口頭による保有個人情報の閲覧の求め)

- 覧の求めがあった場合においては、当該保有個人情報を閲覧させることができる。それがあると認められるものを除く。)のうち実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について本人から口頭により閲第五条 実施機関は、保有個人情報(本人に閲覧させることによって、当該本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するお
- の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。3 前項の規定による閲覧の求めをする者は、実施機関の規則で定めるところにより、当該閲覧の求めに係る保有個人情報
- ない。 3 前二項の規定は、当該保有個人情報について法第七十六条第一項の規定による開示の請求をすることを妨げるものでは

(審議会への諮問)

- る。 に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、名古屋港管理組合個人情報保護審議会に諮問することができ第六条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見
 - 一 この条例の改廃の立案をしようとする場合
 - 又は廃止しようとする場合 | 、法第六十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により講ずる措置の基準を定め、変更し、
 - (名古屋港管理組合個人情報保護審議会)三、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定め、変更し、又は廃止しようとする場合
- 正な取扱いに関する事項について調査審議する。する同条第一項の規定による諮問に応じ審人情報の適する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するほか、前条の規定による諮問に応じ個人情報の適**第七条** 名古屋港管理組合個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)は、法第百五条第三項において読み替えて準用
- 2番議会は、委員三人以内で組織する。
- ∞ 委員は、学識経験のある者のうちから管理者が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ら 委員は、再任されることができる。
- 多員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審議会の調査審議の手続)

- 審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。条において同じ。)に対し、審査請求に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁(同項の規定により審議会に諮問をした実施機関をいう。以下この第八条 審議会は、法第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調
- 2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- う求めることができる。情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう 審議会は、第一項に規定する調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る保有個人
- 4 審議会の行う第一項に規定する調査審議の手続は、公開しない。

(規則への委任)

- (法の施行の状況の公表) 第**九条** 前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
- 第十条 管理者は、実施機関に対し、法の施行の状況について報告を求めることができる。
- 2 管理者は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。
- **第十一条** 第七条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。(罰則)

密 副

この条例は、令和五年四月一日から施行する。(施行期日)

(名古屋港管理組合個人情報保護条例の廃止)

- (旧条例の廃止に伴う経過措置) る古屋港管理組合個人情報保護条例(平成十八年名古屋港管理組合条例第四号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
- 行日」という。) 以後も、なお従前の例による。の内容をみだりに他人に知らせ、文は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行の日 (以下「施の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行の日 (以下「旧督人情報」という。)るその職務又は事務若しくは業務に関して知り得た旧条例第二条第二号に規定する個人情報(以下「旧督人情報」という。)。次に掲げる者に係る旧条例第九条又は第十条第三項(旧条例第十条第四項において準用する場合を含む。)の規定によ
 - ば施行日前において旧実施機関の職員であった者一この条例の施行の際現に旧条例第二条第一号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又

- 二 施行日前において旧実施機関から委託を受けた旧国人情報を取り扱う事務に従事していた者
- 定管理者に行わせていた公の施設の管理の業務に従事していた者三一施行日前において旧実施機関が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指三
- がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。4 施行日前に旧条例第十三条、第二十七条第一項若しくは第二項又は第三十五条第一項若しくは第二項の規定による請求
- 以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、二年物であって一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるようにる事項が記録された旧条例第二条第五号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合ら、附則第三項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属す
- は五十万円以下の罰金に処する。個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又ら 附則第三項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有
- その任期は、同条第四項の規定にかかわらず、旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。審議会」という。)の委員である者は、施行日に、第七条第三項の規定により審議会の委員に任命されたものとみなし、7 この条例の施行の際現に旧条例第四十三条第一項の規定により置かれた名古屋港管理組合個人情報保護審議会(以下「旧
- 規定の例によるものとし、当該諮問について旧審議会がした調査審議の手続は審議会がした調査審議の手続とみなす。申がされていないものは、審議会にされた諮問とみなす。この場合において、当該諮問に係る調査審議の手続は旧条例の例 施行日前に旧条例第四十一条の二第一項の規定により旧審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答
- 前の例による。四十三条第六項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従り、この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又は施行日前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第
- おける施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。第十条第一項に規定する行為を除く。)並びに附則第四項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合にい 施行日前にした行為(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)附則

(名古屋港管理組合手数料条例の一部改正)

- 第二条第一項第六号を次のように改める。

 1 名古屋港管理組合手数料条例(昭和三十三年名古屋港管理組合条例第三号)の一部を次のように改正する。
 - に除る提出資料の写し等の交付大り各古屋港管理組合個人情報保護審議会の調査審議に関する文書の交付の事務大り古屋港管理組合行政不服審査会及び名古屋港管理組合個人情報保護審議会の調査審議に関する文書の交付の事務

情報保護審議会」を加える。第六条第二項中「者又は」を「者、」に改め、「名古屋港管理組合行政不服審査会」の下に「及び名古屋港管理組合個人

(名古屋港管理組合情報公開条例の一部改正)

- (名古屋港管理組合暴力団排除条例の一部改正)を加え、「(名古屋港管理組合暴力団排除条例の一部改正)。を加え、「(名古屋港管理組合個人情報保護条例 (平成十八年名古屋港管理組合条例第四号)を除く。以下同じ。)」第十八条第一号中「法令」の下に「(個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号)を除く。以下同じ。)」2 名古屋港管理組合情報公開条例(平成十二年名古屋港管理組合条例第七号)の一部を次のように改正する。
- (平成十五年法律第五十七号)第二条第一項一に改める。護に関する法律施行条例(令和五年名古屋港管理組合条例第二号)」に、「同条第二号」を「個人情報の保護に関する法律第五条第一項中「名古屋港管理組合個人情報保護条例(平成十八年名古屋港管理組合条例第四号)」を「個人情報の保以 名古屋港管理組合暴力団排除条例(平成二十四年名古屋港管理組合条例第一号)の一部を次のように改正する。

給与条例の一部改正する条例を公布する。

令 和 五 五 三 二 十 二 日

名古屋市長 河村 たかし名古屋港管理組合管理者

名古屋港管理組合条例第二号

給与条例の一部を改正する条例

第一条 給与条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号)の一部を次のように改正する。

「十七万六千二百円」を「十七万九千六百円」に改める。第六条第十一項ただし書中「二十五万九千四百円」を「二十六万二千四百円」に改め、同条第十二項ただし書中

める。「百分の五十五」を「六月に支給する場合においては百分の五十五、十二月に支給する場合においては百分の六十」に改の四十五」を「割合は、六月に支給する場合においては百分の四十五、十二月に支給する場合においては百分の百二十五」に改め、同条第四項中「支給する場合においては百分の百二十五」に改め、同条第四項中「支給する時期ごとの割合は、百分分の九十五、十二月に支給する場合においては百分の百五」に、「百分の百十五」を「六月に支給する場合においては百分第二十一条の二第三項中「支給する時期ごとの割合は、百分の九十五」を「割合は、六月に支給する場合においては百

別表第一及び別表第一の二を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	- //X 給料月額	給料月額	給料月額
. J /PH	円	円	円	円	円	円	円	円	MU19171 TE
1	135,700	160,400	216,100	230,400	245,000	272,100	324,500	394,300	413,500
	,	,	,	,	,	(310,500)	(370,000)	,	,
2	136,500	161,600	217,700	231,800	247,000	274,200	327,300	397,500	417,100
	·	ŕ	,	,		(313,000)	(372,800)		ĺ
3	137,300	162,800	219,300	233,200	249,000	276,300	330,100	400,700	420,700
						(315,400)	(375,600)		
4	138,100	163,900	220,800	234,600	250,900	278,300	332,900	403,900	424,200
						(317,800)	(378,400)		
5	138,900	165,000	222,300	236,000	252,800	280,300	335,600	407,000	427,700
						(320,200)	(381,100)		
6	139,700	166,600	223,900	238,000	254,900	282,500	338,300	410,100	431,400
						(322,700)	(383,600)		
7	140,500	168,200	225,500	240,000	256,900	284,700	341,000	413,200	435,100
						(325,200)	(386,100)		
8	141,300	169,800	227,000	241,900	258,900	286,800	343,700	416,300	438,80
						(327,600)	(388,600)		
9	142,100	171,400	228,500	243,800	260,900	288,900	346,300	419,400	442,50
						(330,000)	(391,000)		
10	143,000	174,100	230,400	245,800	263,000	291,200	348,700	422,400	446,20
						(332,400)	(393,500)		
11	143,800	176,800	232,300	247,800	265,100	293,400	351,100	425,400	449,80
						(334,800)	(396,000)		
12	144,600	179,500	234,200	249,700	267,200	295,600	353,500	428,400	453,40
						(337,100)	(398,400)		
13	145,400	182,200	236,100	251,600	269,200	297,800	355,900	431,300	457,00
						(339,400)	(400,800)		
14	146,500	183,800	238,000	253,700	271,300	300,100	358,200	434,200	460,50
						(341,800)	(402,900)		
15	147,600	185,400	239,900	255,800	273,400	302,400	360,500	437,100	464,00
						(344,100)	(405,000)		
16	148,600	187,000	241,800	257,800	275,500	304,700	362,800	440,000	467,50
						(346,400)	(407,100)		
17	149,600	188,600	243,700	259,800	277,500	306,900	365,000	442,800	470,90
						(348,700)	(409,100)		
18	150,700	190,200	245,600	262,000	279,600	309,300	367,200	445,700	474,20
1.5			0.4			(351,000)	(410,500)		
19	151,800	191,800	247,500	264,100	281,700	311,700	369,400	448,500	477,50
0.0	150.000	100.000	0.40.400	000.000	000.000	(353,300)	(411,900)	451.000	400 ==
20	152,900	193,300	249,400	266,200	283,800	314,100	371,600	451,300	480,70
0.4	150.000	104000	051.000	000 000	005.000	(355,600)	(413,300)	454100	400.00
21	153,900	194,800	251,300	268,300	285,900	316,400	373,800	454,100	483,90
0.0	155,000	100 400	050.000	070 500	000 100	(357,800)	(414,600)	450.500	40500
22	155,000	196,400	253,200	270,500	288,100	318,800	376,000	456,700	487,000
0.0	150 100	100.000	055 100	979.600	200 200	(360,100)	(416,000)	450.000	400 10
23	156,100	198,000	255,100	272,600	290,200	321,200	378,100	459,300	490,100
						(362,300)	(417,400)		

24	157,200	199,500	257,000	274,700	292,300	323,600	380,200	461,900	493,200
	201,200	200,000	201,000			(364,500)	(418,800)	101,000	,
25	158,200	201,000	258,900	276,800	294,400	325,900	382,300	464,500	496,200
						(366,700)	(420,100)		
26	159,500	202,600	260,800	279,000	296,600	327,900	384,400	466,400	499,300
						(369,000)	(421,300)		
27	160,800	204,200	262,700	281,100	298,700	329,900	386,400	468,300	502,400
						(371,200)	(422,500)		
28	162,000	205,700	264,600	283,200	300,800	331,900	388,400	470,200	505,400
						(373,400)	(423,700)		
29	163,200	207,200	266,500	285,300	302,900	333,800	390,400	472,100	508,400
						(375,600)	(424,900)		
30	165,000	208,800	268,400	287,500	305,100	335,700	392,100	474,000	511,500
0.4	10000	0.4.0.4.0.0				(377,800)	(426,000)		
31	166,800	210,400	270,300	289,600	307,300	337,600	393,800	475,900	514,500
20	160600	911 000	272 200	201.700	200.400	(380,000)	(427,100)	477 700	F17 F00
32	168,600	211,900	272,200	291,700	309,400	339,500 (382,100)	395,400 (428,100)	477,700	517,500
33	170,400	213,400	274,100	293,800	311,500	341,400	397,000	479,500	520,500
33	170,400	210,400	214,100	233,000	311,000	(384,200)	(429,100)	413,300	320,300
34	173,400	215,000	276,000	296,000	313,800	343,300	398,400	481,000	523,500
	110,100	210,000	210,000	200,000	010,000	(385,800)	(430,000)	101,000	020,000
35	176,300	216,600	277,900	298,200	316,100	345,200	399,800	482,500	526,500
	·	·		·		(387,400)	(430,900)		
36	179,200	218,100	279,800	300,400	318,400	347,100	401,200	484,000	529,500
						(389,000)	(431,800)		
37	182,100	219,600	281,700	302,500	320,600	349,000	402,500	485,400	532,400
						(390,500)	(432,700)		
38	183,700	221,200	283,600	304,600	322,800	350,900	403,700	486,800	535,200
						(391,400)	(433,400)		
39	185,300	222,800	285,500	306,700	325,000	352,800	404,900	488,200	537,900
4.0	10000					(392,300)	(434,100)	400 -	- 40.000
40	186,800	224,300	287,400	308,800	327,100	354,700	406,100	489,500	540,600
41	188,300	225 200	200 200	210 000	220.200	(393,200)	(434,800)	400 900	543,300
41	100,300	225,800	289,200	310,800	329,200	356,500 (394,100)	407,300 (435,400)	490,800	045,500
42	189,200	227,400	291,100	312,700	331,300	358,300	408,100	492,100	546,000
12	100,200	221,100	201,100	0.2,,00	331,000	(394,800)	(436,100)	102,100	0.10,000
43	190,100	229,000	293,000	314,600	333,300	360,000	408,900	493,300	548,700
						(395,500)	(436,800)		
44	191,000	230,500	294,900	316,500	335,300	361,700	409,600	494,500	551,400
						(396,200)	(437,400)		
45	191,900	232,000	296,700	318,300	337,300	363,400	410,300	495,700	554,000
						(396,900)	(438,000)		
46	192,800	233,600	298,600	320,200	339,200	365,200	411,000	496,800	556,700
						(397,600)	(438,700)		
47	193,700	235,200	300,400	322,000	341,000	366,900	411,700	497,900	559,300
40	10.10	000 = -	0.000	00000	0.40.0	(398,300)	(439,400)	460.055	F01.00
48	194,600	236,700	302,200	323,800	342,800	368,600	412,300	499,000	561,900
40	105 500	990 900	204000	205 600	944600	(399,000)	(440,000)	E00 100	EG 4 FOO
49	195,500	238,200	304,000	325,600	344,600	370,300	412,900	500,100	564,500

\Box										
							(399,700)	(440,600)		
	50	196,400	239,800	305,900	327,500	346,400	371,600	413,600	501,200	567,100
							(400,400)	(441,300)		
	51	197,300	241,400	307,700	329,300	348,200	372,900	414,200	502,300	569,700
							(401,100)	(442,000)		
	52	198,200	242,900	309,500	331,100	350,000	374,100	414,800	503,300	572,300
							(401,800)	(442,600)		
	53	199,100	244,400	311,300	332,900	351,700	375,300	415,400	504,300	574,900
			2.40.000	040400	224422		(402,500)	(443,200)		
	54	200,000	246,000	313,100	334,400	352,900	376,400	416,100	505,400	577,500
		900 000	0.47.000	214000	225 000	254100	(403,200)	(443,900)	F0C 400	E00 100
	55	200,900	247,600	314,800	335,800	354,100	377,500	416,700 (444,600)	506,400	580,100
	56	201,800	249,100	316,500	337,200	355,300	(403,800) 378,500	417,300	507,400	582,700
	50	201,000	249,100	310,500	337,200	300,300	(404,400)	(445,200)	307,400	362,700
	57	202,700	250,600	318,200	338,600	356,400	379,500	417,900	508,400	585,200
	01	202,100	200,000	010,200	000,000	000,100	(405,000)	(445,800)	000,100	000,200
	58	203,600	252,200	319,700	339,700	357,300	380,200	418,600	509,500	587,800
				,			(405,700)	(446,500)		,
	59	204,500	253,800	321,200	340,800	358,200	380,900	419,200	510,500	590,400
		·	·	·		·	(406,300)	(447,200)		
	60	205,400	255,300	322,600	341,800	359,100	381,600	419,800	511,500	593,000
							(406,900)	(447,800)		
	61	206,300	256,800	324,000	342,800	360,000	382,300	420,400	512,500	595,500
							(407,500)	(448,400)		
	62	207,200	258,400	325,400	343,800	360,900	383,000	421,100		
							(408,200)	(449,100)		
	63	208,100	259,900	326,800	344,800	361,800	383,600	421,700		
							(408,800)	(449,800)		
	64	209,000	261,400	328,200	345,800	362,700	384,200	422,300		
							(409,400)	(450,400)		
	65	209,900	262,900	329,600	346,800	363,500	384,800	422,900		
	0.0	010000	0.000.000	000000	0.45.500	004000	(410,000)	(451,000)		
	66	210,800	263,900	330,900	347,500	364,200	385,500	423,600		
	6.7	211.700	264000	222 200	240 100	264000	(410,700)	(451,700)		
	67	211,700	264,900	332,200	348,100	364,900	386,100 (411,300)	424,200 (452,400)		
	68	212,600	265,900	333,500	348,700	365,600	386,700	424,800		
		212,000	230,000	550,000	3 10,100	330,000	(411,900)	(453,000)		
	69	213,500	266,800	334,700	349,300	366,300	387,300	425,400		
		,	,	,	,	,	(412,500)	(453,600)		
	70	214,400	267,800	335,800	349,900	367,000	388,000	426,100		
							(413,200)	(454,300)		
	71	215,300	268,800	336,900	350,500	367,700	388,600	426,700		
							(413,800)	(455,000)		
	72	216,200	269,800	338,000	351,100	368,300	389,200	427,300		
							(414,400)	(455,600)		
	73	217,000	270,700	339,000	351,700	368,900	389,800	427,900		
							(415,000)	(456,200)		
	74	217,800	271,600	339,700	352,300	369,600	390,500	428,600		
						<u> </u>	(415,600)	(456,900)		

75	218,600	272,500	340,400	352,900	370,300	391,100	429,200	
						(416,200)	(457,600)	
76	219,400	273,400	341,100	353,500	370,900	391,700	429,800	
						(416,800)	(458,200)	
77	220,200	274,200	341,700	354,100	371,500	392,300	430,400	
						(417,400)	(458,800)	
78	221,000	275,100	342,400	354,700	372,200	393,000	431,100	
						(418,000)	(459,500)	
79	221,800	276,000	343,000	355,300	372,900	393,600	431,700	
0.0	000.000	076.000	0.40.000	055.000	070 500	(418,600)	(460,200)	
80	222,600	276,800	343,600	355,900	373,500	394,200	432,300	
81	223,400	277,600	344,200	356,500	374,100	(419,200) 394,800	(460,800) 432,900	
01	223,400	211,000	344,200	330,300	374,100	(419,800)	(461,400)	
82	224,200	278,500	344,800	357,100	374,800	395,500	433,600	
9 -		2.0,000	0 1 1,000	001,200	3, 2,000	(420,400)	200,000	
83	225,000	279,400	345,400	357,700	375,500	396,100	434,200	
		·	·	·	·	(421,000)		
84	225,800	280,200	346,000	358,300	376,100	396,700	434,800	
						(421,600)		
85	226,500	281,000	346,600	358,900	376,700	397,300	435,400	
						(422,200)		
86	227,300	281,800	347,200	359,500	377,400	398,000	436,100	
						(422,800)		
87	228,100	282,600	347,800	360,100	378,100	398,600	436,700	
0.0	000.000	000 400	0.40.400	000 700	270 700	(423,400)	407.000	
88	228,900	283,400	348,400	360,700	378,700	399,200 (424,000)	437,300	
89	229,600	284,100	349,000	361,300	379,300	399,800	437,900	
	220,000	201,100	010,000	001,000	010,000	(424,600)	101,000	
90	230,400	284,800	349,600	361,900	380,000	400,500	438,600	
	,	,	,	,	ŕ	,	,	
91	231,200	285,500	350,200	362,500	380,700	401,100	439,200	
92	232,000	286,200	350,800	363,100	381,300	401,700	439,800	
93	232,700	286,800	351,400	363,700	381,900	402,300	440,400	
94	233,300	287,500	352,000	364,300	382,600	403,000	441,100	
0.5	999 000	200 200	250.600	264000	202 200	400.600	441.700	
95	233,900	288,200	352,600	364,900	383,300	403,600	441,700	
96	234,400	288,900	353,100	365,500	383,900	404,200	442,300	
00	201,100	200,000	000,100	550,000	550,500	101,200	112,000	
97	234,900	289,500	353,600	366,000	384,500	404,800	442,900	
98	235,400	290,200	354,200	366,600	385,200	405,500		
99	235,900	290,900	354,800	367,200	385,900	406,100		
100	236,300	291,500	355,300	367,800	386,500	406,700		

101	236,700	292,100	355,800	368,300	387,100	407,300		
102	237,200	292,600	356,400	368,900	387,800	407,900		
103	237,600	293,100	356,900	369,500	388,500	408,500		
104	238,000	293,600	357,400	370,000	389,100	409,100		
105	238,400	294,000	357,900	370,500	389,700	409,700		
106	238,900	294,400	358,400	371,100	390,400	410,300		
107	239,300	294,800	358,900	371,700	391,100	410,900		
108	239,700	295,200	359,400	372,200	391,700	411,500		
109	240,100	295,600	359,900	372,700	392,300	412,100		
110		296,000	360,400	373,300	393,000	412,700		
111		296,400	360,900	373,900	393,600	413,300		
112		296,800	361,400	374,400	394,200	413,900		
113		297,200	361,900	374,900	394,800	414,400		
114	:	297,600	362,400	375,500	395,500			
115		298,000	362,900	376,100	396,100			
116		298,400	363,400	376,600	396,700			
117		298,800	363,900	377,100	397,300			
118		299,200	364,400	377,700	398,000			
119		299,600	364,900	378,300	398,600			
120		300,000	365,400	378,800	399,200			
121		300,300	365,900	379,300	399,800			
122		300,700		379,900	400,500			
123		301,100		380,500	401,100			
124	:	301,500		381,000	401,700			
125		301,800		381,500	402,300			

126	302,200	382,100	403,000		
127	302,600	382,700	403,600		
128	303,000	383,200	404,200		
129	303,300	383,700	404,800		
130	303,700	384,300	405,400		
131	304,100	384,900	406,000		
132	304,400	385,400	406,600		
133	304,700	385,900	407,200		
134	305,100	386,500			
135	305,500	387,100			
136	305,800	387,600			
137	306,100	388,100			
138	306,500	388,700			
139	306,800	389,300			
140	307,100	389,800			
141	307,400	390,300			
142	307,800	390,900			
143	308,100	391,500			
144	308,400	392,000			
145	308,700	392,500			
146		393,100			
147		393,700			
148		394,200			
149		394,700			
150		395,300			
151		395,900			

						1	
	152			396,400			
	153			396,900			
	154			397,500			
	155			398,100			
	156			398,600			
	157			399,100			

備考

- 1 この表の 6 級の 1 号給から89号給までの括弧内の金額は、 6 級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 2 この表の 7 級の 1 号給から81号給までの括弧内の金額は、 7 級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

別表第1の2 (第5条関係)

技能労務職給料表

職務の級	1級	2 級	3 級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	139,500	153,400	207,000	230,000
2	140,400	154,800	208,300	231,100
3	141,300	156,200	209,600	232,200
4	142,200	157,600	210,900	233,300
5	143,100	159,000	212,200	234,300
6	144,000	160,400	213,600	235,400
7	144,900	161,800	215,000	236,500
8	145,800	163,200	216,400	237,600
9	146,700	164,600	217,700	238,600
10	147,600	166,000	219,500	239,700
11	148,500	167,400	221,300	240,800
12	149,400	168,800	223,000	241,900
13	150,300	170,200	224,700	242,900
14	151,300	171,600	225,800	244,000
15	152,300	173,000	226,900	245,100
16	153,200	174,400	228,000	246,200
17	154,100	175,800	229,100	247,200
18	155,200	177,200	230,200	248,300
19	156,300	178,600	231,300	249,400
20	157,400	180,000	232,400	250,500
21	158,500	181,400	233,500	251,500
22	159,600	182,800	234,600	252,600
23	160,700	184,200	235,700	253,700
24	161,800	185,600	236,700	254,800
25	162,900	187,000	237,700	255,800
26	164,300	188,200	238,800	257,000
27	165,600	189,400	239,900	258,200
28	166,900	190,500	240,900	259,300
29	168,200	191,600	241,900	260,400
30	169,600	193,000	243,000	261,500
31	171,000	194,400	244,100	262,600
32	172,300	195,800	245,100	263,600
33	173,600	197,200	246,100	264,600
34	175,100	198,400	247,200	265,600
35	176,600	199,500	248,300	266,600
36	178,100	200,600	249,300	267,600
37	179,600	201,700	250,300	268,500
38	181,000	202,800	251,400	269,500
39	182,400	203,900	252,500	270,500
40	183,800	204,900	253,500	271,500
41	185,200	205,900	254,500	272,400
42	186,600	207,000	255,600	273,400
43	188,000	208,000	256,700	274,400
44	189,400	209,000	257,700	275,300
45	190,700	210,000	258,700	276,200
46	192,100	211,000	259,800	277,200

47	193,500	212,000	260,800	278,200
48	194,800	213,000	261,800	279,100
49	196,100	213,900	262,800	280,000
50	197,300	214,900	263,900	281,000
51	198,400	215,900	264,900	282,000
52	199,500	216,800	265,900	282,900
53	200,600	217,700	266,900	283,800
54	201,700	218,700	267,900	284,700
55	202,800	219,600	268,900	285,600
56	203,800	220,500	269,900	286,500
57	204,800	221,400	270,900	287,300
58	205,800	222,400	271,900	288,200
59	206,800	223,300	272,900	289,100
60	207,800	224,200	273,900	290,000
61	208,800	225,100	274,900	290,800
62	209,700	226,100	275,900	291,700
63	210,500	227,000	276,900	292,600
64	211,300	227,900	277,800	293,400
65	212,100	228,800	278,700	294,200
66	212,700	229,700	279,500	295,100
67	213,300	230,600	280,300	296,000
68	213,900	231,500	281,100	296,800
69	214,400	232,400	281,800	297,600
70	214,900	233,300	282,600	298,300
71	215,300	234,200	283,400	299,000
72	215,700	235,100	284,100	299,700
73	216,100	236,000	284,800	300,400
74	216,600	236,900	285,600	301,100
75	217,000	237,800	286,300	301,800
76	217,400	238,700	287,000	302,500
77	217,800	239,600	287,700	303,200
78	218,300	240,500	288,200	303,900
79	218,700	241,400	288,700	304,600
80	219,100	242,300	289,200	305,300
81	219,500	243,100	289,600	306,000
82	220,000	244,000	290,100	306,700
83	220,400	244,800	290,600	307,400
84	220,800	245,600	291,100	308,000
85	221,200	246,400	291,500	308,600
86	221,700	247,200	292,000	309,200
87	222,100	248,000	292,500	309,800
88	222,500	248,800	293,000	310,400
89	222,900	249,600	293,400	310,900
90	223,400	250,400	293,900	311,400
91	223,800	251,100	294,400	311,800
92	224,200	251,800	294,800	312,200
93	224,600	252,500	295,200	312,600
94	225,100	253,000	295,700	313,000
95	225,500	253,400	296,200	313,400
96	225,900	253,800	296,600	313,800
97	226,300	254,200	297,000	314,200

22	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	E6柱框日本報 第00号	1144 0 十 0 1101 日	
98	226,800	254,700	297,500	314,500
99	227,200	255,100	298,000	314,800
100	227,600	255 , 500	298,400	315,100
101	228,000	255,900	298,800	315,400
102	228,500	256,300	299,200	315,700
103	228,900	256,700	299,600	316,000
104	229,300	257,100	299,900	316,300
105	229,700	257,500	300,200	316,500
106	230,100	257,800	300,600	316,800
107	230,500	258,100	301,000	317,100
108	230,900	258,400	301,300	317,400
109	231,300	258,600	301,600	317,600
110	231,700	258,900	302,000	317,900
111	232,100	259,200	302,300	318,200
112	232,500	259,500	302,600	318,500
113	232,900	259,700	302,900	318,700
114	233,300	260,000	303,200	319,000
115	233,700	260,300	303,500	319,300
116	234,100	260,600	303,700	319,500
117	234,500	260,800	303,900	319,700
118	234,900	261,100	304,200	320,000
119	235,300	261,400	304,500	320,300
120	235,700	261,700	304,700	320,500
121	236,000	261,900	304,900	320,700
122		262,200	305,200	
123		262,500	305,500	
124		262,800	305,700	
125		263,000	305,900	
126		263,300	306,200	
127		263,600	306,500	
128		263,900	306,700	
129		264,100	306,900	
130		264,400	307,200	
131		264,700	307,500	
132		264,900	307,700	
133		265,100	307,900	
134		265,400		
135		265,700		
136		265,900		
137 138		266,100 266,400		
138		266,700		
140		266,900		
140		267,100		
141		267,400		
143		267,700		
143		267,900		
145		268,100		
146		268,400		
147		268,700		
148		268,900		
140		200,000		

149	269,100	
150	269,400	
151	269,700	
152	269,900	
153	270,100	
154	270,400	
155	270,700	
156	270,900	
157	271,100	
158	271,400	
159	271,700	
160	271,900	
161	272,100	

第二条 給与条例の一部を次のように改正する。

に改める。「六月に支給する場合においては百分の五十五、十二月に支給する場合においては百分の六十」を「千分の五百七十五」は百分の四十五、十二月に支給する場合においては百分の五十」を「支給する時期ごとの割合は、千分の四百七十五」に、する場合においては百分の百二十五」を「百分の百二十」に改め、同条第四項中「割合は、六月に支給する場合において分の百五」を「支給する時期ごとの割合は、百分の百」に、「六月に支給する場合においては百分の百十五、十二月に支給する場合においては百分の九十五、十二月に支給する場合においては百

图 图

(施行期日等)

- 項及び第十三項の規定は、令和五年四月一日から施行する。1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第二条並びに附則第八項、第九項、第十一
- という。)第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員については、同年十二月一日から適用する。という。)から適用する。ただし、改正後条例の規定は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」専任副管理者の給与に関する条例(令和二年名古屋港管理組合条例第三号)の規定は、令和四年四月一日(以下「適用日」3 第一条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後条例」という。)の規定及び附則第十二項の規定による改正後の
- 合条例第二号)の規定は、令和四年十二月一日から適用する。3 附則第十項の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和二年名古屋港管理組3

(適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給等)

料月額は、管理者が定める。 額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月4 適用日から施行日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与条例(以下「改正前条例」という。)の

(凝過指置)

四項の規定の適用については、なお従前の例による。第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)に限る。)に対する改正後条例第二十一条の二第5、適用日から令和五年三月三十一日までの間における再任用職員(給与条例第二十一条第三項に規定する特定管理職員(法

(給与の内払)

による内払とみなす。 として支給を受けた給与は、改正後条例又は附則第十二項の規定による改正後の専任副管理者の給与に関する条例の規定ら 改正前条例又は附則第十二項の規定による改正前の専任副管理者の給与に関する条例の規定に基づいて適用日以後の分

(桜田)

7 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

∞ 職員の退職手当に関する条例(昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加える。合条例第七号)第二条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八第二条第三項中「十八日」の下に「(一月間の日数(名古屋港管理組合の休日を定める条例(平成三年名古屋港管理組

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

算定の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。9 前項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第二条第三項の規定は、施行日以後の期間における退職手当の

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

り 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

じて得た額との合計額」を加える。額(その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から一月当たりの加算額を減じて得た額に三を乗和五年三月三十一日までの間にあっては、一月当たりの加算額と基礎額に百分の二百を乗じて得た額を十二で除して得たに改め、「切り捨てた額」の下に「。以下この項において「一月当たりの加算額」という。)(令和四年十二月一日から今附則第二項中「に附則第九項の基礎額に乗じる割合」を「(以下この項において「基礎額」という。)に百分の百九十一

りの加算額を減じて得た額に三を乗じて得た額との合計額」を加える。を乗じて得た額を十二で除して得た額(その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から一月当たいう。)(令和四年十二月一日から令和五年三月三十一日までの間にあっては、一月当たりの加算額と基礎額に百分の二百附則第九項中「合計額をいう。」の下に「以下同じ。」を、「切り捨てた額」の下に「。以下「一月当たりの加算額」と

は特別職の職員の結与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

加算額」という。)と一月当たり加算額から特定一月当たり加算額」に改める。除して得た額(その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において「特定一月当たりがあるときは、その端数を切り捨てた額)から一月当たりの加算額」を「基礎額に百分の百九十を乗じて得た額を十二で算額」」に、「一月当たりの加算額と基礎額に百分の二百を乗じて得た額を十二で除して得た額(その額に百円未満の端数は、」の下に「当分の間、」を加え、「百分の百九十」を「百分の二百」に、「「一月当たりの加算額」」を「一月当たり加附則第二項中「施行日から令和五年三月三十一日までの間(以下「特定期間」という。)における」を削り、「について

を切り捨てた額。以下「特定一月当たり加算額」という。)と一月当たり加算額から特定一月当たり加算額」に改める。額」を「基礎額に百分の百九十を乗じて得た額を十二で除して得た額(その額に百円未満の端数があるときは、その端数得を予二で除して得た額(その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から一月当たりの加算二百に、「「一月当たりの加算額」」を「「一月当たり加算額」」に、「一月当たりの加算額と基礎額に百分の二百を乗じて附則第九項中「特定期間における」を削り、「については、」の下に「当分の間、」を加え、「百分の百九十」を「百分の

(専任副管理者の給与に関する条例の一部数正)

2 専任副管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

める。合は、六月に支給する場合においては千分の千六百二十五、十二月に支給する場合においては千分の千六百七十五」に改第二条第三項中「第二十一条第三項中「」の下に「支給する時期ごとの割合は、」を加え、「千分の千六百二十五」を「割

5 専任副管理者の総与に関する条例の一部を次のように改正する。

千六百二十五、十二月に支給する場合においては千分の千六百七十五」を「百分の百六十五」に改める。第二条第三項中「支給する時期ごとの割合は、」を削り、「割合は、六月に支給する場合においては千分の

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令柜压单三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合条例第四号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

題名の次に次の目次及び草名を付する。職員の定年等に関する条例(昭和五十八年名古屋港管理組合条例第三号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則 (第一条)

第二章 定年制度 (第二条—第五条)

第三章 管理監督職勤務上限年齢制 (第六条—第十二条)

第四章 定年前再任用短時間勤務制 (第十三条·第十四条)

第五章 雑則 (第十五条)

宗宗

第一章 総則

二十八条の七」に改める。一丁八条の七」に改める。一項及び第二項、第二十八条の二、第二十八条の五、第二十八条の六第一項及び第二項之第二十二条の五第二項、第二十八条の二、第二十八条の二第一項及び第二十八条の三」を「。以下「法」という。)第二十二条の四第

第一条の次に次の章名を付する。

第二章 定年制度

第三条中「六十年」を「六十五年」に改める。

掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」員及び第二項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第一項の事由が存しなくなった」を「第一項各号にて」を「引き続き」に改め、同条第四項中「任命権者は」の下に「、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、同条第三項中「引き続いを「こと」に改め、同条第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第三号中「その」を「当該」に、「による」を「とと」を「こと」になる」を「当該」に、「とき」が「きず」を加え、「とき」を「こと」は、当該職員では、「とは、は、「といり、「ことの職員を見ば、「といり、当該職員に、」、「これの生する」に、「可以の書」を「という、当該職員に、」、「との職員を当該には、「の下に「生ずるの具を容易に補充すること、「別の事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかめ、「四条第一項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「開係の規定にからます。

本則に次の三章を加える。

第三章 管理監督職勤務上限年齡制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

- 第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- 員の職一・給与条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号)第八条の二第一項の規定により管理職手当の支給を受ける職
 - 二 前号に掲げる職のほか、これに相当する職として規則で定める職
- 例で定める職から徐くものとする。 ることにより法第二十八条の二の規定を適用することが著しく不適当と認められる職として規則で定める職は、同項の条3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる職のうち、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であ

(管理監督職勤務上限年齢)

第七条 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。

(他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準)

- 次に掲げる基準を遵守しなければならない。を行うに当たっては、法第十三条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、第八条 任命権者は、法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任(以下この章において「他の職への降任」という。)
 - という。) 及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力(次条第三項において「標準職務遂行能力」 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の
 - 降任をすること。 上 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、

(管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例)

- をさせることができる。をきせることができる。を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務初の四月一日までの間をいう。以下この章並びに附則第四項及び第五項において同じ。)の末日の翌日から起算して一年きは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最除くものをいう。以下この章及び附則第四項において同じ。)を占める職員について、次に掲げる事由があると認めると第**5条** 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職(第六条第一項各号に掲げる職であって同条第二項に掲げる職を
 - 容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を
 - に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。 二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易
 - 任により公務の運営に著しい支障が生ずること。三、当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降
- きない。る当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることがでる当談異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長され監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日のと任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理
- 他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。古めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の職に係る異動期間の未日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任により当該管理監督職に準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(管理監督職動務上限年齢に達した職員を理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職を占の資所のはおいて同じ。) に属する管職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構
- 延長することができる。 職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で延長された当該異動期間を更にめるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日があるにより延長された期間を合む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認問を更に延長することができるときをなく。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前三項又はこの項の規定と答理監督職を占める職員について前項によら延長された当該異動期と信命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長され

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。第十条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任をする

(延長した異動期間の期限の繰上げ)

来前に同条第四項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。第十一条 任命権者は、第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。 第十二条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期

第四章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

- 年退職日をいう。) を経過した者であるときは、この限りでない。占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を一項に規定する短時間勤務の職(以下この条及び次条において「短時間勤務の職」という。) に採用することができる。六十年以上退職者」という。) を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、法第二十二条の四第り任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。) をした者(以下この条及び次条において「年齢第十三条 任命権者は、年齢六十年に達した日の属する年度の末日以降に退職(臨時的に任用される職員その他の法律によ
- 他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。 第十四条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、愛知県又は名古屋市の年齢六十年以上退職者を、従前の勤務実績その
- 2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第五章 雑則

第十五条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則中第二項の前の見出し、同項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、附則に次の四項を加える。

(定年に関する経過措置)

に掲げる字句とする。 規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄3 職員に対する令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間(以下「特定期間」という。)における第三条の

今和五年四月一日から今和七年三月三十一日まで	长十1年
今和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	七十11年
今和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	大十111年
今和十一年四月一日から今和十三年三月三十一日まで	火十 国併

(異動期間の延長に関する経過措置)

- る定年退職日」とあるのは「が占めている管理監督職に係る異動期間の末日」とする。
 次項において同じ。) に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない」と、同条第二項中「に係きる」とあるのは「できる。ただし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職(第九条第一項の管理監督職をいう。異動期間が延長され、かつ、管理者の承認を得たときに限り、第二条」と、「当該職員に係る」とあるのは「当該」と、「で用については、同条第一項中「同条」とあるのは「第九条第一項又は第二項の規定により当該職員に係る定年退職日まで異動期間を含む。) を延長した職員であって定年退職日において管理監督職を占めている職員に対する第四条の規定の過せ性における第八条第一項及は第二項の規定により変換力により変長された
- ない」とあるのは、「定年退職日までの」とする。年退職日がある職員に対する同条第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定中「起算して一年を超え異動期間を含む。)を延長しようとする職員であって当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内に定ら、特定期間における第九条第一項から第三項までの規定により異動期間(同条第一項又は第二項の規定により延長された

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

を確認するよう努めるものとする。 用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任同日の属する年度の末日までの期間、未日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日の末日を経過することとなった職員(以下「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては当該職員が採用された日からの意思の確認を行うべき年度の末日後に課員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度、当該情報の遺供及び勤務の意思の確認を行うべき年度、以下同じ。)が年齢大十年に達する日の属する年度の前年度(以下「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うは生産の計算を行い、当該情報の遺供及び勤務の意思の確認を行う、当体権をは、当分の問、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職のほの権権は、当分の問、職員(臨時的に任用される職員をの他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職

图 图

(搖行財日)

日から施行する。 この条例は、令和五年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第二十五項の規定は、公布の

(勤務延長に関する経過措置)

にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
ている職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年に達している職員(当該規則で定める職別で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務し三条に規定する定年。以下この項において同じ。)を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規密る場合には、施行日の前日におけるこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第三条に規定する定年(以下「新条例定年」という。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日で職員の定年等に関する条例(以下この項、附則第四項、第十一項、第十二項、第十工項及び第二十四項において「新条例」いう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日におけるこの条例による改正後のと任命権者は、基準日(施行日、合和七年四月一日、合和九年四月一日及び合和十三年四月一日を

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 国内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。 該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により度の末日」という。)までの間にある者であって、当談者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧3 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日(以下「特定年齢到達年
 - 一 施行日前に旧条例第二条の規定により退職した者
 - 二 旧条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者
- る。で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則4 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であ
 - 一 施行日以後に新条例第二条の規定により退職した者
 - 二 施行日以後に新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者
- 前でなければならない。 前でなければならない。 該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以ら 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当
- ら 暫定再任用職員(附則第三項若しくは第四項、第八項若しくは第九項、第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しく

当該更新直前の任期における勤務実績等が良好である場合に行うことができる。は第十五項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の

- て任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- する職に採用することができる。 従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、8 任命権者は、附則第三項の規定によるほか、愛知県又は名古屋市における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年
- 国内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。 に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職り。 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、附則第四項の規定によるほか、愛知県又は名古屋市における同項各号
- 2 前二項の場合においては、附則第五項から第七項までの規定を準用する。
- えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更問勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場する短時間勤務の職(新条例第十三条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時の規定にかかわらず、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとる改正後の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「新地方公務員法」という。)第二十二条の四第四項は 任命権者は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。)によ
 - 一 施行日前に旧条例第二条の規定により退職した者
 - 二 旧条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者
 - して五年を経過する日までの間にある者三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前二号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前二号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算
 - じ。) をされたことがある者第八項者しては第六項者とは第十四項若しくは第十五項の規定により採用することをいう。以下同関系八項若しくは第九項、この項若しくは次項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用することをいう。) 又は暫定再任用(附則第三項若しくは第四項、して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和三年改正法による改正前の地方公務員法第二十八条の四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前三号に掲げる者を除く。) であって、当該退職の日の翌日から起算
- 基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報にめているものとした場合における新条例定年をいう。附則第二十四項において同じ。)に達している者(新条例第十三条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占る者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条以 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、次に掲げ
 - 一 施行日以後に新条例第二条の規定により退職した者
 - 二 施行日以後に新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者
 - 期が満了したことにより退職した者三一施行日以後に新条例第十三条の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する任
 - 算して五年を経過する日までの間にある者四、二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者(前三号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起回、二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者(前三号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起
 - 算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起
- 5 前二項の場合においては、附則第五項から第七項までの規定を準用する。
- 短時間勤務の職に採用することができる。 ている者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達し第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、愛知県又は名古屋市における附則第十一項各号に掲げる者のうち、特定年齢以 任命権者は、附則第十一項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法
- 定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。できる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第十三条第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することが項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の頃において準用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、愛知県又は名古屋市における附則第十二時、令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、附則第十二項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二条の五第三
- 5 前二項の場合においては、附則第五項から第七項までの規定を準用する。
 - (令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢)
- い
 今和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - 一 施行日以後に新たに設置された職
 - 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- ∞ 今和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものと

した場合における旧条例第三条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

る職及び年齢)(令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の条例で定め

- 読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。り、令和三年改正法附則第四条又は第六条の規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により
 - 一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項各号に掲げる職に係る年齢とする。設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項各号に掲げる職読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に3 今和三年改正法附則第四条又は第六条の規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により

(令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

- 新条例定年を超える職とする。 において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における項までの規定が適用される間における各年の四月一日(施行日を除く。)をいう。以下この項、次項及び附則第二十三項別 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第三項から第十六
 - 一 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
 - 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を合む。)
- た場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

 2 今和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとし
- いたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。
 の、今和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、附則第二十一項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されて

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再同条の規定により採用された職員(以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日別で定める者)を、新条例第十三条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規定により勤務した後基準日以後に退職した者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相出等の規定の規則で定める短時間勤務の職にあっては、規定により勤務した後を知済は一項とは、のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相日において同日における当該新条例原則定年相日における新条例第一項又は第二項の規例の規則で定める短時間勤務の職(以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、下この項において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日に及び令和十三年四月一日をいう。以

(令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢)

53 今和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は、年齢六十年とする。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

23 職員の再任用に関する条例(平成十三年名古屋港管理組合条例第三号)は、廃止する。

(特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

一部を次のように改正する。
び 特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号)の

め、簡易な補助的業務を行う者の項中「第六条第十一項第四号」を「第六条第十項第四号」に、「同条第十二項第二号」第三号」に改め、技能労務業務の補助的業務を行う者の項中「第六条第十二項第一号」を「第六条第十一項第一号」に改め、内部事務等の補助的業務を行う者の項中「第六条第十一項第三号」を「第六条第十項」号」に改め、住民対応業務等の補助的業務又は専門資格を要する補助的業務を行う者の項中「第六条第十一項第二号」別表第二企画調整等又は組織管理運営を伴う補助的業務を行う者の項中「第六条第十一項第一号」を「第六条第十項第

を「同条第十一項第二号」に改める。

(結与条例の一部改正)

8、 給与条例 (昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号) の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- | 行政職給料表(別表第一)
- 二 技能労務職給料表(別表第一の二)

同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。その者の属する職務の級に応じた額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を可項の規定による給料月額」を「その者に適用される給料表に掲げる定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、三十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前項の規定にかかわらず、第六条第六項中「二号絡」を「零号絡」に改め、同条第九項を削り、同条第十項中「第二十八条の五第一項」を「第五条第二項第一号中「及び第三号」を削り、同項第二号中「(再任用職員を除く。)」を削り、同項第三号を削る。

第十四条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

這を問わる歳息、こなりる。第二十一条の二第二項及び第二十一条の七第二項中「再任用職員」を「定年前再任用第二十一条第四項、同条第七項、第二十一条の二第二項及び第二十一条の七第二項中「再任用職員」を「定年前再任用

短時間勤務職員」に改める。

附則中第七項を削り、第八項を第七項とし、附則に次の八項を加える。

- るときは、これを百円に切り上げる。)とする。の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数があの七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数があ務の級並びに同条第二項及び第三項並びに同条第五項及び第六項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第六条第一項の規定により当該職員の属する職8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日(附則第十項において「特定
- り 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - | 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - 条第一項各号に規定する職を占める職員条第一項合見に規定する職を占める職員条第一項に規定する異動期間(同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。)が延長された同条例第六二、職員の定年等に関する条例(昭和五十八年名古屋港管理組合条例第三号)第九条第一項又は第二項の規定により同
 - する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。) 三、職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員(同条例第二条に規定
- により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。月額」という。)に達しないこととなる職員(管理者が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、同項の規定これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げる。以下この項において「基礎給料日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数があるときは、定日に附則第八項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動の項及び附則第十二項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特別、法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日(以下こ
- 給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。 礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第六条第一項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号該職員の属する職務の級における最高の号結協料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基11」前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第六条第一項の規定により当1
- 給料として支給する。 は、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を規定する職員を除く。) であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に以 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第八項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第十項に
- る給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受け以 附則第十項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、任用
- 十項、第十二項又は第十三項の規定による給料の額との合計額」とする。 て準用する場合を含む。)の規定の適用については、第二十一条第六項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第以 附則第十項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第二十一条第六項(第二十一条の二第六項におい
- 他附則第八項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。5 附則第八項から前項までに定めるもののほか、附則第八項の規定による給料月額、附則第十項の規定による給料その

別表第一備考に次の一項を加える。

3 この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
基準給料	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月額	174,900	212,800	239,200	257,200	270,100	295,800	334,400	365,200	414,100

別表第一の二に備考として次のように加える。

備考

この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級
基準給料	円	円	円	円
月額	180,100	202,200	222,700	243,100

別表第二を次のように改める。

別表第二 削除

別表第三の表三行政職等給料表級別基準職務表を削る。

(給与条例の一部改正に伴う経過措置)

る条例の一部を改正する条例(令和五年名古屋港管理組合条例第四号)附則別表第一及び附則別表第二の結料表」と、同二十一条の七第二項の規定の適用については、第五条第一項中「とおり」とあるのは「もののほか、職員の定年等に関すう。) 第五条、第六条第九項、第十四条第二項、第二十一条第四項及び第七項、第二十一条の二第二項各号並びに第3 暫定再任用職員に対する前項の規定による改正後の給与条例(以下この項から第三十一項までにおいて「新条例」とい

前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。 高時間勤務職員」と、第二十一条第四項及び第七項、第二十一条の二第二項各号並びに第二十一条の七第二項中「定年るのは「当該暫定再任用短時間勤務職員」と、第十四条第二項中「定年前日用短時間勤務職員」とよるのは「暫定再任された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は」と、「当該定年前用任用短時間勤務職員」とあ属する職務の級に応じた額とし、同条例附則第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用改正する条例附則第三項若しくは第四項又は第八項若しくは第九項の規定により採用された職員の定年前任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部をなら給料表に掲げる定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部をは「職員の定年等に関する条例の一部をは「職員の定年等に関する条例の一部をは「職員の定年等に関する条例の一部をは、その者のは「職員の定年等に関する条例の一部をは「職員の定年等に関する条例の一部をは、その者に適用され、第八「暫定再任用職員」という。)を除く。)」と、同条第三項中「活第二十二条の四第一項に規定する法則に、第八項第二項十二項の扱所により採第二項第二号中「雇用される者」とあるのは「雇用される者(職員の定年等に関する条例の一部を発出工事の規定により、

- 額とする。 減額する場合のその算定の基礎となるものを除く。)は、前項、附則別表第一及び附則別表第二の規定により定められるの額の算定の基礎となる給料月額及び一時間当たりの給与額の算定の基礎となる給料月額 (新条例第十三条の規定によりた額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、新条例に規定する手当る職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合(附則別表第二の適用を受ける職員にあっては、括弧内の割合)を乗じて得及び附則別表第二の規定にかかわらず、当分の間、これらの規定の適用により定められる額から当該額に次の各号に掲げる 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。)の給料月額は、前項、附則別表第一
 - | 暫定再任用職員でその職務の級が九級であるもの 干分の二百九十五(千分の二百三十三)
 - 二 暫定再任用職員でその職務の級が八級であるもの 千分の百七十七(百分の十一)
 - 三 暫定再任用職員でその職務の級が七級であるもの 千分の百十二 (千分の四十二)
- 対する新条例第六条第六項の規定の適用については、同項中「零号給」とあるのは、「一号給」とする。別、施行日から令和十年三月三十一日までの間において、旧条例定年に達する日の属する年度の末日までの間にある職員に
 - (給与条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 附則第二項及び附則別表を削る。

 恐 給与条例の一部を改正する条例(平成二十六年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

(勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正)

- 級 勤務時間及び休暇に関する条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第七号)の一部を次のように改正する。
 - る。用短時間勤務職員」に改め、同条第三項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任

る。第三条第一項ただし書、第十二条及び第十七条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め

(勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

前再任用短時間勤務職員とみなす。

弘 暫定再任用短時間勤務職員は、前項の規定による改正後の勤務時間及び休暇に関する条例第二条第二項に規定する定年

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 58 職員の退職手当に関する条例(昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。
 - 項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者」を削る。第二条第一項中「及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一

第五条の二第一項中「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第六条第一項中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加える。

第十六条第一項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十七条第一項中「にあつては」を「には」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。 二項から第四項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤第十九条第一項中「。以下この条」を「。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第

次の五項を加える。附則第三項中「第三条及び」を「第三条、」に、「及び前項」を「、前項及び次項から附則第八項まで」に改め、附則に

- 附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料の額との合計額とする。結料を支給される職員の退職手当の算定の基礎となる給料月額は、同条例附則第八項の規定により算出した額と同条例は、当分の間、給与条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号)附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による
- とする。 用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条中「第二項」とあるのは「第二項並びに附則第五項」者(定年の定めのない職を退職した者及び第五条の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準ら 当分の間、第五条第一項の規定は、六十歳に達した日の属する年度の末日以後その者の非違によることなく退職した
- 額の減額改定に該当しないものとする。6 給与条例附則第八項の規定による職員の給料月額の改定(次項において「給料月額七割措置」という。)は、給料月6
- 下「特別特定減額前給料月額」という。)が、給料月額七割措置によりその者の給料月額が減額された日(以下「七割日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「特別減額7 当分の間、給料月額七割措置を受けていた者の基礎在職期間中に、給料月額七割措置を受ける日前に給料月額の減額

る。その者に対する退職手当の基本額は、第三条、第五条又は第五条の二の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とす下「七割措置前給料月額」という。)及び給料月額よりも多く、かつ、七割措置前給料月額が給料月額よりも多いときは、措置減額日」という。)における当該給料月額七割措置により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額(以

- 五条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額り退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第三条又は第一、その者が特別特定減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由によ
- 二 七割措置前給料月額に、イに掲げる割合から口に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - とした場合におけるその者の同日までの勤続期間に対応する割合 その者が七割措置前給料月額に係る七割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したもの
 - ロ 前号に掲げる額の勤続期間に対応する割合
- における当該退職手当の動続期間に対応する割合から前号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額三、給料月額に、その者に対する退職手当の基本額が第三条又は第五条の規定により計算した額であるものとした場合
- (職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(令和五年名古屋港管理組合条例第四号)附則第三項の旧条例定年をいう。)」とする。8 当分の間、第五条の二の二の規定の適用については、同条中「定年」とあるのは、「旧条例定年(職員の定年等に関
- は第十二項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用された者を除く」とする。する条例(今和五年名古屋港管理組合条例第四号)附則第三項若しくは第四項、第八項若しくは第九項、第十一項若しく第二条第一項の規定の適用については、同項中「を除く」とあるのは、「並びに職員の定年等に関する条例の一部を改正第 暫定再任用職員に対する前項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(次項において「新条例」という。)
- (職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例の一部改正)

 が 暫定再任用短時間勤務職員は、新条例第十六条第一項第二号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。
- 第五条中「において、」を「、その発令の日に受ける」に改め、同条に後段として次のように加える。
 職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例(昭和三十二年名古屋港管理組合条例第六号)の一部を次のように改正する。
 - えるときは、当該額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の十分の一に相当する額を超

(職員の分限に関する条例の一部改正)

- 別 職員の分限に関する条例(昭和四十五年名古屋港管理組合条例第六号)の一部を次のように改正する。
 - 第一条中「および第二十八条第三項」を「並びに第二十八条第三項及び第四項」に改める。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(失職の例外)

されない限り、その職を失わない。当するに至つた職員のうち、その罪が過失によるものであつて、かつ、刑の執行を猶予された者は、当該猶予を取り消第六条 任命権者が情状により特にしん酌すべきものがあると認定した事実を原因として、法第十六条第一号の規定に該

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 職員の育児休業等に関する条例(平成四年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

れた期間を含む。)が延長された同条例第六条第一項に規定する職を占める職員五、職員の定年等に関する条例第九条各項の規定により同条第一項に規定する異動期間(同条各項の規定により延長さ第二条第四号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

第六条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

の職を占める職員とみなす。 山 暫定再任用短時間勤務職員は、前項の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第六条に規定する短時間勤務

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。第二条第二項第四号中「昭和五十八年名古屋港管理組合条例第三号」の下に「。以下「定年条例」という。」を加え、「引収 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十四年名古屋港管理組合条例第一号)の一部を次のように改正する。

延長された期間を合む。)が延長された定年条例第六条第一項に規定する職を占める職員五 定年条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間(同項又は同条第二項の規定により

号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。第十条第四号中「職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第五

延長された期間を合む。)が延長された定年条例第六条第一項に規定する職を占める職員五一定年条例第九条第一項又は第三項の規定により同条第一項に規定する異動期間(同項又は同条第二項の規定により

(名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

のように改正する。

公 名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次

め、「及び法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員」を削る。第三条中「第二十八条の五第一項、」を「第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員及び法第二十二条の四第一項」に改

(名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

例第三条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。 4 暫定再任用短時間勤務職員は、前項の規定による改正後の名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条

附則別表第1

職務の級	給料月額
1 級	137,900
2 級	172,200
3 級	212,800
4 級	241,600 (257,200)
5 級	263,500
6 級	270,700
7 級	277,900 (295,900)
8 級	326,300 (356,100)
9 級	402,900

備考

- 1 この表は、附則別表第2の適用を受けない暫定再任用職員に適用する。
- 2 この表の 4 級の括弧内の金額は、 4 級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。 3 この表の 7 級の括弧内の金額は、 7 級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 4 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

附則別表第2

職務の級	給料月額
1 級	131,100
2 級	163,700
3 級	199,700
4 級	230,200 (243,500)
5 級	250,600
6 級	257,400
7級	264,100 (281,300)
8 級	310,100 (338,600)
9 級	382,900

備考

- 1 この表は、暫定再任用職員のうち被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成24年法律第63号) 第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) 附則第19条 (同法附則第19条の2の規定により読み替える場合を含む。) に規定する退職共済年金を支給する年齢に達した日の 属する年度の翌年度以後の期間における職員に適用する。
- 2 この表の4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 3 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 4 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

附則別表第3

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職員の職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
3 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
4級	係長の職務を補佐し、特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
5 級	係長又は主査の職務
6 級	高度の知識若しくは経験を必要とする係長又は主査の職務
7級	課長、事務所長、課長補佐又は主幹の職務
8級	部長、室長又は次長の職務
9級	特に高度の知識又は経験を必要とする部長の職務

今和五年三月三十一日名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合条例第五号

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

に改正する。名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例(昭和四十一年名古屋港管理組合条例第十二号)の一部を次のよう

第二条第二項中「令和四年度」を「令和十年度」に改める。

密 副

この条例は、今和五年四月一日から施行する。

規則

今和五年三月三十一日名古屋港管理組合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第一号

名古屋港管理組合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

同項各号を次のように改める。をいう。次項において同じ。)により行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この頃本文」に改め、者がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたもの第十一条第一項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であって、管理名古屋港管理組合情報公開条例施行規則(平成十三年名古屋港管理組合規則第二号)の一部を次のように改正する。

- 一 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧
- 二 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

同項各号を次のように改める。者がその保有するプログラムにより行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に改め、第十一条第二項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であって、管理

- 一 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付
- 二 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

第十四条第二項中「定めを記載した書面」を「規程」に改める。

「1 この処分につ ら起算して3箇 できます。

 この処分につ とを知った日の

樊Ҡ無□中日「注 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。」 炒

の処分の取消し 組合を代表する 3 1の審査請求

3 1の番重請求 の翌日から起算 しの訴えを提起 る者は、名古屋 注 1 当日は、

いて不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日か月以内に、名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることが

いて不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったこ翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理者は、名古屋港管理組合管理者となります。)。

に改める。

をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表す港管理組合管理者となります。)。

この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

「教示

1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。

様式第三号及び様式第四号中

2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日(審査 や 請求をしたときは、裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、 名古屋港管理組合を被告として(名古屋港管理組合管理者が被告の代表者となり ます。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理 以名名ペ 組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)。

様式第六号を次のように改める。

	決定期間特例通知書			
		第 年	月	Ę E
	様			
	名古屋港管理組合管理者			E
	日付けで開示請求のありました行政文書については、名古屋港管理組合情報: 等をする期間を次のとおりとしましたので通知します。	公開纟	条例第	13쇩
行政文書の名称その 他の開示請求に係る 行政文書を特定する に足りる事項				
名古屋港管理組合情報公開条例第13条 (開示決定等の期限の特例) の規定を適用する理由				
残りの行政文書につ いて開示決定等をす る期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、 ついては、次の期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日	残り	の部分)に
担 当 課 等				

電話

内線

	Г		
様式第七	· 计中	開示に反対する場合の反対の理由	
	1 [
	₩.	開示に反対する場合の 意見	(1) 開示に反対する部分 (2) 開示に反対する具体的理由
		&v6.	
	_		
様式第十		月以内に名古屋港管理系 2 この決定について不服 裁決の送達を受けた日)	最があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇組合管理者に対して審査請求をすることができます。 最があるときは、この決定があったことを知った日(審査請求をしたときは、の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として(名古坡告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
選	、こ起す1月に 蔵 四 名の算(の以お)だ 古処しこ審内い	屋港管理組合管理者に対して分について不服がある場合にて6箇月以内に、名古屋港管の訴訟において名古屋港組合査請求をした場合は、その領に、名古屋港管理組合を被信	は、この処分があったことを知った日の翌ら起算して3箇月以内 て審査請求をするこできます。 は、1の審査請求のほか、この処分があっとを知った日の翌日か 管理組合を被告としの処分の取消しの訴えを提起することもでき 合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)。 審査請求に対する裁決があったことを知っの翌日から起算して6 告としてこの処分のしの訴えを提起することができます(この訴 皆は、名古屋港管理組合管理者となります。)。

2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の名古屋港管理組合情報公開条例施行規則の規定に基づいて作成されてい

することができる。る様式第九号の用紙については、改正後の名古屋港管理組合情報公開条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用る様式第九号の用紙については、改正後の名古屋港管理組合情報公開条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用

管理者が保有する個人情報の保護に関する規則を公布する。

令性五年三月三十一日

名古屋市長 河村 たかし名古屋港管理組合管理者

名古屋港管理組合規則第二号

管理者が保有する個人情報の保護に関する規則

(殿/皿)

要な事項を定めるものとする。 五年名古屋港管理組合条例第二号。以下「条例」という。)の規定に基づき、管理者が保有する個人情報の保護に関し必関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)、個人情報の保護に

(個人情報ファイル簿の様式)

第二条 法第七十五条第一項に規定する個人情報ファイル簿は、様式第一のとおりとする。

(開示請求書の様式)

第三条 法第七十七条第一項に規定する開示請求書は、様式第二のとおりとする。

(開示決定通知書等の様式)

- る。第四条 法第八十二条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとす
 - の決定、様式第三一・法第七十六条第一項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)に係る保有個人情報の全部を開示する旨
 - 二 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 様式第四
- 2 法第八十二条第二項に規定する書面は、様式第五のとおりとする。

(決定期間延長通知書の様式)

(開示請求に係る決定期間特例通知書の様式) 第五条 法第八十三条第二項、第九十四条第二項及び第百二条第二項に規定する書面は、様式第六のとおりとする。

第六条 法第八十四条に規定する書面は、様式第七のとおりとする。

(事案の移送の様式)

- 第七条 法第八十五条第一項及び第九十六条第一項の規定による事案の移送は、様式第八により行うものとする。
- 2 法第八十五条第一項及び第九十六条第一項に規定する書面は、様式第九のとおりとする。

(第三者に対する意見照会における通知書等の様式)

- 第八条 法第八十六条第一項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、様式第十のとおりとする。
- 2 法第八十六条第二項に規定する書面は、様式第十のとおりとする。
- (保有個人情報の開示の実施)3 法第八十六条第三項(法第百七条第一項において準用する場合を含む。) に規定する書面は、様式第十一のとおりとする。
- に係る保有個人情報が記録されている行政文書一件につき一部とする。 (法第六十条第一項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書をいう。以下同じ。)の写しの交付の部数は、開示請求**第九条** 法第八十七条第一項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における行政文書
- 管理者は、当該行政文書の閲覧を中止し、又は禁止することができる。記録されている行政文書の閲覧をする者が当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、2 法第八十七条第一項の規定により閲覧の方法による保有個人情報の開示を実施する場合において、当該保有個人情報が
- ただし、当該各号に定める方法により難いときは、管理者が適当と認める方法とする。3 法第八十七条第一項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。
 - 一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。)により行うことができるもの一、閲覧に準ずる方法、次に掲げる方法であって、管理者がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、
 - イ 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧
 - ロ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
 - 二 写しの交付に準ずる方法 次に掲げる方法であって、管理者がその保有するプログラムにより行うことができるもの
 - **イ** 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付
 - ロ 当該電磁的記録を光ディスクに復写したものの交付

(開示の実施方法等申出書の様式)

第十条 令第二十六条第一項に規定する書面は、様式第十二のとおりとする。

(費用の負担等)

- する方法により交付されるものの作成及び送付とする。第十一条 条例第四条第二項の実施機関の規則で定めるものは、第九条第三項第二号に定める方法又は同項ただし書に規定
- (訂正請求書の様式)3~ 今第二十八条第四項の地方公共団体の規則で定める方法は、現金で納付する方法その他実施機関が定める方法とする。
- 第十二条 法第九十一条第一項に規定する訂正請求書は、様式第十三のとおりとする。

(訂正決定通知書等の様式)

する。第十三条 法第九十三条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりと

- 保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定、様式第十四一、法第九十条第一項の規定による訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)に係る
- 二 訂正請求に係る保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 様式第十五
- 2 法第九十三条第二項に規定する書面は、様式第十六のとおりとする。

(訂正請求及び利用停止請求に係る決定期間特例通知書の様式)

第十四条 法第九十五条及び第百三条に規定する書面は、様式第十七のとおりとする。

(訂正実施通知書の様式)

を通知する場合に係るものを除く。)は、様式第十八のとおりとする。する場合を含む。)に規定する記録に記録された同法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。)の訂正を実施した旨関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二十三条第一項及び第二項(これらの規定を同法第二十六条において準用第十五条 法第九十七条に規定する書面(情報提供等記錄(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

(利用停止請求書の様式)

第十六条 法第九十九条第一項に規定する利用停止請求書は、様式第十九のとおりとする。

(利用停止決定通知書等の様式)

- る。 第十七条 法第百一条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとす
 - 用停止請求」という。)に係る保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定、様式第二十一、法第九十八条第一項の規定による利用停止(利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下同じ。)の請求(以下「利
 - 二 利用停止請求に係る保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 様式第二十一
- 2 法第百一条第二項に規定する書面は、様式第二十二のとおりとする。

(口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報)

散するものとする。は、当該保有個人情報の項目並びに口頭により閲覧の求めをすることができる期間及び場所を名古屋港管理組合公報に登第十八条 管理者は、条例第五条第一項の規定により口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報を定めたとき

(口頭による保有個人情報の閲覧の求めにおける本人の証明に必要な書類)

- し、又は提出しなければならない。第十十九条 条例第五条第一項の規定による閲覧の求めをする者は、管理者に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示
 - 求めをする者が本人であることを確認するに足りるもの一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該閲覧の国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人関覧の求めをする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険
 - をする者が本人であることを確認するため管理者が適当と認める書類|| 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該閲覧の求め

(諮問の通知の様式)

第二十条 法第百五条第三項において準用する同条第二項の規定による通知は、様式第二十三により行うものとする。

温波

(搖行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
 - (名古屋港管理組合個人情報保護条例施行規則の廃止)
- (名古屋港管理組合個人情報保護審議会規則の一部改正)2 名古屋港管理組合個人情報保護条例施行規則(平成十八年名古屋港管理組合規則第十四号)は、廃止する。
- の保護に関する法律施行条例(今和五年名古屋港管理組合条例第二号)第九条」に改める。第一条中「名古屋港管理組合個人情報保護条例(平成十八年名古屋港管理組合条例第四号)第四十五条」を「個人情報3 名古屋港管理組合個人情報保護審議会規則(平成十八年名古屋港管理組合規則第三号)の一部を次のように改正する。

様式第1 (第2条関係)

個人情報ファイル簿 (表)

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	
個人情報ファイルの利用 目的	
記 録 項 目	
記 録 範 囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報	□ 含む □ 含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組	(名 称)
織の名称及び所在地	(所在地)
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	

	(裏)		
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第 2 項第 2 号	
IIIの人間 fix クラール v 2/1年か	令第21条第7項に該当するファイル □ 有 □ 無	(マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイル	□ 該当 □ 非該当		
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名	(名 称)		
称及び所在地	(所在地)		
作成された行政機関等匿	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)		
名加工情報の概要	行政機関等匿名加工情報に含まれる情報	その項目)	
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案	(名 称)		
を受ける組織の名称及び 所在地	(所在地)		
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 をすることができる期間			
備考			

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 「要配慮個人情報」欄、「個人情報ファイルの種別」欄及び「行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル」欄については、該当する口にレ印を付すこと。
 - 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。
 - 4 備考2の規定にかかわらず、行政機関等匿名加工情報に関する欄については、当分の間、記入を必要としない。

	保有個人情報開示請求書		
		年	月
丸十只卅笨丽如入笨		+	Л
名古屋港管理組合管			
	氏 名		
	郵 便 番 号		
	住所 (居所)		
	電 話 番 号		
個人情報の保護に関	する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示請求をし	/ます。	
※請求者の区分	 本人 本人の法定代理人 本人の任意代理人 		
開示請求をする保 有個人情報の内容			
※ 開示の実施の方 法等【この欄の記載は 任意です。	1 庁舎における開示の実施を希望する。 <実施の方法> □ 閲覧 □ 写しの交付 <実施の希望日> <u>年 月 日</u>		
	2 写しの送付を希望する。		
(開示の実施の方法及	び開示の実施の希望日については、希望に沿えない場合があります。)		
請求者の本人確認書	類等は、以下のとおりです。		
ア 請求者本人確認 □ 運転免許証 □ 個人番号カー〕 □ 在留カード又/	□ 健康保険被保険者証(住所記載のあるもの) :		
□ その他(□ 請求書を送付しを添付してくが) ンて請求をする場合は、加えて住民票の写し等(請求日前30日以内に作成された *さい	きもの	に限る

(裏)

(ア)	本人の状況	□ 未成年者 (年 月 日生) □ 成年被後見人
		□ 任意代理人委任者 □ 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日
(1)	本人の氏名	
(ウ)	本人の住所	(居所)
(工)	本人の電話番	\$号
ケー法・	定代埋人が請す	する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
		まする場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 □ 戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの)
	定代埋人が請求求資格確認書類	□ 戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの)
請	求資格確認書類	□ 戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他 ()
話.	求資格確認書類 	日 戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの) 日 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの) 日 その他 ()
話.	求資格確認書類	□ 戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他 () ☆する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 □ 委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの)
話.	求資格確認書類 	日 戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの) 日 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの) 日 その他 ()
正、任. 請.	求資格確認書類 意代理人が請求 求資格確認書類	□ 戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他 () □ さする場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 □ 委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他 ()
正、任. 請.	求資格確認書類 意代理人が請求 求資格確認書類	□ 戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他 () ☆する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 □ 委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの)
正、任. 請.	求資格確認書類 意代理人が請求 求資格確認書類	□ 戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他 () □ さする場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 □ 委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他 ()
正、任. 請.	求資格確認書類意代理人が請求求資格確認書類	□ 戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他 () □ さする場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 □ 委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他 ()

- 3 開示の実施の方法等欄及び請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。
- 4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(請求日前30日以内 に作成されたものに限る。) を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを 併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

様式第3 (第4条関係)

保有個人情報開示決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

1 開示請求のあった保有個人情報の内容

(行政文書の名称:

)

2 開示する保有個人情報の利用目的

- 3 開示の実施の方法等
- (1) 開示の実施の方法等
- (2) 開示を実施することができる日時及び場所

期間: 月 日から 月 日まで

(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)

時間:場所:

- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数
- (4) 開示の実施に要する費用の額

写しの作成に要する費用

円

写しの送付に要する費用

円

4 担当課等

電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)。
- 注 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

様式第4 (第4条関係)

保有個人情報一部開示決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

1 開示請求のあった保有個人情報の内容

(行政文書の名称:

)

- 2 開示しないこととした部分及びその理由
- 3 開示する保有個人情報の利用目的
- 4 開示の実施の方法等
- (1) 開示の実施の方法等
- (2) 開示を実施することができる日時及び場所

期間: 月 日から 月 日まで

(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)

時間:場所:

- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数
- (4) 開示の実施に要する費用の額

写しの作成に要する費用

円

写しの送付に要する費用

円

5 担当課等

電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)。
- 注 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

様式第5 (第4条関係)

保有個人情報不開示決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称:)
開示しないことと した根拠規定及び 当該規定を適用す る理由		
担 当 課 等		電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古 屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)。

様式第6 (第5条関係)

決定期間延長通知書 第 号 年 月 日 様 名古屋港管理組合管理者 印 年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第条第 項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。 請求のあ 請求のあ

請求のあった保有個人情報 の内容	(行政文書の名称:)
延長後の決定期間	年		日から 日まで		
延長の理由					
担 当 課 等				電話	

様式第7 (第6条関係)

	決定期間特例通知	書		
		第 年	月	투 E
	様			
	名古屋港管	理組合管理者		E
	日付けで開示請求のありました保有個人情報 売み替えて適用する個人情報の保護に関する 通知します。			
開示請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称:)		
個関係 情報 情報 明第 3条 時期 の 神 り す り す き き る に し す き る し す き る し す き る し す き る し す る に に の に の に の に の に の に の に の に の に の				
残りの保有個人情報について開示決 定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分 ては、次の期限までに開示決定等を行う予 年 月 日	・について開示決定等を行い、残りの 定です。)	部分につ) (<i>)</i>
担 当 課 等				

電話

様式第8 (第7条関係)

	事案移送書	
	第 年 月 様	号日
		ĽН
	名古屋港管理組合管理者	印
	日付けで 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第次のとおり移送します。	条
請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称:	
請求者氏名等	氏 名: 住所(居所): 連絡先: 法定代理人又は任意代理人による請求の場合 (本人の状況 □未成年者(年月日生)□成年被後見人□任意代理人委任者 本人の氏名 本人の氏名 本人の住所(居所)	
添付資料等		
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合は、その旨)	
担当課等	電話	

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、本人の状況のうち該当する口にレ印を付すこと。

様式第9 (第7条関係)

	事案移送通知書	
	第 年 月	号日
	樣	
	名古屋港管理組合管理者	印
	日付けで 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第次のとおり移送しましたので通知します。	条
請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称:)	
移送をした日	年 月 日	
移送をした行政機 関等(管理者)の 担当課等	電話	
移送を受けた行政 機関等(決定 等をする行政機関 等)		
移送を受けた行政 機関等の担当課等	電話	
移送をした理由		

様式第10 (第8条関係)

意 見 照 会 書

第号年月日

様

名古屋港管理組合管理者

印

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により開示請求のありました保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、同法第86条第 項の規定により通知します。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示について御意見があれば、別紙により 年 月 日までに回答してください。

開示請求のあった 保有個人情報が記 録されている行政 文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求のあった 保有個人情報に含 まれているあなた に関する情報の内 容	
意見書の提出先(担 当課等)	電話
個人情報の保護に 関する法律第86条 第2項第1号又の第2号の規定の過 用の区分及び当該 規定を適用する理 由	

	意見書	年	月	E
名古屋港管理組合管理	者 様		/1	-
	氏 名			
	郵 便 番 号			
	住所 (居所)			
	電 話 番 号			
開示請求のあった保 有個人情報が記録さ れている行政文書の 名称				
開示についての意見 (該当する番号を 〇で囲んでくだ さい。	1 開示しても差し支えない。2 開示に反対する。			
	(1) 開示に反対する部分			
開示に反対する場合 の意見	(2) 開示に反対する具体的理由			

様式第11(第8条関係)

開示決定に係る通知書

第 号 年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

開示に反対する意見書の提出

年 月 日付けで審査請求

のありました保有個人情報について、次のとおりその

開示に反対する意思の表示

全部 一部 を開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項 個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3 面の規定により通知します。

開示請求のあった保 有個人情報が記録さ れている行政文書の 名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求のあった保 有個人情報に含まれ ているあなたに関す る情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととし た部分	
担 当 課 等	電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古 屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算し て6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟に おいて名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内 に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋 港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)。
- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知する場合は、 審査請求及び取消訴訟に係る教示文を省略すること。

様式第12 (第10条関係)

保有個	人情報	の開示	の実施フ	5法等 6	丰出电
	/ \	V [/][/] /] \	マン ラミカビノ	7147.	· Ш 🖶

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

氏 名

郵便番号

住所 (居所)

電話番号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

保有個人情報開示決 定通知書等の日付及 び文書番号	日 付: 文書番号:
開示請求に係る保有 個人情報の内容	
開示の実施の方法	1 庁舎における開示の実施を希望する。 <実施の方法> □ 閲覧 □ 写しの交付 <実施の希望日>

- 注1 開示の実施の方法欄は、該当する番号を○で囲んでください。
 - 2 開示の実施の方法欄で1に該当する場合は、該当する□にレ印を付してください。

様式第13	(第12条関係)

(表)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

氏 名

郵便番号

住所 (居所)

電話番号

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり訂正請求をします。

NOT ON SCHOOL STREET						
※請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人					
訂正請求をする保 有個人情報の内容	決定通知書の文書番号: 決定通知書の日付: 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等					
	(行政文書の名称:					
訂正請求の趣旨						
訂正請求の理由						

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

ア 請求者本人確認書類

- □ 運転免許証 □ 健康保険被保険者証(住所記載のあるもの)
- □ 個人番号カード
- □ 在留カード又は特別永住者証明書
- □ その他(

□ 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。) を添付してください。 (裏)

イ本	人の状況等_(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
(ア)	本人の状況 □ 未成年者 (年 月 日生)
	□ 成年被後見人
	□ 任意代理人委任者
(1)	本人の氏名
(ウ)	本人の住所(居所)
(工)	本人の電話番号
ウ法領	定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
1111	□ 登記事項証明書(請求日前30日以内に作成されたもの)
	こ その他()
	意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。
請以	求資格確認書類 □ 委任状(請求日前30日以内に作成されたもの)
	こ その他(
次の欄	は、記入する必要がありません。
	担当課等
	担当除守
	備 考
注 1	※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
	請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出(送付による請求をする
	合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等)が必です。
	まず。 請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。
	任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(請求日前30日以
	に作成されたものに限る。) を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写を併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

様式第14 (第13条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称:)
訂正の内容	訂正前
	訂正後
訂 正 年 月 日	年 月 日
担 当 課 等	電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)。

様式第15 (第13条関係)

保有個人情報一部訂正決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部の訂正をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称:
	訂正前
訂正の内容	訂正後
訂正をしないこと とした部分及びそ の理由	
訂 正 年 月 日	年 月 日
担 当 課 等	電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)。

様式第16 (第13条関係)

保有個人情報不訂正決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称:)
訂正をしないこととした理由	
担 当 課 等	電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)。

様式第17 (第14条関係)

ス	弗! (弗14条舆徐)									
			決定	定期間	持例通知書					
							第		月	号 日
		様								
				名	古屋港管理組合管理	理者				印
		日付けで 請求 のとおり決定する期間					報の保護に	関	する法	律第
	請求のあ った保有個人情報 の内容	(行政文書の名称:)			
	個人情報の保護に 関する法律第 条 (決定 の期限の特例) 規定を適用する理 由									
	決定等をする期限		年	月	日					

電話

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

担 当 課 等

	名古	屋港管理組合公報	第83号	令和5年3月31日			6
様式第18 (第15条関係)							
		保有個人	情報訂正領	 			
					第年	月	号 日
	様						
			名古屋	港管理組合管理者			印
年 月り、次のとおり訂正の				いて、個人情報の(により通知します。	:律第92条	の規定	によ
訂正の実施をした(有個人情報の内容		*書の名称:)		
訂正請求者の氏名	<u> </u>						
訂正請求の趣旨							
訂正の内領	訂正前						
	訂正後						
訂 正 年 月 日	∃	年	月				

電話

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

等

課

担 当

	保有個人情報利用停止請求書		
		年	月
名古屋港管理組合管	理者 様		
	氏 名		
	郵 便 番 号		
	住所(居所)		
	電話番号		
	日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律	世第99条第 1	項の規
い、次のとおり利用			
※請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人		
TUTT NEW TOTAL AND	決定通知書の文書番号: 決定通知書の日付:		
利用停止請求をす る保有個人情報の 内容	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等		
	(行政文書の名称:)		
※利用停止請求の	1 法第98条第1項第1号該当→ □ 利用の停止 □ 消去		
趣旨	2 法第98条第1項第2号該当→ 提供の停止		
利用停止請求の理 由			
請求者の本人確認書	類等は、以下のとおりです。		
ア 請求者本人確認	 □ 健康保険被保険者証(住所記載のあるもの)		
□ 個人番号カー			
	は特別永住者証明書		
□ その他() って請求をする場合は、加えて住民票の写し等(請求日前30日以内に作品。	むさわたもの	ひた『思え
山 明水音で込刊(ノに明かとする物口は、畑八に正八示ツサレ寺(明小日刊30日以内に下原	ス C 4 L/C O V	ノバーアスで

(裏)

イ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
(ア) 本人の状況 ロ 未成年者 (年 月 日生)
□ 成年被後見人
□ 任意代理人委任者
(イ) 本人の氏名
(ウ) 本人の住所(居所)
(エ) 本人の電話番号
(二) 本八の中間田()
ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □ 戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの)
□ 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの)
□ その他(
エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □ 委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの)
□ その他 (
次の欄は、記入する必要がありません。
」 担当課等
備 考
注1 ※印の欄は、該当する番号を〇で囲んでください。
2 利用停止請求の趣旨欄は、法第98条第1項第1号を選択した場合は、該当する口にレ印を付してください。 3 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出(送付による請求をする
合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等)が必要
4 請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。 5 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(請求日前30日以
に作成されたものに限る。)を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写し
併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

様式第20(第17条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあ った保有個人情報 の内容	(行政文書の名称:)
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担 当 課 等	電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古 屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)。

様式第21(第17条関係)

保有個人情報一部利用停止決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部の利用停止をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあ った保有個人情報 の内容	(行政文書の名称:)
利用停止の内容	
利用停止をしない こととした部分及 びその理由	
利用停止年月日	年 月 日
担 当 課 等	電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)。

様式第22 (第17条関係)

保有個	乀情報利	用不停	止決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報 の内容	(行政文書の名称:)
利用停止をしない こととした理由	
担 当 課 等	電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)。

		名古屋港管理組合公報	第83号	令和5年3月31日		6
様	式第23 (第20条関係)					
		審議	会諮問通	知書		
					第 年	号 月 日
		様				
			名古屋	港管理組合管理者		印
		日付けの審査請求については、 獲に関する法律第105条第3項に				
	審査請求に係る保有個人情報の内容	(行政文書の名称:)	
	審査請求の内容					
	諮問した日	年	月 日			
	担当課等			1	電話	

今和五年三月三十一日職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

名古屋市長 何村 たかし名古屋港管理組合管理者

名古屋港管理組合規則第三号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

改め、同条に次の各号を加える。て職員となるため退職し、かつ、引き続き職員として在職した後引き続いて再び国家公務員となった」を「次に掲げる」に第一条中「国家公務員が、その任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員への復帰を前提に、引き続い職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十一年名古屋港管理組合規則第四号)の一部を次のように改正する。

- となるため退職し、かつ、引き続き職員として在職した後引き続いて再び国家公務員となつたもの一国家公務員が、その任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員への復帰を前提に、引き続いて職員
- て国家公務員となつたものその表任を受けた者の要請に応じ、職員への復帰を前提に、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続い二本組合の事業の実施に際し、本組合と国との緊密な連携を図る必要があると管理者が認めて、職員が、任命権者又は

き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。第三条第三項中「国家公務員が、その任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員への復帰を前提に、引

- となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつたもの一国家公務員が、その任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員への復帰を前提に、引き続いて職員
- 国家公務員として在職した後引き続いて再び職員となったものその委任を受けた者の要請に応じ、職員への復帰を前提に、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き二 本組合の事業の実施に際し、本組合と国との緊密な連携を図る必要があると管理者が認めて、職員が、任命権者又は

金宝

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合事務部局組織規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

名古屋市長 河村 たかし名古屋港管理組合管理者

名古屋港管理組合規則第四号

名古屋港管理組合事務部局組織規則等の一部を改正する規則

(名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部改正)

- 第九条第六号から第九号までを次のように改める。第一条 名古屋港管理組合事務部局組織規則(平成八年名古屋港管理組合規則第十一号)の一部を次のように改正する。
 - 関すること。
 、 デジタルトランスフォーメーションの推進に関する施策及びICTを活用した業務改革の総合的な企画及び調整に
 - 七 デジタルトランスフォーメーションの推進及び10Tの活用に係る相談、指導及び調整に関すること。
 - 八 情報システムの開発及び運用管理に関すること。
 - 九情報セキュリティに関すること。

第十二条第六号中「交換」の下に「、船舶の修繕」を加え、同条第八号を次のように改める。

八 第十九条第六号及び第七号の契約に係る入札の公告及び開札に関すること。

第十二条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第十九条中第九号を第十一号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

- 大 工事等の契約に関すること(総務部会計課の主管に属することを除く。)。
- 七 工事用機材及び工事用材料の契約に関すること(総務部会計課の主管に属することを除く。)。

第二十三条第一号中「船舶」の下に「の製造」を加える。

第二十八条第二項第二号中「情報システム室」を「DX推進室」に改める。

(名古屋港管理組合財務規則の一部改正)第二十九条第二項中「総務部行政管理課情報システム室長」を「総務部行政管理課口又推進室長」に改める。

第二条 名古屋港管理組合財務規則(昭和三十九年名古屋港管理組合規則第七号)の一部を次のように改正する。

行わなければならない。 契約担当課長」という。) (予算主管課を除く課又は事務所にあつては、予算主管課長を経て工事契約担当課長) に対し、ただし、工事用機材及び工事用材料たる物品に係る依頼にあつては、建設部担当課長(工事契約担当)(以下「工事第四十七条の二第一項に次のただし書を加える。

第四十七条の二第二項に次のただし書を加える。

ては、予算主管課長を経て工事契約担当課長)に対し、行わなければならない。ただし、技術的検査を要するものに係る依頼にあつては、工事契約担当課長(予算主管課を除く課又は事務所にあつ

第四十七条の二第三項中「会計課長」の下に「及び工事契約担当課長」を加える。

(職員の職の設置に関する規則の一部改正)

める。 課DX推進室長」に改め、同項職務の欄中「総務部行政管理課情報システム室」を「総務部行政管理課DX推進室」に改別表第二総務部行政管理課情報システム室長の項職の欄中「総務部行政管理課情報システム室長」を「総務部行政管理第二条、職員の職の設置に関する規則(昭和四十二年名古屋港管理組合規則第一号)の一部を次のように改正する。

		1 1
を 記		
この関則は、	令和五年四月一日から施行する。	
	6 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	l
		l
		l
		l
		l
		l
		l
		l
		l
		l
		l
		l
		l
		l
		l
		l
1		l
		l
		l
		l
1		l
		l
		l
		l
		l
		l
		l
		l
		l
		l
I		

告 示

名古屋港管理組合告示第16号

令和5年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された令和3年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

令和 3 年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

令和 3 年度名古屋港管理組合一般会計蔵人歳出決算					
歳					
第1款 分担金及び負担金	7,332,527,784円				
第1項 負担金	7,332,527,784円				
第2款 使用料及び手数料	4,601,255,719円				
第1項 使用料	4,601,223,019円				
第2項 手数料	32,700円				
第3款 国庫支出金	1,086,609,124円				
第1項 国庫負担金	1,086,609,124円				
第4款 財産収入	5,055,833,384円				
第1項 財産運用収入	4,770,035,030円				
第2項 財産売払収入	285,798,354円				
第5款 寄附金	0円				
第1項 寄附金	0円				
第6款 繰入金	4,273,633,742円				
第1項 他会計繰入金	73,633,742円				
第2項 他会計借入金	4,200,000,000円				
第7款 繰越金	2,235,872,729円				
第1項 繰越金	2,235,872,729円				
第8款 諸収入	4,961,130,481円				
第1項 延滞金、加算金及び過料	35,203円				
第2項 預金利子	155,890円				
第3項 受託事業収入	3,346,653,426円				
第4項 貸付金元利収入	1,177,972,452円				
第5項 特定施設整備収入	246,228,296円				
71. 71. 177 = 1 = 17. = 11. 1	190,085,214円				
第9款 組合債	7,979,900,000円				
第1項 組合債	7,979,900,000円				
歳 入 合 計	37,526,762,963円				
歳 出	141,000,050				
第1款 議会費	141,322,058円				
第1項 議会費	141,322,058円				
第2款 総務費	3,111,486,780円				
第1項 総務管理費	3,044,889,655円				
第2項 監査委員費	66,597,125円				
第3款 企画調整費	5,503,138,882円				
第1項 企画調整管理費	5,462,028,104円				
第2項 調査費	41,110,778円				
第4款 港営費	2,503,959,516円				
第1項 港営管理費	1,185,544,849円				
第2項 運営費	1,318,414,667円				
第5款 建設費	18,010,245,960円				
第1項 建設管理費	1,685,549,879円				
第2項 整備費	16,324,696,081円				
第6款 公債費	6,530,171,960円				
第1項 公債費	6,530,171,960円				
第7款 予備費	0円				
第1項 予備費	0円				
歳 出 合 計	35,800,325,156円				
	, ,,1 1				

名古屋港管理組合告示第17号

令和 5 年 3 月定例名古屋港管理組合議会で認定された令和 3 年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

令和 3 年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算

	10 1 K	X H H Æ /C	歳	ш ш ш.		II NOV THE PLANTS
第1款 7	k族館振興基					61,606,152円
第1項	財産収入					9,353円
第2項	寄附金					2,012,997円
第3項	繰越金					318,000円
第4項	積戻金					59,265,802円
第5項	繰入金					0円
第2款 湘	海事文化振 頻	基金収入				11,898,891円
第1項	財産収入					7,891円
第2項	寄附金					10,000円
第3項	繰越金					0円
第4項	積戻金					1,881,000円
第5項	繰入金					10,000,000円
第3款 瑪	環境振興基金	è 収入				72,196,157円
第1項	財産収入					2,963円
第2項	寄附金					2,285,000円
第3項	繰越金					0円
第4項	積戻金					12,486,940円
第5項	繰入金					57,421,254円
歳	入	合		計		145,701,200円
			歳		出	
,,,	k族館振興基	表金				61,506,152円
第1項	積立金					2,240,350円
第2項	繰出金					59,265,802円
	每事文化振興	基金				11,898,891円
第1項	積立金					10,017,891円
第2項	繰出金					1,881,000円
	環境振興基金	È				70,916,157円
第1項	積立金					58,429,217円
第2項	繰出金					12,486,940円
歳	出	合		計		144,321,200円

名古屋港管理組合告示第18号

令和 5 年 3 月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た令和 5 年度名古屋港管理組合予算の要領は、次のとおりである。 令和 5 年 3 月31日

> 名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

令和 5 年度名古屋港管理組合一般会計予算

令和 5 年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,950,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (繰越明許費)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務 負担行為」による。

(組合債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び 償還の方法は、「第4表 組合債」による。

(一時借入金)

- 第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。 (歳出予算の流用)
- 第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 歳 入

		人					1						1		
		款							項	į			金	額	
1 分	担 金	及	び	負	担	金									7,593,091
							1 負		4	担		金			7,593,091
2 使	用 料	及	び	手	数	料									4,543,183
							1 使		J	用		料			4,543,173
							2 手		3	数		料			10
3 国	庫	支	Ē	出		金									1,511,500
							1 国	庫		負	担	金			1,511,500
4 財	産	:	Ц	又		入									4,717,079
							1 財	産	運	用	収	入			4,717,059
							2 財	産	売	払	収	入			20
5 寄		陈	ţ			金									10
							1 寄		F	附		金			10
6 繰		入				金									125,565
							1 他	숮	計	繰	入	金			125,565
7 繰		赸	<u>\$</u>			金									500,000
							1 繰		į	越		金			500,000
8 諸		ηZ	ζ			入									1,828,572
							1 延	滞金、	加拿	算 金	及びi	過料			110
							2 預		金	禾	[]	子			146
							3 貸	付	金	元 禾	山 収	入			1,279,633
							4 特	定加	也設	整	備収	八入			367,380
							5 雑					入			181,303
9 組		合	ì			債									8,131,000
							1 組		1	台		債			8,131,000
		j	歳		入		合		計					2	28,950,000

歳	出							
	款				項			金額
1 議	숫	費						^{千円} 171,063
			1 議		会		費	171,063
2 総	務	費						2,437,627
			1 総	務	管	理	費	2,365,898
			2 監	查	委	員	費	71,729
3 企	画 調	整費						895,915
			1 企	画 調	整	管 理	費	831,786
			2 調		查		費	64,129
4 港	営	費						2,286,267
			1 港	営	管	理	費	1,377,984
			2 運		営		費	908,283
5 建	設	費						16,485,128
			1 建	設	管	理	費	1,582,306
			2 整		備		費	14,902,822
6 公	債	費						6,644,000
			1 公		債		費	6,644,000
7 予	備	費						30,000
			1 予		備		費	30,000
	歳	出	合	1	†			28,950,000

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
		港湾メンテナンス(港湾改修費) 補助事業費	手円 484,000
		港湾メンテナンス (港湾施設改良費) 補助事業費	51,000
		港湾メンテナンス(統合)補助事業費	48,000
		港湾改修(国際拠点)交付金事業費	59,000
		港湾施設改修事業費	78,000
「	0 畝	港湾施設補修事業費	629,000
5 建 設 費	2整備費	海域環境創造・自然再生等補助事業費	52,000
		港湾環境整備施設事業費	153,000
		海岸(連携)補助事業費	27,000
		海岸メンテナンス補助事業費	15,000
		高潮対策交付金事業費	125,000
		海岸防災施設事業費	68,000

第3表 債務負担行為

为 0 									
事	項		期		間		限	度	額
工 事 監 理	業務	令	和	6	年	度			16,380
ガーデンふ頭岸壁	整備費	令和	5年月	ぎ~수	3和6	年度			438,500
金城ふ頭陸上電力供給設	備整備費	令	和	6	年	度			24,200
港内埠頭保安設備	整備費	令	和	6	年	度			83,700
作倉地区物揚場	補修費	令	和	6	年	度			123,600
潮瓜ふ頭岸壁布	甫 修 費	令	和	6	年	度			79,700
港内電気設備権	甫 修 費	令	和	6	年	度			26,300
名古屋港船舶通航情報センタ	7一補修費	令	和	6	年	度			180,200
港内埠頭保安設備	補修費	令	和	6	年	度			71,500
名古屋港高潮防波堤東西信号	身 所補修費	令	和	6	年	度			31,100
名古屋四日市国際港湾株 事業資金借入金に対する		令和	5 年月	医 ~彳	7和26	年度	金融機関が当該 回収できないこ きは、66,000千 として補償する	とにより損 円及び利息	失を受けたと

計

第4表 組合債												
起債の目的	限	度	額	起債の方法	利	率	償	還	の	方	法	
			千円	普通貸借			政府資金に その他の場 含めて30年 若しくは元	合には 度間以	起債年 内に元	度から 利均等	据置期	間を 均等

債券発行

8.5%以内

しくは2期に分けて償還し、又は満期日に

元金を一括して償還する。ただし、組合財 政その他の都合により据置期間及び償還期 間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借

り換えることができる。

公 共 事 業 8,131,000 又 は

8,131,000

令和 5 年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

令和5年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ208,900千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款		項		金	額
1 水族館振興基金収入					千円 12,500
	1 財	産 収	入		80
	2 寄	附	金		1,400
	3 繰	越	金		10
	4 積	戻	金		11,000
	5 繰	入	金		10
2 海事文化振興基金収入					67,400
	1 財	産 収	入		90
	2 寄	附	金		100
	3 繰	越	金		10
	4 積	戻	金		57,200
	5 繰	入	金		10,000
3 環 境 振 興 基 金 収 入					129,000
	1 財	産 収	入		15
	2 寄	附	金		1,600
	3 繰	越	金		20
	4 積	戻	金		57,365
	5 繰	入	金		70,000
歳 入	合	計			208,900

歳 出				
款	項		金	額
1 水 族 館 振 興 基 金				^{千円} 12,500
	1 積 立	金		1,500
	2 繰 出	金		11,000
2 海 事 文 化 振 興 基 金				67,400
	1 積 立	金		10,200
	2 繰 出	金		57,200
3環境振興基金				129,000
	1 積 立	金		71,635
	2 繰 出	金		57,365
歳 出	合 計			208,900

令和 5 年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	施設及	こび	用 地	事	項	備	考
事	業	量	L	屋	25棟	一般使用許可面積	平方メートル 77,713		
			上	烇	201宋	専用使用許可面積	平方メートル 28,628		
			貯 木	48	の太武	一般使用許可面積	平方メートル 183,300		
			貯木	場	8 か所	専用使用許可面積	平方メートル 994,028		
			荷役機	械	5 基	貸付数	基 5		
			埠 頭 用	地			平方メートル 2,401,671		
			建設改良	工事		上屋等整備工事	千円 1,951,810		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収				入	
第1款	施設	運営	事	業	収	益	4,237,000千円
第1項	営	業		収		益	4,110,493千円
第2項	営	業	外	Ц	又	益	126,497千円
第3項	特	別		利		益	10千円
		支				出	
第1款	施設	運営	事	業	費	用	3,075,000千円
第1項	営	業		費		用	2,881,464千円
第2項	営	業	外	重	費	用	118,236千円
第3項	特	別		損		失	65,300千円
第4項	予		備			費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,426,000千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額183,000千円、減債積立金419,000千円、建設改良積立金348,000千円及び過年度分損益勘定留保資金455,000千円で補てんするものとする。)。

			収			入	
第1款	資	本	的	収		入	1,543,000千円
第1項	企		業	É		債	796,000千円
第2項	雑		1	Z		入	747,000千円
			支			出	
第1款	資	本	的	支		出	2,969,000千円
第1項	建	設	라	Ź	良	費	1,951,810千円
第2項	固	定	資 產	臣 購	入	費	3,736千円
第3項	企	業	債	償	還	金	419,454千円
第4項	投					資	594,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期間	限度額
維持	補修費	令和6年度	242,500千円
埠頭用	地整備費	令和6年度	482,500千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 埠頭用地整備事業及びコンテナ埠頭整備事業

限 度 額 796,000千円

起債の方法 普通貸借又は債券発行

利 率 8.5%以内

償還の方法 政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、

若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費 の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 746,780千円

令和 5 年度名古屋港管理組合埋立事業会計予算

総 則)

第1条 令和5年度名古屋港管理組合埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

用地整備 排水管321メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

			収			入	
第1款	埋	<u>\f</u>	事	業	収	益	387,000千円
第1項	営		業	外	収	益	386,980千円
第2項	特		別		利	益	20千円

			支			出	
第1款	埋	<u>\f</u>	事	業	費	用	656,000千円
第1項	営		業		費	用	610,748千円
第2項	営		業	外	費	用	35,232千円
第3項	特		別		損	失	20千円
第4項	予			備		費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める

		収		入	
第1款	資	本 自	的 収	入	1,101,000千円
第1項	雑		収	入	630,385千円
第2項	貸	付 金	返	還 金	470,615千円
		支		出	
第1款	資	本 自	的 支	出	846,000千円
第1項	西	部 地 区	埋 立	事 業 費	503,200千円
第2項	南	5 区 坦	見 立 事	業費	63,000千円
第3項	総		係	費	201,524千円
笋 4 頂	姓		辛	出	78 276壬田

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費 の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

408,208千円

名古屋港管理組合告示第19号

令和 5 年 3 月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た令和 4 年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。 令和 5 年 3 月31日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

令和 4 年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

令和4年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,292,669千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,463,669千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(△印は、減額を示す。)

	志	欠			項				補正前の額	補 正 額	計	
1 分	担金及	とび	負担	金金						^{千円} 7,592,394	△ 234,386	7,358,008
					1 負		担		金	7,592,394	△ 234,386	7,358,008
3 国	庫	支	出	金						1,675,100	657,994	2,333,094
					1 国	庫	負	担	金	1,675,100	657,994	2,333,094
8 諸		収		入						1,732,058	2,061	1,734,119
					4 特分	定施	設 整	備巾	又入	313,060	2,061	315,121
9 組		合		債						8,475,000	867,000	9,342,000
					1 組		合		債	8,475,000	867,000	9,342,000
	歳		ス		合		計			30,171,000	1,292,669	31,463,669

歳 出

/// //	-					
款			項	補正前の額	補 正 額	計
3 企 画 調	整費			^{千円} 901,482	千円 0	901,482
		1 企画訓	周整管理費	835,850	0	835,850
		2 調	査 費	65,632	0	65,632
5 建 設	費			15,785,483	1,455,249	17,240,732
		1 建 設	管 理 費	1,437,431	0	1,437,431
		2 整	備費	14,348,052	1,455,249	15,803,301
6 公 債	費			6,652,000	△ 162,580	6,489,420
		1 公	債 費	6,652,000	△ 162,580	6,489,420
歳	出	合	計	30,171,000	1,292,669	31,463,669

第2表 繰越明許費補正

l —	17 2 2	IN ICO.	1H12	Z 1111 TT					
		款			項		事 業 名	補正前の額	補正後の額
3	企 画	調 整	費	2 調	查	費	CNP形成計画策定補助事業費	千円 一	4,300
							港湾メンテナンス(港湾改修費)補助事業費	519,000	919,000
							港湾施設改修事業費	42,000	86,000
							港湾施設補修事業費	1,341,400	1,508,758
							緑 地 等 施 設 整 備 補 助 事 業 費	_	22,000
5	建	設	費	2 整	備	費	海岸(連携)補助事業費	_	142,000
							海岸メンテナンス補助事業費	_	107,000
							高潮対策交付金事業費	125,000	1,002,500
							海岸防災施設事業費	136,000	160,000
							国直轄事業港湾管理者負担金	_	940,112

第3表 組合債補正

お焦の目的	限	度	額	お焦の七汁	利率	償 還 の 方 法	
起債の目的	補正前の額	補 正 額	計	起債の方法		関 逐 の 万 伝	
公共事業	7,387,000	手円 867,000	手円 8,254,000	普通貸借 又 は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件によ 銀行その他の場合には起債年度か 置期間を含めて30年度間以内に元 等、元金均等若しくは元金不均等 法で毎年度1期若しくは2期に分 償還し、又は満期日に元金を一括 償還する。ただし、組合財政その 都合により据置期間及び償還期間 縮し、若しくは繰上償還し、又は 換えることができる。	ら利のけし他を 据均方てての短
計	8,475,000	867,000	9,342,000				

名古屋港管理組合告示第20号

個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年名古屋港管理組合条例第2号)第4条第2項に規定する写し(電磁的記録を用紙に出力したものを含む。以下同じ。)の作成に要する費用の額を次のように定め、令和5年4月1日から施行する。なお、平成18年名古屋港管理組合告示第36号(名古屋港管理組合個人情報保護条例第25条に規定する写しの作成に要する費用の額)は、廃止する。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

行政文書の種別	区 分	費用の額
计 事 位	複写機により複写したもの(白黒で、日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	1 枚 につき 10円
文書等	複写機により複写したもの(カラーで、日本産業規格A列3番の 大きさまでのものに限る。)	1 枚 につき 50円
	用紙に出力したもの(白黒で、日本産業規格A列3番の大きさま でのものに限る。)	1 枚 につき 10円
電磁的記録	用紙に出力したもの(カラーで、日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	1 枚 につき 50円
	光ディスク(日本産業規格 X 0606及び X 6281 又は X 6241 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。)に複写したもの	1 枚 につき 70円

備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合については、片面を1枚として計算する。
- 2 本組合以外のものに委託して写しを作成した場合における費用の額は、この表の区分にかかわらず、当該委託に係る費用の額とする。
- 3 この表の区分以外のものの作成に要する費用の額は、実費とする。

名古屋港管理組合告示第21号

個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年名古屋港管理組合条例第2号)第5条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を次のように定め、令和5年4月1日から施行する。

なお、平成18年名古屋港管理組合告示第35号(名古屋港管理組合個人情報保護条例第14条第1項に規定する口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報)は、廃止する。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

口頭により開示請求 を行うことができる 保有個人情報	口頭により開示する 内容	口頭により開示請求 を行うことができる 者	口頭により開示請求 を行うことができる 期間	口頭により開示請求 を行うことができる 場所
名古屋港管理組合が 実施する職員採用試 験又は職員採用選考 試験	総合順位 総合得点 科目別得点	試験不合格者	各試験の合格発表の 日から1月間	総務部 職員課人事係

名古屋港管理組合告示第22号

平成18年名古屋港管理組合告示第37号(名古屋港管理組合個人情報保護条例第46条に規定する法人の指定)は、廃止する。 令和5年3月31日

> 名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合告示第23号

平成18年名古屋港管理組合告示第21号(名古屋港管理組合情報公開条例第17条に規定する写しの作成に要する費用の額)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

区分	費用の額
光ディスク (日本工業規格 X 0606及び X 6281 又は X 6241 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。) に複写したもの	1 枚 につき 70円

改正前

区分	費用の額
フロッピーディスク (日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのフレキシブルディスクカートリッジに限る。) に複写したもの	<u>1 枚につき</u> <u>30円</u>
光ディスク (日本工業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径 120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量700メガバイトのものに限る。) に複写したもの	1 枚 につき 70円

名古屋港管理組合告示第24号

名古屋港管理組合臨港緑地条例(昭和58年名古屋港管理組合条例第2号)第7条の2第2項の規定に基づき、令和5年4月1日以後の利用から適用される名古屋港ゴルフ倶楽部(富浜コース)の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金の額の承認(令和元年8月1日告示第30号)は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

名古屋港ゴルフ倶楽部(富浜コース)の運動施設等の利用料金の額

Ĭ	運動施設等の区分	利用の 区分		利用料金	
			1人1回につき18	一般	6,570円
		平日	ホールまで	上記利用に対する追加 9 ホール	2,200円
	ゴルフコース		1人1回につき9 ホールまで	一般	3,280円
ゴ		土曜日、日曜日	1人1回につき18	一般	11,660円
ルフ			ホールまで	上記利用に対する追加 9 ホール	3,520円
場		及び休日	1人1回につき9 ホールまで	一般	5,830円
			1人1台につき18ホ	1,500円	
	カート(乗用式)		上記利用に対する追	加 9 ホール	750円
			9ホール利用	750円	

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 2 次に掲げる者が利用する場合のゴルフコース利用料金の額は、この表の額以内とする。
- (1) ジュニア
- (2) シニア
- (3) 満70歳以上及び障害者
- 3 ジュニアとは、18歳以下の児童・生徒(高校生まで)をいう。また、シニアとは満60歳以上をいう。
- 4 ジュニアが利用する場合のゴルフコース利用料金は利用の有無に関わらず、カート料金を含む。
- 5 1人1回につき18ホールまでを2人で利用する場合は1,100円をゴルフコース利用料金に加算する。(指定管理者が指定する期日を除く。)。
- 6 1人1回につき 9 ホールまでを 2 人で利用する場合は550円をゴルフコース利用料金に加算する。(指定管理者が指定する期日を除く。)。

名古屋港管理組合告示第25号

名古屋港ポートビル条例(昭和59年名古屋港管理組合条例第3号)第5条第2項及び第7条第2項の規定に基づき、令和5年4月1日以後の利用から適用される名古屋港ポートビルの利用料金の額を次のように承認した。

なお、名古屋港ポートビルの利用料金の額の承認(令和元年 7 月 1 日告示第26号)は、令和 5 年 3 月31日限り廃止する。 令和 5 年 3 月31日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港ポートビルの利用料金の額

- 1 海洋博物館、展望室又は南極観測船ふじ
- (1) 個人で入場しようとする者の入場料の額

利用の区分	施設の区分	単位	入場料
	海洋博物館		
海洋博物館、展望室又は南極観測船 ふじのうち1施設へ入場する場合	展望室	1 施設 1 人 1 回	大人 300円 小・中学生 200円
	南極観測船ふじ		
海洋博物館、展望室及び南極観測船 ふじの全施設へ入場する場合	海洋博物館、展望室及び南極 観測船ふじ	全施設 1人1回	大人 710円 小・中学生 400円

備考 大人とは、小・中学生以外の者をいい、小・中学生とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)による小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいう。

(2) 団体で入場しようとする者の入場料の額

		入場料				
利用の区分	利用の区分単位		20人以上100人未満の 団体		100人以上の団体	
海洋博物館、展望室又は南極観測船 ふじのうち1施設へ入場する場合	1 施設 1 人 1 回	大人小・中学生	260円 (240円) 160円	大人 小・中学生	250円 (220円) 150円	
海洋博物館、展望室及び南極観測船 ふじの全施設へ入場する場合	全施設 1人1回	大人小・中学生	590円 (490円) 280円	大人小・中学生	560円 (430円) 250円	

備考 括弧内の入場料の額は、学校教育法による高等学校及びこれに準ずる学校の生徒について適用するものとする。

2 会議室及び講堂

	施設の区分	利用単位	利用料金
		午前	6,000円
	Λ △ 辛 <i>中</i>	午後	7,430円
	A 会議室	夜 間	9,570円
		全 日	19,860円
		午前	6,510円
	B会議室	午 後	8,040円
	C 会議室	夜 間	10,380円
		全 日	21,590円
		午前	2,540円
会議室	D 公 業党	午後	3,150円
云硪至	D会議室	夜 間	4,170円
		全 日	8,750円
	E 会議室	午前	5,600円
		午 後	6,820円
		夜 間	8,960円
		全 日	18,630円
		午前	2,440円
	D. 公 学·安	午 後	3,050円
	F会議室	夜 間	3,970円
		全 日	8,250円
	'	午前	10,380円
	講堂	午 後	12,930円
	r	夜 間	15,990円
		全 日	30,140円

- 1 午前とは、午前9時から午後零時30分まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後5時30分から午後9時30分まで及び全日とは、午前9時から午後9時30分までをいう。以下同じ。
- 2 特別の設備又は器具により電力、ガス又は水道を使用して施設を利用した場合は、指定管理者が認定した実費相当料を当該施設の利用料金に加算する。

3 附帯設備

区分		利用単位	利用料金
マイクロホン		1回1個	500円
	16ミリ映写機	1回一式	3,360円
마나 도 남아	オーバーヘッドプロジェクター	1 回一式	1,520円
映写機	実物反射投影機	1回一式	1,520円
	幻燈機	1回一式	1,520円
金びょうぶ		1回1双	1,010円

備考 1回とは、午前、午後及び夜間のそれぞれの区分による利用をいう。

4 駐車場

(1) 30分につき1回1台を利用単位とする駐車場

車両の種類	利用料金
普通自動車	1 通常の場合 30分までごとに100円。ただし、24時間までごとに1,000円を上限とする。 2 回数駐車券による利用の場合 イ 30分回数駐車券(11枚つづり)1,010円 ロ 1時間回数駐車券(11枚つづり)2,020円

(2) 1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

車両の種類	利用料金
バス	900円
普通自動車	600円
自動二輪車及び原動機付自転車	150円

(3) 1月1台を利用単位とする駐車場

ア 全日使用の駐車場

駐車場の種類		利用料金
多階建駐車場	屋内	16,700円
多 陷建缸	屋外	12,520円
その他の駐車場		10,380円

イ 利用日指定の駐車場

駐車場の種類		利用料金
多階建駐車場(一種)	屋内	8,450円
多階建駐車場(二種)	屋外	9,370円
その他の駐車場 (一種)		6,920円

- 1 一種とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「法」という。)に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び8月13日から8月15日までを除く日に限り利用できるものをいう。
- 2 二種とは、日曜日及び法に規定する休日並びに 1 月 2 日、 1 月 3 日及び 8 月 13 日から 8 月 15 日までを除く日に限り利用できるものをいう。

名古屋港管理組合告示第26号

名古屋港管理組合臨港緑地条例(昭和58年名古屋港管理組合条例第2号)第7条の2第2項の規定に基づき、令和5年4月1日以後の利用から適用される新舞子マリンパークの運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。

なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金の額の承認(平成30年3月30日告示第19号)は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

新舞子マリンパークの運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分	利用の区分	単位	利用料金	備考
駐車場		1台1回につき	500円	

名古屋港管理組合告示第27号

名古屋港水族館条例(平成4年名古屋港管理組合条例第6号)第3条第2項の規定に基づき、令和5年4月1日以後の利用から適用される名古屋港水族館の利用料金の額を次のように承認した。

なお、名古屋港水族館の利用料金の額の承認(令和元年7月1日告示第27号)は、令和5年3月31日限り廃止する。 令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港水族館の利用料金の額

1 個人で入館しようとする者の入館料の額

利用の区分	単位		入館料	
	1人1回につき		大人 小・中学生 幼児	2,030円 1,010円 500円
名古屋港水族館にのみ入館する場合	年間入館料	同一人1年間 につき	大人 小・中学生 幼児	5,190円 2,540円 1,220円
	十一日ノノ、公日ヤイ	家族購入で同 一人1年間に つき	大人 小・中学生 幼児	4,680円 2,240円 1,010円
名古屋港水族館に名古屋港ポートビル条例(昭和59年名古屋港管理組合条例第3号。以下「ポートビル条例」という。)第2条第1号から第3号までに規定する施設の全部と併せて入館する場合	1人1回につき		大人 小・中学生	1,730円 810円

- 1 大人とは、小・中学生及び幼児以外の者をいう。以下同じ。
- 2 小・中学生とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)による小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいう。以下同じ。
- 3 幼児とは、満4歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。
- 4 年間入館料にあっては、名古屋港水族館条例(平成4年名古屋港管理組合条例第6号)第3条第1項(同条第2項に規定する団体で入館しようとする者の入館料に限る。)及び第8項の規定は適用しない。
- 5 年間入館料のうち、家族購入とは、小・中学生及び幼児と2親等内の親族の関係にある者が小・中学生及び幼児と同時に購入する場合をいう。

2 団体で入館しようとする者の入館料の額

利用の反八	日生の屋へ	入館料(1人1回につき)			
利用の区分	団体の区分	大人	小・中学生	幼児	
名古屋港水族館にのみ入館す	20人以上100人未満の 団体	1,830円 (1,620円)	810円	400円	
る場合	100人以上の団体	1,620円 (1,420円)	710円	350円	
名古屋港水族館にポートビル 条例第2条第1号から第3号	20人以上100人未満の 団体	1,550円 (1,380円)	650円		
までに規定する施設の全部と 併せて入館する場合	100人以上の団体	1,380円 (1,210円)	570円		

備考 括弧内の額は、学校教育法による高等学校及びこれに準ずる学校の生徒について適用するものとする。

名古屋港管理組合告示第28号

名古屋港管理組合臨港緑地条例(昭和58年名古屋港管理組合条例第2号)第7条の2第2項の規定に基づき、令和5年4月1日以後の利用から適用される船見緑地の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。

なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金の額の承認(平成30年3月30日告示第20号)は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

船見緑地の運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分	利用の区分	単位	利用料金	備考
	昼間	1面につき	3,400円	
運動広場	半日	1面につき	2,000円	
	早朝又は薄暮	1面につき	1,200円	

- 1 昼間とは、午前9時から午後4時30分までをいう。
- 2 半日とは、午前9時から午後零時30分まで又は午後1時から午後4時30分までのいずれかをいう。
- 3 早朝又は薄暮とは、管理者が運動施設について定める供用時間の前後において管理上支障がないとしてその供用を認める時間をいう。
- 4 運動広場は、1 面を2 区画に分けて利用することができる。この場合の1 区画の利用料金は、1 面に係る利用料金の半額とする。

名古屋港管理組合告示第29号

名古屋港管理組合臨港緑地条例(昭和58年名古屋港管理組合条例第2号)第7条の2第2項の規定に基づき、令和5年4月1日以後の利用から適用される富浜緑地(名古屋港ゴルフ倶楽部(富浜コース)等を除く。)、楠広場、楠南広場、木場南広場及び東浜中央緑地の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。

なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金の額の承認(平成30年3月30日告示第21号)は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分	臨港緑地	利用の区分	単位	利用料金	備考
	楠広場	昼間	1面につき	1,700円	
野球場	楠南広場	半日	1面につき	1,000円	
	木場南広場	早朝又は薄暮	1面につき	600円	
ニーフコート	テニスコート 富浜緑地	昼間	1面につき	1,800円	
		半日	1面につき	1,000円	
		昼間	1面につき	3,400円	
運動広場	富浜緑地 東浜中央緑地	半日	1面につき	2,000円	
		早朝又は薄暮	1面につき	1,200円	
貸自転車	富浜緑地		1台1回につき	200円	利用単位1回は、 概ね2時間以内 とする。

- 1 昼間とは、午前9時から午後4時30分までをいう。
- 2 半日とは、午前9時から午後零時30分まで又は午後1時から午後4時30分までのいずれかをいう。
- 3 早朝又は薄暮とは、管理者が運動施設について定める供用時間の前後において管理上支障がないとしてその供用 を認める時間をいう。
- 4 運動広場は、1 面を2 区画に分けて利用することができる。この場合の1 区画の利用料金は、1 面に係る利用料金の半額とする。

名古屋港管理組合告示第30号

次の港湾施設は、令和 5 年 4 月 1 日から変更する。 令和 5 年 3 月31日

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 上屋附属詰所

変更前

区画を定めた上屋附属詰所

名称(括弧内は、	使用	AA: VII.		面積	 	区画								
その略称)	区分	等級	位置		構造	名称	位置	面積						
	a	級		平方メートル		A	稲永ふ頭南3号上屋 北側隣接2階東部分	平方メートル 29						
						В	稲永ふ頭南3号上屋 北側隣接2階中央部分	29						
				名古屋市港区潮凪町										С
稲永ふ頭 南3号上屋	一般	1	234		鉄骨造り	D	稲永ふ頭南3号上屋 北側隣接1階東部分	29						
附属詰所 (稲南3号)	使用	使用				Е	稲永ふ頭南3号上屋 北側隣接1階中央部分	29						
						F	稲永ふ頭南3号上屋 北側隣接1階西部分	29						
						G	稲永ふ頭南3号上屋 北側隣接平屋東部分	30						
						Н	稲永ふ頭南3号上屋 北側隣接平屋西部分	30						

変更後

区画を定めた上屋附属詰所

名称(括弧内は、			基 选	区画				
その略称)	区分	一	114. 🗈	四 <i>作</i>	件但	名称	位置	面積
稲永ふ頭 南3号上屋	一般	級	名古屋市	平方メートル	鉄骨	G	稲永ふ頭南3号上屋 北側隣接平屋東部分	平方メートル 30
附属詰所 (稲南3号)	使用	1	港区潮凪町	00	造り	Н	稲永ふ頭南 3 号上屋 北側隣接平屋西部分	30

名古屋港管理組合告示第31号

次の港湾施設は、令和5年4月1日から停止面積を変更する。 令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地

変更前

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位置	面 積	区 画
金城ふ頭西部 C 荷さばき地 (金城西 C)	級 1	車両	76号岸壁隣接	平方メートル 538	図による

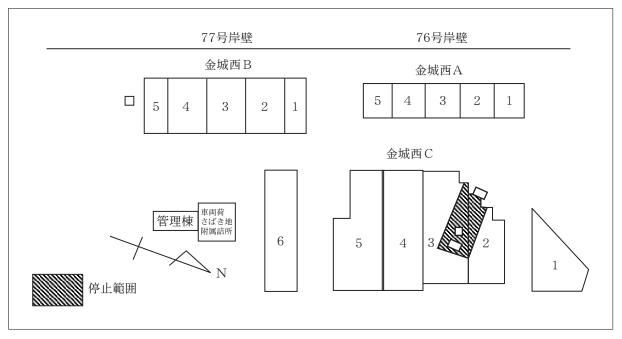
(図は省略)

変更後

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部 C 荷さばき地 (金城西 C)	和 1	車両	76号岸壁隣接	平方メートル 1,412	図による

図(金城ふ頭西部A、B、C荷さばき地)



- 1 数字は、区画の名称を示す
- 2 金城西Aの区画の面積は、各1,696平方メートルである。
- 3 金城西Bの区画の面積は、1は1,376平方メートル、2・3・4は各2,450平方メートル、5は1,454平方メートルである。
- 4 金城西 C の区画の面積は、 1 は3,946平方メートル、 2 は3,011平方メートル(589平方メートル停止)、 3 は5,220平方メートル(823平方メートル停止)、 4 は5,722平方メートル、 5 は6,820平方メートル、 6 は5,925平方メートルである。

名古屋港管理組合告示第32号

令和5年名古屋港管理組合告示第8号で停止した次の港湾施設は、令和5年3月27日から使用を再開した。 令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
稲永ふ頭北B荷さばき地 (稲北B)	2	16号岸壁隣接	平方メートル 369	図による

(図は省略)

名古屋港管理組合告示第33号

令和4年名古屋港管理組合告示第34号で使用停止した次の港湾施設は、令和5年4月1日から使用を再開する。 令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地 区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部 I 荷さばき地 (金城西 I)	級	74号岸壁及び 75号岸壁隣接	平方メートル 416	図による

(図は省略)

名古屋港管理組合告示第34号

令和4年名古屋港管理組合告示第32号で停止した次の港湾施設は、令和5年4月1日から使用を再開する。 令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地

用途区分を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位置	面積
飛島ふ頭北荷さばき地 (飛島北)	特	コンテナ貨物	飛島ふ頭東側	平方メートル 1,412

名古屋港管理組合告示第35号

次の港湾施設は、令和5年4月1日に廃止する。 令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地 区画を定めた荷さばき地

名称	位 置	延長	エプロン	水深	標準係船能力		備考	
	7匹	是 民	幅	小 休	位 置	バース数		
		メートル	メートル	メートル	トン	バース		
1 早出睐	ガーデンふ頭東側	9.45	20	45-10	500	1	水深は、先端から	
1号岸壁	ガーアンふ頭果側	245	20	4.5~10	10,000	1	185メートルの間は 10メートル	

名古屋港管理組合告示第36号

名古屋港ポートビル条例(昭和59年名古屋港管理組合条例第3号)第13条第1項第2号の規定に基づき、名古屋港ポートビル施設の供用を次のとおり休止した。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

- 1 休止対象施設 南極観測船ふじ
- 2 休止の理由 設備工事に伴い必要があるため
- 3 休止期間 令和5年3月2日から当分の間

訓令

組合内一般

今和五年三月三十一日名古屋港管理組合行政文書管理規程(令和四年訓令第二号)の一部を次のように改正する。

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第一項」に改める。第四条中「名古屋港管理組合個人情報保護条例(平成十八年名古屋港管理組合条例第四号)第二条第二号」を「個人情報

八十二条各項」に改める。 第四十六条第五項第四号中「名古屋港管理組合個人情報保護条例第十九条各項」を「個人情報の保護に関する法律第

温 強

この訓令は、今和五年四月一日から施行する。

豐 化 紙 二 巾

組合内一般

今和五年三月三十一日課の組織の分掌事務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

課の組織の分掌事務規程等の一部を改正する規程

(課の組織の分掌事務規程の一部改正)

第一条 課の組織の分掌事務規程(平成八年訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号リ及び同条第二項中「情報システム室」を「DX推進室」に改め、同項各号を次のように改める。

- 関すること。
 「デジタルトランスフォーメーションの推進に関する施策及びICTを活用した業務改革の総合的な企画及び調整に
- ll デジタルトランスフォーメーションの推進及びnOHの活用に係る相談、指導及び調整に関すること。
- 三情報システムの開発及び運用管理に関すること。
- 四 情報セキュリティに関すること。

第五条第三号ロ中「交換」の下に「、船舶の修繕」を加え、同号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト 第十条第一号二からトまでの契約に係る入札の公告及び開札に関すること。

雅田条第四号を削る。

第十条第一号中トをヲとし、ニからへまでをリからルまでとし、ハの次に次のように加える。

- 二 工事及び製造の契約に関すること(総務部会計課用度係の主管に属することを除く。)。
- ホ 地質調査、設計、測量等の委託契約に関すること(総務部会計課用度係の主管に属することを除く。)。
- く 工事用機材及び工事用材料の契約に関すること (総務部会計課用度係の主管に属することを除く。)。
- ト その他技術的検査を要する契約に関すること (総務部会計課用度係の主管に属することを除く。)。
- チ こからトまでの契約に係る指名業者審査委員会に関すること。

第十三条第二号イ中「並びに船舶」の下に「の製造」を加える。

(工事施行規程の一部改正)

第二条 工事施行規程(昭和三十九年訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

第七条中「総務部長に対し、」を削り、「依頼しなければ」を「行わなければ」に改める。

建設部長は当該依頼があつたときは、直ちに」と」を加える。第四十五条第三項中「)した後、」と」の下に「、第七条中「直ちに」とあるのは「建設部長に契約締結事務を依頼し、

(名古屋港管理組合事務決裁規程の一部改正)

第三条 名古屋港管理組合事務決裁規程(昭和四十年訓令第七号)の一部を次のように改正する。

改める。え、「同表四の三建設部の表」を「同表四の四建設部の表」に、「同表四の四建設部の表」を「同表四の五建設部の表」に、「同表四の三建設部の表」を「同表四の五建設部の表」と無答部の表に掲げる事項を」の下に「、建設部担当課長(工事契約担当)は同表四の三建設部の表に掲げる事項を」を削第四条第九項中「、総務部担当課長(DX推進担当)は同表二の三総務部の表に掲げる事項を」を削り、「同表三の三

ずつ繰り上げ、第九号の次に次の一号を加える。十一号において同じ。)」を加え、同欄中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十一号までを二号削り、同項課長専決事項の欄第三号中「物品」の下に「(工事用機材及び工事用材料を除く。以下次号、第五号及び第四十八条」に改め、同表会計課の項専任副管理者専決事項の欄第二号を削り、同項部長専決事項の欄第八号及び第九号をを削り、同表職員課の項中「営利企業等従事」を「営利企業従事等」に改め、同表財政課の項中「第四十九条」を「第別表第二(個別事務)の表二総務部の表行政管理課の項部長専決事項の欄第五号を削り、同項課長専決事項の欄第一号

十 入札の公告及び開札に関すること。

を削り、同号を同欄第十一号とし、同欄中第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。別表第二(個別事務)の表二総務部の表会計課の項課長専決事項の欄第十二号中「(工事用機材及び工事用材料を除く。)」

別表第二(個別事務)の表二の三総務部の表を削る。

に改め、同項課長専決事項の欄中「第五十五条の二第四項」を「第五十五条の二の二第四項」に改める。別表第二(個別事務)の表三港営部の表港営課の項部長専決事項の欄中「第五十五条の二」を「第五十五条の二の二」

別表第二(個別事務)の表四建設部の表管理課の頃専任副管理者専決事頃の欄に次の一号を加える。

五 一件の金額九千万円以上の工事及び製造の契約に関すること。

条の二」を「第五十五条の二の二」に改め、同号を同欄第六号とし、同号の前に次の二号を加える。別表第二(個別事務)の表四建設部の表管理課の項部長専決事項の欄中第五号を第七号とし、同欄第四号中「第五十五

- 四 一件の金額九百万円以上九千万円未満の工事及び製造の契約に関すること。
- 五 専任副管理者の専決のあつた工事及び製造の契約の変更(金額の増減が一割未満のものに限る。)に関すること。

条の二の二第四項」に改め、同号を同欄第十四号とし、同号の前に次の七号を加える。別表第二(個別事務)の表四建設部の表管理課の項課長専決事項の欄第七号中「第五十五条の二第四項」を「第五十五

- 七 一件の金額九百万円未満の工事及び製造の契約に関すること。
- 八 一件の金額百八十万円未満の調査、設計、測量等の委託契約に関すること。
- 九 一件の金額百八十万円未満の工事用機材及び工事用材料の取得及び交換の契約に関すること。
- 料の貸借の契約に関すること。 十 賃貸料又は賃借料の年額(年額によらないものは、これに相当する額)百八十万円未満の工事用機材及び工事用材
- 十一 一件の金額百八十万円未満の工事用機材及び工事用材料の修繕、保管及び運送の契約に関すること。
- 十二 競争入札に付する一件の金額百八十万円未満の契約に係る予定価格に関すること。
- 十三 一件の金額百八十万円未満の契約に係る指名競争入札参加者の指名選定に関すること。

四の二建設部の表の次に次の一表を加える。 別表第二(個別事務)の表中四の四建設部の表を四の五建設部の表とし、四の三建設部の表を四の四建設部の表とし、

四の三」建設部

建設部担当課長(工事契約担当)専決事項

- 一件の金額九百万円未満の工事及び製造の契約に関すること。
- 二 一件の金額百八十万円未満の調査、設計、測量等の委託契約に関すること。
- 三 一件の金額百八十万円未満の工事用機材及び工事用材料の取得及び交換の契約に関すること。
- 用材料の貸借の契約に関すること。四 賃貸料又は賃借料の年額(年額によらないものは、これに相当する額)百八十万円未満の工事用機材及び工事
- 五 一件の金額百八十万円未満の工事用幾材及び工事用材料の珍簿、保管及び運送の契約に関すること。
- 大 競争入札に付する一件の金額百八十万円未満の契約に係る予定価格に関すること。
- 七 一件の金額百八十万円未満の契約に係る指名競争入札参加者の指名選定に関すること。

(惰名業者審査委員会規程の一部改正)

第四条 指名業者審査委員会規程(昭和五十一年訓令第二号)の一部を次のように改正する。

計課」を「建設部管理課」に改める。別表第二号委員の欄中「総務部会計課長」を「建設部担当課長(工事契約担当)」に改め、同号庶務の欄中「総務部会

(事務所規程の一部改正)

第五条 事務所規程(平成八年訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号及び第四号中「船舶」の下に「の製造」を加える。

第五条(見出しを含む。)中「、船舶」を削る。

(事務所の組織の分掌事務規程の一部改正)

第六条 事務所の組織の分掌事務規程(平成八年訓令第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号イ及び八中「船舶」の下に「の製造」を加える。

密 副

この訓令は、今和五年四月一日から施行する。

議会事項

名古屋港管理組合議会告示第一号

今和五年三月三十一日名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

名古屋港管理組合議会

議長 伊藤 勝人

名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

(殿加)

号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。第一条 この規程は、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和五年名古屋港管理組合条例第一

(個人識別符号)

- 第二条 条例第二条第二項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。
 - 手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号一次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な
 - イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸 (別名DZA) を構成する塩基の配列
 - ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - 二 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - く 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

 - 等記号・番号|| 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者
 - 等記号・番号三 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者
 - 四 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第六条第一項第一号の旅券の番号
 - ものを除く。)の番号及び同法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号五 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券(日本国政府の発行した

 - 記号・番号・ 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第百十二条の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等
 - 番号八 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第百十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・
 - 九 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十四条に規定する基礎年金番号
 - 十 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十三条第一項第一号の免許証の番号
 - 号及び組合員等記号・番号十一 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十四条の二十四の二第一項に規定する保険者番十一 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十四条の二十四の二第一項に規定する保険者番
 - 十二 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第十三号に規定する住民票コード
 - 十三 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
 - び被保険者番号十四 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百六十一条の二第一項に規定する保険者番号及
 - 第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号十五 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)
 - 十六 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号
 - 第五項に規定する個人番号十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条

(要配慮個人情報)

- の経歴に該当するものを除く。)とする。 第三条 条例第二条第三項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪
 - 大に掲げる心身の機能の障害があること。
 - イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)別表に掲げる身体上の障害
 - ロ 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害
 - (平成十六年法律第百六十七号)第二条第一項に規定する発達障害を含み、口に掲げるものを除く。)ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)にいう精神障害(発達障害者支援法
 - める程度であるものめの法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定こ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
 - の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果工 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病
 - 態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。 三、健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状

- こと。四本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われた
- 観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。五本人を少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、

(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

- 当するものとする。 第四条 条例第十一条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該
 - が発生し、又は発生したおそれがある事態たものを除く。以下この条において「漏えい等」という。)たものを除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条において「漏えい等」という。) 更配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じ
 - れがある事態 | 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそ
 - 三 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - 四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。2 議長は、条例第十一条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に掲げる事態を知った後、当該事態の状況に応
 - 田選
 - 一 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
 - 111 原因
 - 四 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - 五 その他参考となる事項

(口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報)

るものとする。 当該保有個人情報の項目並びに口頭により閲覧の求めをすることができる期間及び場所を名古屋港管理組合公報に登載す第五条 議長は、条例第十三条第一項の規定により口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報を定めたときは、

(口頭による保有個人情報の閲覧の求めにおける本人の証明に必要な書類)

- とする。 第六条 条例第十三条第二項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれか
 - 今の規定により交付された書類であって、当該閲覧の求めをする者が本人であることを確認するに足りるものを離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人関覧の求めをする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険
 - をする者が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該閲覧の求め

国) (個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外

- する外国として議長が定めるものとする。情報の保護に関する法律施行規則(平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号)第十五条第一項各号のいずれにも該当第七条 条例第十五条第一項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として議長が定めるものは、個人
- 限することその他の必要な条件を付することができる。認めるときは、当該外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ることなく提供できる個人データの範囲を制2 議長は、前項の規定による外国を定める場合において、我が国における個人の権利利益を保護するために必要があると
- 調査を行うものとする。 必要があると認めるときは、当該外国における個人情報の保護に関する制度又は当該条件に係る対応の状況に関し必要な一項各号に該当していること又は当該外国について前項の規定により付された条件が満たされていることを確認するためる 議長は、第一項の規定による外国を定めた場合において、当該外国が個人情報の保護に関する法律施行規則第十五条第
- (外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供)により付された条件が満たされなくなったと認めるときは、第一項の規定による定めを取り消すものとする。報の保護に関する法律施行規則第十五条第一項各号に該当しなくなったと認めるとき又は当該外国について第二項の規定は、第一項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が個人情
- の他の適切な方法とする。第八条 条例第十五条第二項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法を第八条
- 2 条例第十五条第二項の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一当該外国の名称
 - 二 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
 - 三 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報
- 供しなければならない。 一号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第二号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提3 前項の規定にかかわらず、議長は、条例第十五条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第
 - 一 前項第一号に定める事項が特定できない旨及びその理由
 - 二 前項第一号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報
- 4 第二項の規定にかかわらず、議長は、条例第十五条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二

報提供しなければならない。項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情

(外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等)

- は、次に掲げる措置とする。 第九条 条例第十五条第三項の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置
 - 及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。一当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無
 - 続的な実施の確保が困難となったときは、保有個人情報の当該第三者への提供を停止すること。
 二 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継
- の適切な方法とする。2 条例第十五条第三項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他
- がある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。提供しなければならない。ただし、情報提供することにより議会が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれる 議長は、条例第十五条第三項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滯なく、次に掲げる事項について情報
 - | 当該第三者による条例第十五条第一項に規定する体制の整備の方法
 - 二 当該第三者が実施する相当措置の概要
 - 三、第一項第一号の規定による確認の頻度及び方法
 - 四 当該外国の名称
 - 五 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
 - へ 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
 - 七 前号の支障に関して第一項第二号の規定により議長が講ずる措置の概要
- 本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。4 議長は、条例第十五条第三項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、
- に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。5 議長は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人

(電磁的方法)

- 第十条 条例第十七条第四項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。
 - (他人に委託して行う場合を含む。) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法
 - □ 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
 - 合を含む。)(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場三一前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

- 第十一条 条例第十八条第二項の議長が定める基準は、次のとおりとする。
 - **| 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。**
 - 取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。 二 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その
 - を講ずること。 三 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 簿を作成しなければならない。 小簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル第十二条 議長は、個人情報ファイル(条例第十九条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイ
- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- ればならない。 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなけ
- らない。 十九条第二項第一号へに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければなす、議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第
- 閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。(次条第一項第二号、第十五条及び第二十一条第一項第三号において単に「情報センター」という。)に傭え置き一般の5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを名古屋港管理組合本庁舎内の名古屋港情報センター
- 6 条例第十九条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別
- □ 条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイルについて、第九項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その
- マ 条例第十九条第二項第一号への議長が定める数は、千人とする。
- ⊗ 条例第十九条第二項第一号トの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - の他これらに準ずる事項を記録するもの(イに掲げる者の採用のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)一次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与、報酬又は福利厚生に関する事項そ
 - イ 管理者、監査委員の職員又は職員であった者
 - ロ 条例第十九条第二項第一号イに規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族

- て、専らその人事、議員報酬、給与、報酬又は福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの二、条例第十九条第二項第一号イに規定する者及び前号イ又は口に掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであっ
- ルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。その利用目的及び記録範囲が条例第十九条第一項の規定による公表に係る条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイタ 条例第十九条第二項第三号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第二条第五項第二号に係る個人情報ファイルで、
- 3 個人情報ファイル簿は、様式第一によるものとする。

(開示請求書に記載することができる事項等)

- とができる。いては条例第三十条第一項の規定により議長が定める方法をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事項を記載するこいては条例第三十条第一項の規定により議長が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報につ第十二条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法(文書又は図画に記録されている保有個人情
 - 一 求める開示の実施の方法
 - をいう。以下同じ。) の実施を求める場合にあっては、情報センターにおける開示の実施を希望する日三号及び第二十一条第一項第四号において単に「写しの送付の方法」という。) 以外の方法による保有個人情報の開示二 情報センターにおける開示(保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付の方法(次号、第十五条第一項第
 - 三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨
- 2 開示請求書は、様式第二によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

- た書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付され及び難民認定法第十九条の三に規定する在留力ード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この項及び次項において「開示請求者等」という。)の一、開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(次項において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求**第十四条** 開示請求等をする者は、議長に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。
 - 等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類|| 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者|
- 類を議長に提出すれば足りる。2 開示請求書等を議長に送付して開示請求等をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書
 - 一 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - 認める書類であって、開示請求等をする日前三十日以内に作成されたもの二、その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と
- を議長に提示し、又は提出しなければならない。理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)3 条例第二十条第二項、第三十三条第二項又は第四十条第三項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代
- 書面でその旨を議長に届け出なければならない。4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、4
- sp 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。
- (開示決定の際に通知すべき事項)
- 第十五条 条例第二十六条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - → 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
 - る日のうちから情報センターにおける開示の実施を希望する日を選択すべき旨る場合にあっては、条例第三十条第三項の規定による申出をする際に情報センターにおける開示を実施することができ二、情報センターにおける開示を実施することができる日、時間及び場所並びに情報センターにおける開示の実施を求め
 - 三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。2 開示請求書に前条各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第二十六条第一項の議長が定める事項は、前項
 - を実施することができる場合に限る。) その旨及び前項各号に掲げる事項おける開示については、開示請求書に記載された情報センターにおける開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示」 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合(情報センターに
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

(開示決定通知書等)

- のとする。 第十六条 条例第二十六条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式によるも
 - 一 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 様式第三
 - 二 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 様式第四
- (決定期間延長通知書)2 条例第二十六条第二項に規定する書面は、様式第五によるものとする。
- (決定期間特例通知書等)第十七条 条例第二十七条第二項、第三十七条第二項及び第四十四条第二項に規定する書面は、様式第六によるものとする。
- 第十八条 条例第二十八条第一項に規定する書面は、様式第七によるものとする。
- 2 条例第三十八条第一項及び第四十五条第一項に規定する書面は、様式第八によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- しなければならない。する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意第十九条 議長は、条例第二十九条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第三者に対し、当該第三者に関
- 2 条例第二十九条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一開示請求の年月日
 - 二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 3 条例第二十九条第一項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、様式第九によるものとする。
- 4 条例第二十九条第二項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 」 第二項各号に掲げる事項
 - 二 条例第二十九条第二項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
- 5 条例第二十九条第二項に規定する書面は、様式第九によるものとする。
- (保有個人情報の開示の実施等)6、条例第二十九条第三項(条例第四十八条において準用する場合を含む。) に規定する書面は、様式第十によるものとする。
- の写しの交付の部数は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書一件につき一部とする。第二十条 条例第三十条第一項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における行政文書
- 議長は、当該行政文書の閲覧を中止し、又は禁止することができる。記録されている行政文書の閲覧をする者が当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、2 条例第三十条第一項の規定により閲覧の方法による保有個人情報の開示を実施する場合において、当該保有個人情報が
- し、当該各号に定める方法により難いときは、議長が適当と認める方法とする。3 条例第三十条第一項の議長が定める方法は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただ
 - 一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次号において同じ。)により行うことができるもの一 閲覧に準ずる方法 次に掲げる方法であって、議長がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、
 - **イ 電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧**
 - ロ 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
 - 二 写しの交付に準ずる方法 次に掲げる方法であって、議長がその保有するプログラムにより行うことができるもの
 - **イ 電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付**
 - ロ 電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(開示の実施の方法等の申出)

- 第二十一条 条例第三十条第二項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。
 - っては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)一、求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあ
 - 二 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
 - 三 情報センターにおける開示の実施を求める場合にあっては、情報センターにおける開示の実施を希望する日
 - 四 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨
- 2 前項に規定する書面は、様式第十一によるものとする。
- (費用の負担等) 十三条第一項各号に掲げる事項を変更しないときは、条例第三十条第二項の規定による申出は、することを要しない。3 第十五条第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の条例第二十六条第一項の規定による通知があった場合において、第
- により交付されるものの作成及び送付とする。 第二十二条 条例第三十一条の議長が定めるものは、第二十条第三項第二号に定める方法又は同項ただし書に規定する方法
- 合は、当該費用を現金又は議長が定める方法により納付しなければならない。2 条例第三十一条の規定により写しの送付又はその送付に準ずるものとして議長が定めるものに要する費用を負担する場

(訂正請求書)

第二十三条 訂正請求書は、様式第十二によるものとする。

(訂正決定通知書等)

- ものとする。 第二十四条 条例第三十六条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式による
 - | 訂正請求に係る保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定 様式第十三
 - 二 訂正請求に係る保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 様式第十四
- 2 条例第三十六条第二項に規定する書面は、様式第十五によるものとする。

(訂正実施通知書)

第二十五条 条例第三十九条に規定する書面は、様式第十六によるものとする。

(利用停止請求書)

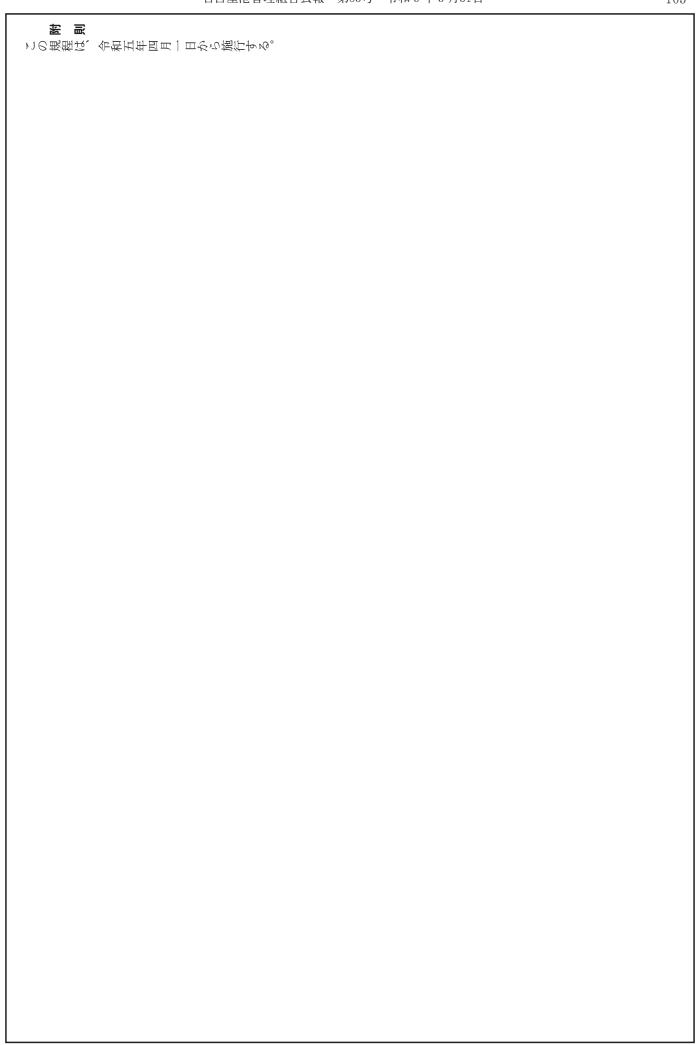
第二十六条 利用停止請求書は、様式第十七によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

- ものとする。 第二十七条 条例第四十三条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式による
 - 一 利用停止請求に係る保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 様式第十八
 - 二 利用停止請求に係る保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 様式第十九
- 2 条例第四十三条第二項に規定する書面は、様式第二十によるものとする。

(諮問をした旨の通知書)

第二十八条 条例第四十七条第二項の規定による通知は、様式第二十一によるものとする。



様式第1 (第12条関係)

個人情報ファイル簿 (表)

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	
個人情報ファイルの利用 目的	
記 録 項 目	
記 録 範 囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報	□ 含む □ 含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組	(名 称)
織の名称及び所在地	(所在地)
訂正及び利用停止に関す る法令又は他の条例の規 定による特別の手続等	

	(裏)					
個人情報ファイルの種別	□条例第2条第5項第1号 (電算処理ファイル)	□条例第 2 条第 5 項第 2 号				
四八	第12条第9項に該当するファイル □ 有 □ 無	(マニュアル処理ファイル)				
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイル	□ 該当 □ 非該当					
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名	(名 称)					
称及び所在地	(所在地)					
作成された行政機関等匿	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)					
名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)					
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案	(名 称)					
を受ける組織の名称及び 所在地	(所在地)					
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 をすることができる期間						
備考						

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 「要配慮個人情報」欄、「個人情報ファイルの種別」欄及び「行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル」欄については、該当する口にレ印を付すこと。
 - 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。
 - 4 備考2の規定にかかわらず、行政機関等匿名加工情報に関する欄については、当分の間、記入を必要としない。

108	名古屋港管理組合公報 第83号 令和5年3月31日
様式第 2 (第13条関係)	(表)
	保有個人情報開示請求書
	年 月 日
名古屋港管理組合議会	·議長 様
	氏 名
	郵 便 番 号
	住所 (居所)
	電 話 番 号
名古屋港管理組合議会 報の開示請求をします。	の保有する個人情報の保護に関する条例第21条第1項の規定により、次のとおり保有個人情
※請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人
開示請求をする保有個人情報の内容	
※ 開示の実施の方法等(この欄の記載は任意です。)	1 庁舎における開示の実施を希望する。 <実施の方法> □ 閲覧 □ 写しの交付 <実施の希望日>
(開示の実施の方法及び	「開示の実施の希望日については、希望に沿えない場合があります。)
請求者の本人確認書類	等は、以下のとおりです。
ア 請求者本人確認書 □ 運転免許証 □ 個人番号カード □ 在留カード又は	□ 健康保険被保険者証(住所記載のあるもの)

□ 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。)

を添付してください。

(裏)

(ア)	本人の状況	□ 未成年者(年 月 日生)	
		□ 成年被後見人 □ 任意代理人委任者	
		1	
(1)	本人の氏名		
(-I\	41047		
(ウ)	本人の住所	(居所)	
(工)	本人の電話者	等号	
法	定代理人が請う	でする場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	
	/СТ («Т.) СМ ПП».	the state of the s	
請	求資格確認書業	□ 戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの)	
請	求資格確認書類	回 戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの) □ 登記事項証明書(請求日前30日以内に作成されたもの)	
請	求資格確認書類	回 戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの) □ 登記事項証明書(請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他()	
		□ 登記事項証明書(請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他()	
. 任:	意代理人が請え	□ 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他 () ☆する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。	
. 任:	意代理人が請え	□ 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他 () ☆する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 □ 委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの)	
. 任:	意代理人が請え	□ 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他 () ☆する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。	
. 任:	意代理人が請え 求資格確認書業	□ 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他 () ☆する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 □ 委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの)	
. 任:	意代理人が請え 求資格確認書業	□ 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他 () ☆する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 □ 委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他 ()	
任 請:	意代理人が請え 求資格確認書業	□ 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他 () ☆する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 □ 委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他 ()	

- 2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出(送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等)が必要です。
- 3 開示の実施の方法等欄及び請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。
- 4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

様式第3 (第16条関係)

保有個人情報開示決定通知書

第号年月日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することに決定しましたので、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条第1項の規定により通知します。

1 開示請求のあった保有個人情報の内容

(行政文書の名称:

)

2 開示する保有個人情報の利用目的

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(2) 開示を実施することができる日時及び場所

期間: 月 日から 月 日まで

(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)

時間:場所:

- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数
- (4) 開示の実施に要する費用の額

写しの作成に要する費用

円

写しの送付に要する費用

円

4 担当課等

電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古 屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)。
- 注 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

様式第4 (第16条関係)

保有個人情報一部開示決定通知書

第号年月日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条第1項の規定により通知します。

1 開示請求のあった保有個人情報の内容

(行政文書の名称:

)

2 開示しないこととした部分及びその理由

3 開示する保有個人情報の利用目的

- 4 開示の実施の方法等
- (1) 開示の実施の方法等
- (2) 開示を実施することができる日時及び場所

期間: 月 日から 月 日まで

(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)

時間:場所:

- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数
- (4) 開示の実施に要する費用の額

写しの作成に要する費用

円

写しの送付に要する費用

円

5 担当課等

電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古 屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)。
- 注 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

様式第5 (第16条関係)

保有個人情報不開示決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことに決定しましたので、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称:)
開示しないことと した根拠規定及び 当該規定を適用す る理由		
担 当 課 等		電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古 屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)。

様

			決別	定期間類	延長通知書				
							第年	月	号 日
	様								
				名古	屋港管理組合	議会議長			印
年 月る個人情報の保護に関					保有個人情報は、次のとおり決				
請求のあった保有個人情報 の内容	(行政文書	手の名称:)		
延長後の決定期間			年年	月月	日から 日まで				
延 長 の 理 由									
担 当 課 等									

電話

様式第7 (第18条関係)

決定期間特例通	4日3	甚

第号年月日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

開示請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称:
名古 議会 保保 報名 の 保 第 2 8 8 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日
担 当 課 等	電話

様式第8 (第18条関係)

決定期間特例通知書

第号年月日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、名古屋港管理組合議会の保有する 個人情報の保護に関する条例 第38条第1項 の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

請求のあった保有個人情報 の内容	(行政文書の名称:)
名古 議会保保 を は 情報の保 の は は は は る る の の 第 の 条 例 第 り 、 決 り に り り り り り り り り り り り り り り り り り					
決定等をする期限	年	月	日		
担 当 課 等				電話	

様式第9 (第19条関係)

意見照会書

第号年月日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第21条第 1 項の規定により開示請求のありました保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、同条例 第29条第 2 項 の規定により通知します。 第29条第 2 項

本件開示請求に係る保有個人情報の開示について御意見があれば、別紙により 年 月 日までに回答してください。

C 1/C C 1/2	
開示請求のあった 保有個人情報が記 録されている行政 文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求のあった 保有個人情報に含 まれているあなた に関する情報の内 容	
意見書の提出先(担 当課等)	電話
名古屋港管理組合 議会の保有する個 人情報の保護に第2 項第1号又は第2 号の規定の適用の 区分及び当該規定 を適用する理由	

		意	見	書				
						年	月	E
名古屋港管理組合議会	議長	様						
			氏	名				
			郵便	番号				
			住所(居	所)				
			電話	番号				
開示請求のあった保 有個人情報が記録さ れている行政文書の 名称								
開示についての意見 (該当する番号を 〇で囲んでくだ さい。	ı	開示しても差し支えた 開示に反対する。	۲۷ _{7°}					
	(1)	開示に反対する部分						
開示に反対する場合 の意見	(2)	開示に反対する具体的	5理由					

様式第10 (第19条関係)

開示決定に係る通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

開示に反対する意見書の提出

年 月 日付けで審査請求

のありました保有個人情報について、次のとおりその 一部

開示に反対する意思の表示

を開示することとしましたので、 名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第29条第3項 名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第48条において準用 する同条例第29条第3項の規定により通知します。

9 る門条例第29条第3項	
開示請求のあった保 有個人情報が記録さ れている行政文書の 名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求のあった保 有個人情報に含まれ ているあなたに関す る情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年月日
開示しないこととし た部分	
担 当 課 等	電話 電話 でもない よっちゃ まっちゃ まっちゅう おもり マッケロ いわに タナ

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古 屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)。
- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第48条において準用する同法第29条第3項の規定により通知する場合は、審査請求及び取消訴訟に係る教示文を省略すること。

様式第11 (第21条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

名古屋港管理組合議会議長 様

氏 名

郵便番号

住所 (居所)

電話番号

名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第30条第2項の規定により、次のとおり申出をします。

保有個人情報開示決 定通知書等の日付及 び文書番号	日 付: 文書番号:
開示請求に係る保有 個人情報の内容	
開示の実施の方法	1 庁舎における開示の実施を希望する。 <実施の方法> □ 閲覧 □ 写しの交付 <実施の希望日>

- 注1 開示の実施の方法欄は、該当する番号を○で囲んでください。
 - 2 開示の実施の方法欄で1に該当する場合は、該当する□にレ印を付してください。

	名古屋港管理組合公報 第83号 令和 5 年 3 月31日	_
第12 (第23条関位	(表)	
	保有個人情報訂正請求書	
	年 月	
名古屋港管理網	且合議会議長 様	
	氏 名	
	郵 便 番 号	
	住所(居所)	
	電 話 番 号	
年	引 日に開示を受けた保有個人情報について、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保	莲
	条第1項の規定により、次のとおり訂正請求をします。	iz
※請求者の	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人	
	決定通知書の文書番号: 決定通知書の日付:	
訂正請求をす 有個人情報の内		
	(行政文書の名称:)	
訂正請求の	趣旨	
訂正請求の	里由	
	確認書類等は、以下のとおりです。	
ア 請求者本人 □ 運転免許		
□ 個人番号		
□ 在留カー □ その他	ド又は特別永住者証明書	
	、 送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等(請求日前30日以内に作成されたものに限る	

を添付してください。

(裏)

(ア)	本人の状況		未成年者(成年被後見人 任意代理人委任		月	日生)				
(イ)	本人の氏名									
(ウ)	本人の住所	(居所)							
(工)		→ □								
(上) ———	本人の電話を	当号								_
フ 法グ	定代理人が請え	求する	場合は、次のい □ 戸籍謄本(□ 登記事項証	請求日	前30日」	以内に作品	戈された	もの)	>	
フ 法グ	定代理人が請え	求する	□ 戸籍謄本(請求日	前30日」	以内に作品	戈された	もの)	,	
対法論	定代理人が請求 求資格確認書業 意代理人が請求	求する 類 求する	□ 戸籍謄本 (□ 登記事項証□ その他 (場合は、次の書	請求日 明書(類を提	前30日J 請求日i 示し、	以内に作品 前30日以内) 又は提出し	式された 内に作成 してくだ	もの) された [。] さい。	>	
対法論	定代理人が請求 求資格確認書業 意代理人が請求	 	□ 戸籍謄本(□ 登記事項証□ その他(場合は、次の書□ 委任状(請	請求日 明書(類を提	前30日J 請求日i 示し、	以内に作成 前30日以内) 又は提出し 内に作成る	式された 内に作成 してくだ	もの) された [。] さい。		_
対法論	定代理人が請求 求資格確認書業 意代理人が請求	 	□ 戸籍謄本 (□ 登記事項証□ その他 (場合は、次の書	請求日 明書(類を提	前30日J 請求日i 示し、	以内に作品 前30日以内) 又は提出し	式された 内に作成 してくだ	もの) された [。] さい。		
ウ 法 請 : に 任: 請;	定代理人が請求 求資格確認書業 意代理人が請求	 	□ 戸籍謄本(□ 登記事項証□ その他(□ 場合は、次の書□ 委任状(請□ その他(□ □ ラー	請求日 明書(類を提	前30日J 請求日i 示し、	以内に作成 前30日以内) 又は提出し 内に作成る	式された 内に作成 してくだ	もの) された [。] さい。		
力 法流 請求 に 任: 請求	定代理人が請え 求資格確認書業 意代理人が請え 求資格確認書業	 	□ 戸籍謄本(□ 登記事項証□ その他(□ 場合は、次の書□ 委任状(請□ その他(□ □ ラー	請求日 明書(類を提	前30日J 請求日i 示し、	以内に作成 前30日以内) 又は提出し 内に作成る	式された 内に作成 してくだ	もの) された [。] さい。		

- 2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出(送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等)が必要です。
- 3 請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する口にレ印を付してください。
- 4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

様式第13	(第24条関係)	١
TIK TA SEE TO		,

保有個人情報訂正決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をすることに決定しましたので、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称:)
訂正の内容	訂正前
	訂正後
訂 正 年 月 日	年 月 日
担 当 課 等	電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)。

様式第14(第24条関係)

保有個人情報一部訂正決定通知書

第号年月日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部の訂正をすることに決定しましたので、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称:
	訂正前
訂 正 の 内 容	訂正後
訂正をしないこと とした部分及びそ の理由	
訂 正 年 月 日	年 月 日
担 当 課 等	電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古 屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)。

様式第15 (第24条関係)

保有個人情報不訂正決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条第2項の規定により通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称:
訂正をしないこと とした理由	
担 当 課 等	電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古 屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)。

様式第16(第25条関係)

	保有個人情報訂正実施通知書			
		第 年	月	号 日
	様			
	名古屋港管理組合議会議長			印
	付けで提供しました保有個人情報について、名古屋港管理組合議会の保有 [~] 規定により、次のとおり訂正の実施をしましたので、同条例第39条の規定に			
訂正の実施をした保 有個人情報の内容	(行政文書の名称:)			
訂正請求者の氏名				
訂正請求の趣旨				
訂正の内容	訂正前			
H, E 97 11 12	訂正後			
訂 正 年 月 日	年 月 日			
担 当 課 等	電話			

126		名古屋港管理組合公報	第83号	令和 5 年 3 月31日	
様式	第17 (第26条関係)		(表)		
		児右個 1 橋	· ·	停止請求書	_
		1木 行 1 個 八 1 1	司羊双个リ /刊学		
				年 月 F	l
	名古屋港管理組合議	会議長 様			
			氏	名	
			郵 便	番号	
			住所((居所)	
			電話	番 号	
		日に開示を受けた保有個人情報 項の規定により、次のとおり利		、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に すがをします。	
	※請求者の区分	 本人 本人の法定代理人 本人の任意代理人 			
	利田停止諸ポをす	決定通知書の文書番号: 決定通知書の日付:			
	利用停止請求をす る保有個人情報の 内容	開示決定に基づき開示を受け	た保有個	人情報の名称等	
		(行政文書の名称:)	
	※利用停止請求の	1 条例第40条第1項第1号	該当→	□ 利用の停止 □ 消去	
	趣旨	2 条例第40条第1項第2号	該当→ 言	提供の停止	
	利用停止請求の理 由				
	請求者の本人確認書	類等は、以下のとおりです。			J
	ア 請求者本人確認書				
		□ 健康保険被保険者証(住所	所記載のる	あるもの)	
	□ 個人番号カート □ 在留カード又は				
	□ その他(VIAWIWIT 먼 HETVIEL)	
	□ 請求書を送付し	て請求をする場合は、加えて住	三民票の写	写し等(請求日前30日以内に作成されたものに限る。)	

を添付してください。

(裏)

(ア)	本人の状況 「	□ 未成年者 (年 月 日生)
() /		□ 成年被後見人
		□ 任意代理人委任者
	_	
(1)	本人の氏名	
(ウ)	本人の住所(原	居所)
(エ)	本人の電話番号	크 7
ウ 法領	定代理人が請求す	する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請ス	求資格確認書類	□ 戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの)
	1.24 IN INDIA DI 191	
	777 18 18 18 18 18 18 18	□ 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの)
	132111111111111111111111111111111111111	
ナー バ		□ 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他 ()
	意代理人が請求で	□ 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他 () □ る場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。
		□ 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他 () □ る場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 □ 委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの)
	意代理人が請求で	□ 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他 () □ る場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。
請之	意代理人が請求す	□ 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他 () □ る場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 □ 委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの)
請之	意代理人が請求す	 □ 登記事項証明書(請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他() ける場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 □ 委任状(請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他()
請之	意代理人が請求す 求資格確認書類 引は、記入する必	 □ 登記事項証明書(請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他() ける場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 □ 委任状(請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他()
赤の欄	意代理人が請求す 求資格確認書類 引は、記入する必 担当課等 備 考	□ 登記事項証明書(請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他() ける場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 □ 委任状(請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他() 要がありません。
請: 次の欄	意代理人が請求で 求資格確認書類 引は、記入する必 担当課等 備 考	 □ 登記事項証明書(請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他() ける場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 □ 委任状(請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他() 要がありません。
請: 次の欄 E.1 ※ 2 利	意代理人が請求で 求資格確認書類 引は、記入する必 担当課等 備 考 印の欄は、該当 J用停止請求の趣	□ 登記事項証明書(請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他() ける場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 □ 委任状(請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他() 要がありません。
請: 次の欄 ※利利請で 3 合	意代理人が請求で 求資格確認書類 は、記入する必 担当課等 備 考 印の欄は、該当 J用停止計求の趣 J用の停止又は消 示水の際には、運	□ 登記事項証明書(請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他() する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 □ 委任状(請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他() 要がありません。 する番号を○で囲んでください。 旨欄は、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第40条第1項第1
情:次の1 2 (合す)3 合す	意代理人が請求す 求資格確認書類 引は、記入する必 担当課等 備 考 印の欄は、該あ 川用の停止は、選 があって、請求者	□ 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他 () する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 □ 委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他 () 要がありません。 する番号を○で囲んでください。 旨欄は、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第40条第1項第1 去)を選択した場合は、該当する□にレ印を付してください。 転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出 (送付による請求をする

様式第18(第27条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をすることに決定しましたので、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報 の内容	(行政文書の名称:)
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担 当 課 等	電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)。

様式第19(第27条関係)

保有個人情報一部利用停止決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部の利用停止をすることに決定しましたので、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報 の内容	(行政文書の名称:)
利用停止の内容	
利用停止をしない こととした部分及 びその理由	
利用停止年月日	年 月 日
担 当 課 等	電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古 屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)。

様式第20(第27条関係)

保有個人情報利用不停止決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条第2項の規定により通知します。

利用停止請求のあ った保有個人情報 の内容	(行政文書の名称:)
利用停止をしない こととした理由		
担当課等		電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)。

様式第21	(第28条関係)
13K 11.577 6 1	(/// / / () /// (// // // // // // // // /

(SIVSIVING BIO)				
	審議会諮問通知書			
		第 年	月	号 日
	様			
	名古屋港管理組合議会議長			印
	日付けの審査請求については、次のとおり名古屋港管理組合個人情報係組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第47条第2項の規定に			まし
審査請求に係る保 有個人情報の内容				
	(行政文書の名称:)		
審査請求の内容				
諮問した日	年 月 日			
担当課等	電話			

名古屋港管理組合議会告示第二号

次のように改正する。名古屋港管理組合議会が管理する行政文書の開示に関する規程(平成十三年名古屋港管理組合議会告示第一号)の一部を名古屋港管理組合議会が管理する行政文書の開示に関する規程(平成十三年名古屋港管理組合議会告示第一号)の一部を

令柜压单三月三十一日

名古屋港管理組合議会

議長 伊藤 勝人

同項各号を次のように改める。う。次項において同じ。)により行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に改め、その保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをい第十条第一項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であって、議長が

- 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧
- 二 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

項各号を次のように改める。その保有するプログラムにより行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に改め、同第十条第二項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であって、議長が

- 一 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付
- 二 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

第十三条第二項中「定めを記載した書面」を「規程」に改める。

「1 この処分につ ら起算して3箇 ができます。

この処分につとを知った日のの処分の取消し

組合を代表する 3 1の審査請求 の翌日から起算 しの訴えを提起

注 1 当日は、

る者は、名古屋

※ 台級 | □□ 中 「注 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。」 や

いて不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日か月以内に、名古屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすること

いて不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったこ翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)。

に収める。

をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表す港管理組合議会議長となります。)。

この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

「教示

1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に名古屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。

様式第三号及び様式第四号中

2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日(審査 や 請求をしたときは、裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、 名古屋港管理組合を被告として(名古屋港管理組合議会議長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理 以おるや。組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)。

様式第六号を次のように改める。

様

式第 6 号 (第 6 条関係) 					
決定期間特例通知書					
			第 年	月	号 日
		様			
		名古屋港管理組合議会議長			印
年の規定により、	月開示決:	日付けで開示請求のありました行政文書については、名古屋港管理組合情報 定等をする期間を次のとおりとしましたので通知します。	報公開	条例第	13条
行政文書の の他の開示 係る行政文 定するに足 項	請求に 書を特				
名古屋港管 情報公開条 条 (開示決 期限の特例 定を適用する	例第13 定等の) の規				
残りの行政 ついて開示 をする期限		(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、 いては、次の期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日	残りの	部分に	<u>:</u> 7

電話

内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

担 当 課

	_		
様式第十	T 中 中	開示に反対する場合の 反対の理由	
] '		(1) 開示に反対する部分
	149	開示に反対する場合の 意見	 (2)開示に反対する具体的理由
		息兄	(1) participation of the state
	ا		
	 78	& 16°	
	Г	教示	
1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に名古屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。			
「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以			
内に、名古屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日 ゆ から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することも 以おるゆ。 できます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となりま			
す。)。 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(こ の訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)。			
老一 副			
1.この現程は、今阳五年四月一日から施行する。(施行期日)			

(凝過措置)

る規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。 基づいて作成されている様式第九号の用紙については、改正後の名古屋港管理組合議会が管理する行政文書の開示に関する この規程施行の際現にこの規程による改正前の名古屋港管理組合議会が管理する行政文書の開示に関する規程の規定に

名古屋港管理組合議会告示第3号

名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和 5 年名古屋港管理組合条例 第 1 号)第31条に規定する写し(電磁的記録を用紙に出力したものを含む。以下同じ。)の作成に要する費用の額を次のように定め、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合議会

議長 伊藤 勝人

行政文書の種別	区 分	費用の額
de the force	複写機により複写したもの(白黒で、日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	1 枚 につき 10円
文書等	複写機により複写したもの(カラーで、日本産業規格A列3番の 大きさまでのものに限る。)	1 枚 につき 50円
	用紙に出力したもの(白黒で、日本産業規格A列3番の大きさま でのものに限る。)	1 枚 につき 10円
電磁的記録	用紙に出力したもの(カラーで、日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	1 枚 につき 50円
	光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。)に複写したもの	1 枚 につき 70円

備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合については、片面を1枚として計算する。
- 2 本組合以外のものに委託して写しを作成した場合における費用の額は、この表の区分にかかわらず、当該委託に係る費用の額とする。
- 3 この表の区分以外のものの作成に要する費用の額は、実費とする。

監查委員事項

名古屋港管理組合監查委員告示第一号

の全部を改正する。名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程(平成十八年名古屋港管理組合監査委員告示第二号)

令性五年三月三十一日

名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程

(岡畑)

という。)の保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。 五年名古屋港管理組合条例第一号。以下「条例」という。)の規定に基づき、名古屋港管理組合監査委員(以下「監査委員」関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和第一条 この規程は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)、個人情報の保護に

(個人情報ファイル簿の様式)

第二条 法第七十五条第一項に規定する個人情報ファイル簿は、様式第一のとおりとする。

(開示請求書の様式)

第三条 法第七十七条第一項に規定する開示請求書は、様式第二のとおりとする。

(開示決定通知書等の様式)

- る。 第四条 法第八十二条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとす
 - の決定 様式第三 使式第三 法第七十六条第一項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)に係る保有個人情報の全部を開示する旨
 - 二 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 様式第四
- 2 法第八十二条第二項に規定する書面は、様式第五のとおりとする。

(決定期間延長通知書の様式)

(開示請求に係る決定期間特例通知書の様式) 第五条 法第八十三条第二項、第九十四条第二項及び第百二条第二項に規定する書面は、様式第六のとおりとする。

第六条 法第八十四条に規定する書面は、様式第七のとおりとする。

(事案の後送の様式)

- 第七条 法第八十五条第一項及び第九十六条第一項の規定による事案の移送は、様式第八により行うものとする。
- 2.法第八十五条第一項及び第九十六条第一項に規定する書面は、様式第九のとおりとする。

(第三者に対する意見照会における通知書等の様式)

- 第八条 法第八十六条第一項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、様式第十のとおりとする。
- 2 法第八十六条第二項に規定する書面は、様式第十のとおりとする。
- (保有個人情報の開示の実施)3 法第八十六条第三項(法第百七条第一項において準用する場合を含む。) に規定する書面は、様式第十一のとおりとする。
- に係る保有個人情報が記録されている行政文書一件につき一部とする。(法第六十条第一項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書をいう。以下同じ。)の写しの交付の部数は、開示請求第九条 法第八十七条第一項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における行政文書
- 監査委員は、当該行政文書の閲覧を中止し、又は禁止することができる。記録されている行政文書の閲覧をする者が当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、2 法第八十七条第一項の規定により閲覧の方法による保有個人情報の開示を実施する場合において、当該保有個人情報が
- ただし、当該各号に定める方法により難いときは、監査委員が適当と認める方法とする。3 法第八十七条第一項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。
 - て、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。) により行うことができるもの一 閲覧に準ずる方法 次に掲げる方法であって、監査委員がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であっ
 - イ 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧、「「」が指えて行う。
 - ロ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
 - 二 写しの交付に準ずる方法 次に掲げる方法であって、監査委員がその保有するプログラムにより行うことができるも
 - イ 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付
 - ロ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(開示の実施方法等申出書の様式)

第十条 令第二十六条第一項に規定する書面は、様式第十二のとおりとする。

(費用の負担等)

する方法により交付されるものの作成及び送付とする。 第十一条 条例第四条第二項の実施機関の規則で定めるものは、第九条第三項第二号に定める方法又は同項ただし書に規定

(訂正請求書の様式)

第十二条 法第九十一条第一項に規定する訂正請求書は、様式第十三のとおりとする。

(訂正決定通知書等の様式)

第十三条 法第九十三条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりと

to 10°

- 保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定、様式第十四一、法第九十条第一項の規定による訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)に係る
- 二 訂正請求に係る保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 様式第十五
- 22 法第九十三条第二項に規定する書面は、様式第十六のとおりとする。

(訂正請求及び利用停止請求に係る決定期間特例通知書の様式)

第十四条 法第九十五条及び第百三条に規定する書面は、様式第十七のとおりとする。

(訂正実施通知書の様式)

を通知する場合に係るものを除く。)は、様式第十八のとおりとする。する場合を含む。)に規定する記録に記録された同法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。)の訂正を実施した旨関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二十三条第一項及び第二項(これらの規定を同法第二十六条において準用第十五条 法第九十七条に規定する書面(情報提供等記錄(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

(利用停止請求書の様式)

第十六条 法第九十九条第一項に規定する利用停止請求書は、様式第十九のとおりとする。

(利用停止決定通知書等の様式)

- な。 第十七条 法第百一条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとす
 - 用停止請求」という。)に係る保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定、様式第二十一、法第九十八条第一項の規定による利用停止(利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下同じ。)の請求(以下「利
 - 二 利用停止請求に係る保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 様式第二十一
- 2 法第百一条第二項に規定する書面は、様式第二十二のとおりとする。

(口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報)

登載するものとする。 きは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により閲覧の求めをすることができる期間及び場所を名古屋港管理組合公報に第十八条 監査委員は、条例第五条第一項の規定により口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報を定めたと

(口頭による保有個人情報の閲覧の求めにおける本人の証明に必要な書類)

- 示し、又は提出しなければならない。 第十九条 条例第五条第一項の規定による閲覧の求めをする者は、監査委員に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提
 - 求めをする者が本人であることを確認するに足りるもの一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該閲覧の国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人問覧の求めをする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険
 - をする者が本人であることを確認するため監査委員が適当と認める書類二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該閲覧の求め

(諮問の通知の様式)

第二十条 法第百五条第三項において準用する同条第二項の規定による通知は、様式第二十三により行うものとする。

密 副

(梶行財日)

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

(名古屋港管理組合監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程の一部改正)

の一部を次のように改正する。2 名古屋港管理組合監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程(平成十三年名古屋港管理組合監査委員告示第一号)

に改め、同項各号を次のように改める。ものをいう。次項において同じ。)により行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」をのをいう。次項において同じ。)により行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」委員がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされた第十条第一項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であって、監査

- 一 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧
- 二 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

改め、同項各号を次のように改める。委員がその保有するプログラムにより行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に第十条第二項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であって、監査

- 一 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付
- 二 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

第十三条第二項中「定めを記載した書面」を「規程」に改める。

「1 この処分に ら起算して3 ことができま 2 この処分に とを知った日 の処分の取消

攀忙號□中壬「注 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。」♥

の処分の収表すの 組合を審査計 の翌日かえを しのの訴えを る者は、 名 注 1 当日は

ついて不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日か 箇月以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をする す。

ついて不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったこの翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこしの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理る者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)。

に改める。

求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表す屋港管理組合代表監査委員となります。)。

、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

「教示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。

様式第三号及び様式第四号中

- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日(審査 請求をしたときは、採決の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、 名古屋港管理組合を被告として(名古屋港管理組合代表監査委員が被告の代表者 となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこ
- ゆ の処分の取消しの訴えを提起することもできます (この訴訟において名古屋港管理 以答⊗№° 組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)。
 - 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)。

様式第六号を次のように改める。

様式第	6 믐	(第6	条関	係)
1477777	~ ~	(31)	1 N 1 N 1	IZIN Z

決定期	間特例	通知	書
1/\/\/\/	16117 1/3		

第号年月日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、名古屋港管理組合情報公開条例第13条の規定により、開示決定等をする期間を次のとおりとしましたので通知します。

行政文書の名称そ の他の開示請求に 係る行政文書を特 定するに足りる事 項	
名古屋港管理組合 情報公開条例第13 条 (開示決定等の 期限の特例)の規 定を適用する理由	
残りの行政文書に ついて開示決定等 をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日
担 当 課 等	電話

		租口公牧 第60万 中和 0 平 5 月 51 日	141		
様式第九号中	開示に反対する場合の 反対の理由				
		(1) 開示に反対する部分			
451	開示に反対する場合の意見	(2) 開示に反対する具体的理由			
に対	\$10°				
禁式第十中中	「教示 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。 奨				
る者は、分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日かて3箇月以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をするきます。 分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったこた日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこ取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理と対してもできます(この訴訟において名古屋港管理と対してもできます。)。 査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日ら起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消を提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表す名古屋港管理組合代表監査委員となります。)。					

3、この規程施行の際現にこの規程による改正前の名古屋港管理組合監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程の規(経過措置)
示に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。定に基づいて作成されている様式第九号の用紙については、改正後の名古屋港管理組合監査委員が管理する行政文書の開

様式第1 (第2条関係)

個人情報ファイル簿 (表)

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	
個人情報ファイルの利用 目的	
記 録 項 目	
記 録 範 囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報	□ 含む □ 含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組	(名 称)
織の名称及び所在地	(所在地)
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	

(裏)				
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第 2 項第 2 号		
四八 和ノナールの性別	令第21条第7項に該当するファイル □ 有 □ 無	(マニュアル処理ファイル)		
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイル	□ 該当 □ 非該当			
行政機関等匿名加工情報	(名 称)			
の提案を受ける組織の名 称及び所在地	(所在地)			
作成された行政機関等匿	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)			
名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)			
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案	(名 称)			
を受ける組織の名称及び 所在地	(所在地)			
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 をすることができる期間				
備考				

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 「要配慮個人情報」欄、「個人情報ファイルの種別」欄及び「行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル」欄については、該当する口にレ印を付すこと。
 - 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。
 - 4 備考2の規定にかかわらず、行政機関等匿名加工情報に関する欄については、当分の間、記入を必要としない。

:	名古屋港管理組合公報	第83号	令和 5 年 3 月31日			145
様式第 2 (第 3 条関係)		(表)				
	保有個人	人情報開え	示請求書			
				年	月	日
名古屋港管理組合代表監查委	· 員 様					
		氏	名			
		郵 便	番号			
		住所((居所)			
		電 話	番 号			
個人情報の保護に関する法律	世第77条第1項の規定に	より、次	のとおり保有個人情報の開示請.	求をします。		
	人 人の法定代理人 人の任意代理人					
開示請求をする保有個人情報の内容						
※ 開示の実施の	写しの交付 実施の希望日>	を希望す 日	ప .			
(開示の実施の方法及び開示の	実施の希望日について	は、希望	【に沿えない場合があります。)			
請求者の本人確認書類等は、	以下のとおりです。					
ア 請求者本人確認書類 □ 運転免許証 □ 健 □ 個人番号カード □ 在留カード又は特別永	康保険被保険者証(住所	新記載のる	あるもの)			

□ 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。)

□ その他(

を添付してください。

(裏)

(ア)	本人の状況	□ 未成年者 (年 月 日生)□ 成年被後見人□ 任意代理人委任者
(イ)	本人の氏名	
(ウ)	本人の住所((居所)
(工)	本人の電話番	·
	定代埋人が請求求資格確認書類	でする場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 「 ロ 戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの)
		□ 登記事項証明書(請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他()
	意代理人が請求 求資格確認書類	□ その他() はする場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。
		□ その他 () はする場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。
請	求資格確認書類	□ その他() はする場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 □ 委任状(請求日前30日以内に作成されたもの)
請之	求資格確認書類	□ その他 ()
請之	求資格確認書類は、記入する意	□ その他 () () () () () () () () () (

- 4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(請求日前30日以内 に作成されたものに限る。) を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを 併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

様式第3 (第4条関係)

保有個人情報開示決定通知書

第号年月日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

1 開示請求のあった保有個人情報の内容

(行政文書の名称:

)

2 開示する保有個人情報の利用目的

3 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等
- (2) 開示を実施することができる日時及び場所

期間: 月 日から 月 日まで

(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)

時間:場所:

- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数
- (4) 開示の実施に要する費用の額

写しの作成に要する費用

円

写しの送付に要する費用

円

4 担当課等

電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古 屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)。
- 注 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

様式第4 (第4条関係)

保有個人情報一部開示決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

1 開示請求のあった保有個人情報の内容

(行政文書の名称:

)

- 2 開示しないこととした部分及びその理由
- 3 開示する保有個人情報の利用目的
- 4 開示の実施の方法等
- (1) 開示の実施の方法等
- (2) 開示を実施することができる日時及び場所

期間: 月 日から 月 日まで

(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)

時間:場所:

- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数
- (4) 開示の実施に要する費用の額

写しの作成に要する費用

円

写しの送付に要する費用

円

5 担当課等

電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古 屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)。
- 注 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

様式第5 (第4条関係)

保有個人情報不開示決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称:)
開示しないことと した根拠規定及び 当該規定を適用す る理由		
担 当 課 等		電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)。

様式第6	(笠	5条関係)

決定期間延長通知書 第 号 年 月 日 様 名古屋港管理組合代表監査委員 印 年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 条第 項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。 請求のあ った保有個人情報 の内容 (行政文書の名称:) 年 月 日から 延長後の決定期間 年 月 日まで 延長の理由 担 当 課 等

電話

様式第7 (第6条関係)

決定期間特例通知書

第号年月日

様

名古屋港管理組合代表監查委員

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

開示請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称:
個人情報の保護に 関す第3条の構定 関第3条の替付 関第3条の 関別 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日
担 当 課 等	電話

様式第8 (第7条関係)

	事案移送書	
	第 年 月	号 日
	様	
	名古屋港管理組合代表監査委員	印
	日付けで 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第次のとおり移送します。	条
請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称:)	
請求者氏名等	氏 名: 住所(居所): 連絡先: 法定代理人又は任意代理人による請求の場合 (本人の状況 □未成年者(年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 本人の氏名 本人の任所(居所)	
添付資料等		
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合は、その旨)	
担当課等	電話	

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、本人の状況のうち該当する口にレ印を付すこと。

様:

式	第9 (第7条関係)								
			事	事案移立	送通知書				
							第 年	月	号 日
		様							
			名	古屋港	管理組合代表監査委員				印
		日付けで 請求のあ 次のとおり移送しました			個人情報については、 ます。	個人情報の保護に	関する	法律第	条
	請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称:)			
	移送をした日		年	月	日				
	移送をした行政機 関等(監査委員) の担当課等					電話			
	移送を受けた行政 機関等(決定等を する行政機関等)								
	移送を受けた行政 機関等の担当課等					電話			
	移送をした理由								

様式第10 (第8条関係)

意 見 照 会 書

第号年月日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により開示請求のありました保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、同法第86条第 項の規定により通知します。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示について御意見があれば、別紙により 年 月 日までに回答してください。

開示請求のあった 保有個人情報が記 録されている行政 文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求のあった 保有個人情報に含 まれているあなた に関する情報の内 容	
意見書の提出先(担 当課等)	電話
個人情報の保護に 関する法律第86条 第2項第1号又は 第2号の規定の当該 用の区分及び当該 規定を適用する理 由	

	意見書	br•	п	
名古屋港管理組合代表	治 香 委員 様	年	月	E
	氏 名			
	郵 便 番 号			
	住所 (居所)			
	電 話 番 号			
開示請求のあった保 有個人情報が記録さ れている行政文書の 名称				
開示についての意見 (該当する番号を ()で囲んでくだ ()さい。	1 開示しても差し支えない。2 開示に反対する。			
	(1) 開示に反対する部分			
開示に反対する場合 の意見	(2) 開示に反対する具体的理由			

様式第11(第8条関係)

開示決定に係る通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

開示に反対する意見書の提出

年 月 日付けで審査請求

のありました保有個人情報について、次のとおりその

開示に反対する意思の表示

全部を開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項

一部 個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3 面の規定により通知します。

開示請求のあった保 有個人情報が記録さ れている行政文書の 名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求のあった保 有個人情報に含まれ ているあなたに関す る情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととし た部分	
担 当 課 等	電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)。
- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知する場合は、審査請求及び取消訴訟に係る教示文を省略すること。

様式第12 (第10条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

名古屋港管理組合代表監查委員 様

氏 名

郵便番号

住所 (居所)

電話番号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

保有個人情報開示決 定通知書等の日付及 び文書番号	日 付: 文書番号:
開示請求に係る保有 個人情報の内容	
開示の実施の方法	1 庁舎における開示の実施を希望する。 <実施の方法> □ 閲覧 □ 写しの交付 <実施の希望日>

- 注1 開示の実施の方法欄は、該当する番号を○で囲んでください。
 - 2 開示の実施の方法欄で1に該当する場合は、該当する□にレ印を付してください。

	名古屋港管理組合公報 第83号 令和5年3月31日
第13 (第12条関係	(表)
	保有個人情報訂正請求書
	年 月 E
名古屋港管理組	· 合代表監査委員 様
	氏 名
	郵 便 番 号
	住所(居所)
	電話番号
	日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に 訂正請求をします。
	1 本人
※請求者の区	
	決定通知書の文書番号: 決定通知書の日付:
開示請求をする有個人情報の内容	
	(行政文書の名称:)
訂正請求の趣	运 旨
訂正請求の理	上 由
請求者の本人確	認書類等は、以下のとおりです。
ア 請求者本人	確認書類
□ 運転免許 □ 個人番号	
	ド又は特別永住者証明書
□ その他()

□ 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。)

を添付してください。

(裏)

(ア)	本人の状況		未成年者(成年被後見 任意代理人	人	月	日生)				
(イ)	本人の氏名									
(ウ)	本人の住所	(居所)							
(エ)	本人の電話	番号								
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	定代理人が請求求資格確認書類	求する 質	場合は、次 □ 戸籍謄 □ 登記事 □ その他	本(請求日項証明書	前30日	以内に作	成された	もの)	j°	
請究			□ 戸籍謄 □ 登記事 □ その他 場合は、次	本(請求E 項証明書 (の書類を提	前30日 (請求日 	以内に作 前30日以) フは提出	成された 内に作成 してくた	もの) された さい。	7°	
請求	求資格確認書類 (大する 大する	□ 戸籍謄 □ 登記事 □ その他 場合は、次	本(請求日 項証明書 (の書類を提 (請求日前	前30日 (請求日 	以内に作 前30日以) フは提出	成された 内に作成 してくた	もの) された さい。	j°	
. 任j . 任j	求資格確認書類 (対する 関	□ 戸籍謄 □ 登記事 □ その他 場合は、次 □ 委任状 □ その他	本(請求E 項証明書 (の書類を提 (請求日前	前30日 (請求日 	以内に作 前30日以) 又は提出 内に作成	成された 内に作成 してくた	もの) された さい。	j°	
. 任j . 任j	求資格確認書類 意代理人が請求 求資格確認書類	対する 関	□ 戸籍謄 □ 登記事 □ その他 場合は、次 □ 委任状 □ その他	本(請求E 項証明書 (の書類を提 (請求日前	前30日 (請求日 	以内に作 前30日以) 又は提出 内に作成	成された 内に作成 してくた	もの) された さい。	7°	

- 2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出(送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等)が必要です。
- 3 請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する口にレ印を付してください。
- 4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

様式第14 (第13条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称:)
訂正の内容	訂正前
	訂正後
訂 正 年 月 日	年 月 日
担 当 課 等	電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)。

様式第15 (第13条関係)

保有個人情報一部訂正決定通知書

第号年月日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部の訂正をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称:
訂正の内容	訂正前
II. W PY &	訂正後
訂正をしないこと とした部分及びそ の理由	
訂 正 年 月 日	年 月 日
担 当 課 等	電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)。

様式第16	(第13	冬	閗	(区)

保有個人情報不訂正決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称:)
訂正をしないこととした理由	
担 当 課 等	電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古 屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)。

様式第17 (第14条関係)

決定期	[月月A土./5	汇备 左	t#±
17 IF III	ロロコイイツ	11 TER 751	

第号年月日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

請求のあった保有個人情報 の内容	(行政文書の名称:)	
個人情報の保護に 関する法律第 条 (決定等 の期限の特例)の 規定を適用する理 由								
決定等をする期限	4	年	月	日				
担 当 課 等					Ę	官話		

164		名古月	屋港管理組合公報	第83号	令和5年3	月31日				
様式	第18(第15条関係)									
			保有個人情	青報訂正領	 					
								第 年	月	号 日
		様								
			名古	'屋港管理	組合代表監査	 查委員				印
	年 月 日り、次のとおり訂正の実		しました保有個人 たので、同法第97				関する法律領	第92条	の規定	によ
	訂正の実施をした保 有個人情報の内容	(行政文	書の名称:)			
	訂正請求者の氏名									
	訂正請求の趣旨									
	訂 正 の 内 容	訂正前								
	n II. v/ ry 合	訂正後								
	訂 正 年 月 日		年	月	∃					

電話

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

担 当 課 等

	名古屋港管理組合公報 第83号 令和5年3月31日	165
519 (第16条関係)	(表)	
	保有個人情報利用停止請求書	
	年	月 日
名古屋港管理組合代表	表監査委員 様	
	氏 名	
	郵 便 番 号	
	住所(居所)	
	電 話 番 号	
年 月 にり、次のとおり利用(日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第99条第1年 停止請求をします。	項の規定に
※請求者の区分	 本人 本人の法定代理人 本人の任意代理人 	
利用停止請求をする保有個人情報の	決定通知書の文書番号: 決定通知書の日付: 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	
内容	(行政文書の名称:)	
※利用停止請求の	1 法第98条第1項第1号該当→ □ 利用の停止 □ 消去	
趣旨	2 法第98条第1項第2号該当→ 提供の停止	
利用停止請求の理 由		
請求者の本人確認書	質等は、以下のとおりです。	
ア 請求者本人確認書 □ 運転免許証 □ 個人番号カード	□ 健康保険被保険者証(住所記載のあるもの)	

□ 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。)

を添付してください。

(裏)

イ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
(ア) 本人の状況 □ 未成年者 (年 月 日生) □ 成年被後見人 □ 任意代理人委任者
(イ) 本人の氏名
(ウ) 本人の住所(居所)
(エ) 本人の電話番号
ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □ 戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの) □ 登記事項証明書(請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他()
エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □ 委任状(請求日前30日以内に作成されたもの) □ その他()
次の欄は、記入する必要がありません。
担当課等
備考
注1 ※印の欄は、該当する番号を〇で囲んでください。 2 利用停止請求の趣旨欄は、法第98条第1項第1号を選択した場合は、該当する□にレ印を付してください。 3 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出(送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等)が必要です。 4 請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。 5 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

様式第20 (第17条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報 の内容	(行政文書の名称:)
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担 当 課 等	電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古 屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)。

様式第21	(第17条関係)

保有個人情報一部利用停止決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部の利用停止をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあ った保有個人情報 の内容	(行政文書の名称:
利用停止の内容	
利用停止をしない こととした部分及 びその理由	
利用停止年月日	年 月 日
担 当 課 等	電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)。

様式第22 (第17条関係)

保有個人情報利用不停止決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により通知します。

利用停止請求のあ った保有個人情報 の内容	(行政文書の名称:)
利用停止をしないこととした理由	
担 当 課 等	電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古 屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)。

	審議会諮問通知書				
			第 年	月	号 E
	様				
	名古屋港管理組合代	代表監査委員			目
	3付けの審査請求については、次のとおり名さ 雙に関する法律第105条第3項において準用す				
有個人情報の内容	(行政文書の名称:)			
審査請求の内容					
審査請求の内容 諮 問 し た 日	年 月 日				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合